

データで見る習志野市の環境



（写真：実籾本郷公園）

習志野市 環境白書 平成25年版

はじめに



産業、技術、流通の発展とともに、私たちの日常生活や社会経済活動において、ますますエネルギーが不可欠な時代となっています。しかし、エネルギーの消費は環境負荷を増大させ、私たちの生活環境、そして地球環境に影響を及ぼす原因になっていることも現実です。また、平成25年には、大気汚染の一因である微小粒子状物質（PM2.5）が問題視され、本市においても監視体制を整えました。

自然の恵みは、地球上に存在するあらゆる植物や生物にとって必要不可欠なものであり、私たちの生活や心を豊かにするものであります。本市の南西部に位置し、渡り鳥の中継地でもある谷津干潟は、平成5年6月に、ラムサール条約登録湿地となり、今年20周年を迎えました。これを記念して、6月1, 2, 8, 9日の4日間にわたり、谷津干潟自然観察センターにおいて記念式典をはじめ、ラムサール条約を考えるシンポジウムや干潟に生息する生き物の観察など、子供から大人まで楽しめる様々なイベントを開催しました。また8月24日には、谷津干潟や自然への思いなどが書かれた黄色いハンカチ約17,000枚で谷津干潟を囲むというイベントを行いました。これらのイベントは、多くの皆様にとって貴重な自然財産である谷津干潟の保全について考え、また環境問題を見つめ直す良い機会となったのではないのでしょうか。

私たちは、次の世代へ自然豊かな住みよい地球を引き継いでいくため、自然環境を大切にし、環境に配慮した生活や責任ある行動をとる必要があります。本市では、今後も市民と行政が共に協力し合い、地球環境にやさしい循環型社会の構築を目指してまいります。

この白書は、本市における環境行政について平成24年度の現況を取りまとめたものです。本書が皆様の環境に対する関心と理解をより一層深め、よりよい環境づくりに向けて具体的な行動を起こす一助になれば幸いです。

平成25年9月

習志野市長 宮本 泰介

習志野市文教住宅都市憲章

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

目次

1. 習志野市の概要	- 3 -
1.1. 習志野市の位置・地勢	- 3 -
1.2. 人口・世帯数	- 3 -
1.3. 気象	- 4 -
1.4. 産業	- 4 -
1.5. 土地利用	- 4 -
1.6. 交通	- 5 -
2. 習志野市における環境施策 総論	- 9 -
2.1. 習志野市環境基本計画（平成 19 年 3 月策定）	- 9 -
2.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画（平成 21 年 6 月策定）	- 11 -
2.3. 習志野市地球温暖化防止実行計画（平成 21 年 10 月策定）	- 11 -
2.4. 習志野市新エネルギービジョン（平成 19 年 2 月策定）	- 12 -
2.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）	- 13 -
2.5.1. ごみ処理基本計画	- 13 -
2.5.2. 生活排水処理基本計画	- 17 -
2.5.3. 推進体制と進行管理	- 18 -
2.5.4. 災害廃棄物処理	- 18 -
2.6. 習志野市緑の基本計画（平成 19 年 3 月策定）	- 19 -
2.7. ハミングロード再生基本計画（平成 16 年 3 月策定）	- 24 -
2.8. 習志野市生活環境保全計画（平成 21 年 3 月策定）	- 26 -
3. 習志野市における環境施策 各論	- 31 -
3.1. 地球温暖化対策推進事業	- 31 -
3.1.1. エコシステム設置費補助事業	- 31 -
3.1.2. 習志野市・イオン環境フェア	- 32 -
3.1.3. みどりのカーテン	- 32 -
3.1.4. 改正省エネルギー法に対する習志野市の取り組み	- 33 -
3.2. 自然環境	- 34 -
3.2.1. 自然環境の現況	- 34 -
3.2.2. 谷津干潟の保全対策	- 34 -
3.2.3. 谷津干潟の日行事	- 35 -
3.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議主管者会議	- 36 -
3.2.5. ブリズベン市との湿地交流	- 36 -
3.2.6. 谷津干潟自然観察センター	- 36 -
3.2.7. 自然とのふれあいの推進	- 39 -
3.2.8. 自然保護地区等の保全	- 42 -

3.3. 公園・緑地	- 44 -
3.3.1. 緑の現況	- 44 -
3.3.2. 都市公園等の整備	- 46 -
3.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開	- 47 -
3.4. 廃棄物対策	- 48 -
3.4.1. ごみの収集	- 48 -
3.4.2. ごみの処理	- 48 -
3.4.3. し尿処理の現況	- 51 -
3.4.4. 資源循環型社会の形成	- 52 -
3.4.5. その他の衛生	- 55 -
3.5. 公害の未然防止と苦情相談	- 55 -
3.5.1. 環境保全条例の運用	- 55 -
3.5.2. 公害等に係る苦情相談	- 56 -
3.6. 大気	- 57 -
3.6.1. 大気汚染の概要	- 57 -
3.6.2. 大気汚染の現況	- 58 -
3.6.3. 各大気汚染物質の動向	- 58 -
3.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策	- 61 -
3.6.5. 光化学スモッグ	- 62 -
3.7. 水質	- 63 -
3.7.1. 水質汚濁の概要	- 63 -
3.7.2. 水質汚濁の現況	- 63 -
3.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策	- 66 -
3.8. 地質	- 67 -
3.8.1. 地下水汚染の概要	- 67 -
3.8.2. 地下水汚染の現況	- 67 -
3.8.3. 地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策	- 68 -
3.8.4. 土壌汚染の概要	- 68 -
3.8.5. 地盤沈下の概要	- 69 -
3.9. 騒音・振動・悪臭	- 71 -
3.9.1. 騒音・振動の概要	- 71 -
3.9.2. 騒音・振動の現況	- 71 -
3.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策	- 74 -
3.9.4. 悪臭の現況	- 76 -
3.9.5. 悪臭の防止対策	- 76 -
3.10. 有害化学物質	- 77 -
3.10.1. ダイオキシン類	- 77 -
3.10.2. 内分泌かく乱化学物質（※環境ホルモン）	- 79 -

3.10.3. アスベスト	- 80 -
3.10.4. 旧軍毒ガス弾等の最近の調査状況	- 82 -
3.10.5. 放射性物質汚染対策	- 82 -
4.市民協働による環境づくり	- 89 -
4.1. 市民協働による環境づくり	- 89 -
4.1.1. 習志野市花いっぱい花壇づくり	- 89 -
4.1.2. ごみゼロ運動	- 90 -
4.1.3. 歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン	- 90 -
5.資料編	- 93 -
5.1. 環境行政の推移	- 93 -
5.2. 廃棄物処理	- 105 -
5.3. 衛生処理	- 109 -
5.4. 気象状況	- 111 -
5.5. 大気関係汚染物質測定結果	- 113 -
5.5.1. 常時監視測定結果	- 113 -
5.5.2. 酸性雨調査結果	- 115 -
5.6. 水質環境調査結果	- 116 -
5.7. 自動車交通量年度別推移	- 119 -
5.8. 地盤沈下調査結果	- 120 -
5.9. 環境基準	- 121 -
5.9.1. 大気汚染に係る環境基準	- 121 -
5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準	- 121 -
5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	- 124 -
5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準	- 124 -
5.9.5. 騒音に係る環境基準	- 124 -
5.9.6. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準	- 125 -
用語の解説（本文中に*印のある用語等の解説）	- 126 -

第 1 部
習志野市の概要

1. 習志野市の概要

1.1. 習志野市の位置・地勢

本市は房総半島の北西部、東経 140 度 1 分 48 秒、北緯 35 度 40 分 38 秒(市庁舎位置)に位置し、東京からほぼ 30 km 圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

面積は県内 4 番目に小さく 20.99 km² であり、地形は東西 8.9 km、南北 6.2 km、海拔最高 30.6m、最低 0.8m で内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。



図 1.1.1 習志野市位置図

1.2. 人口・世帯数

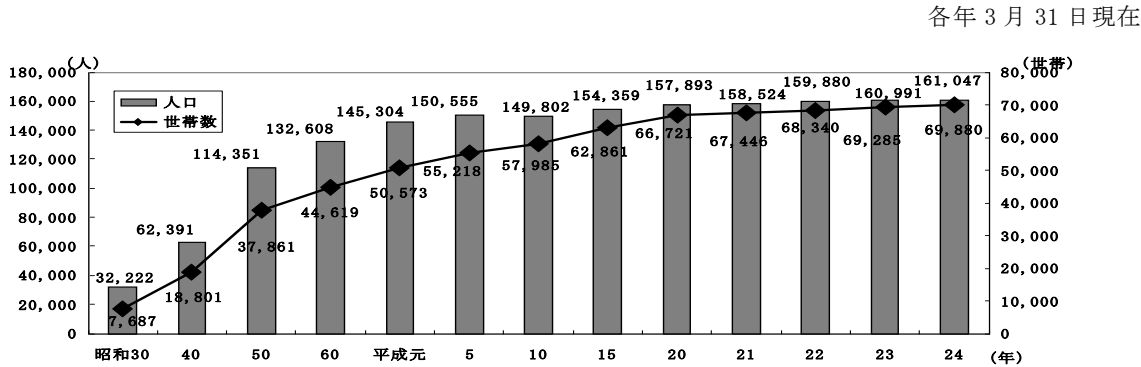
平成 25 年 4 月 1 日現在の常住人口は 165,399 人、世帯数は 71,705 世帯、人口密度は約 7,880 人/km² となっており、浦安市、市川市に次ぎ県内 3 番目に高い状況となっています。

表 1.2.1 近年の人口推移

	世帯数	人 口			人口密度
		総数	男	女	
平成 21 年	67,331	160,603	80,873	79,730	7,651.4
平成 22 年	68,311	162,099	81,530	80,569	7,722.5
平成 23 年	70,676	165,148	83,381	81,767	7,867.9
平成 24 年	71,236	165,164	83,419	81,745	7,868.7
平成 25 年	71,705	165,399	83,487	81,912	7,879.9

(資料：千葉県常住人口調査)

(1) 人口・世帯数の移り変わり



(資料：「平成 24 年版習志野市統計書」住民基本台帳)

図 1.2.1 人口推移

1.3. 気象

表 1.3.1 気象状況

年度	気温 (℃)			湿度 (%)	風速 (m/s)		降水量 (mm)	
	最高	最低	平均	平均	最高	平均	総量	日最大
平成 元	33.7	-3.8	15.1	72	10.8	2.3	1,689	140
5	35.9	-1.6	14.7	70	19.2	2.6	1,458	110
10	31.5	-6.3	12.7	72	12.1	2.5	1,131	73
15	35.2	-3.9	14.8	73	12	2.7	1,211	76
20	35.6	-2.6	15.4	70	10.5	2.5	1,486	78
21	32.7	-2.7	15.3	72	14.8	2.6	1,571	91
22	36.5	-3.4	15.6	67	11.5	2.8	1,404	156
23	35.4	-4.4	15.2	68	12.3	2.7	1,275	101
24	34.7	-2.8	15.4	66	12.0	2.7	940	58

※詳細は第5部資料編5.4.を参照

(東習志野観測局)

1.4. 産業

表 1.4.1 産業別事業所・従業者数

全産業	総計	建設業	製造業	通信・運輸業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	その他
事業所数	4,383	334	182	194	1,040	51	473	2,082	27
従業者人数	56,279	2,626	5,436	7,146	12,231	702	1,657	25,282	1,199

(資料：「平成24年版習志野市統計書」産業別事業所の推移)

1.5. 土地利用

表 1.5.1 土地利用

平成25年1月1日現在 単位：km ²						
総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
20.99	0.02	1.39	11.37	0.08	2.7	5.43

(資料：資産税「固定資産概要調書」)

表 1.5.2 都市計画区域面積

平成25年3月31日現在 単位：ha

市街化区域	市街化調整区域	総面積
1,859	240	2,099

表 1.5.3 用途地域面積

平成25年3月31日現在 単位：ha

第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
357	10	446	43	396	27
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
33	36	28	253	137	93

(資料：都市計画課)

1.6. 交通

表 1.6.1 交通機関

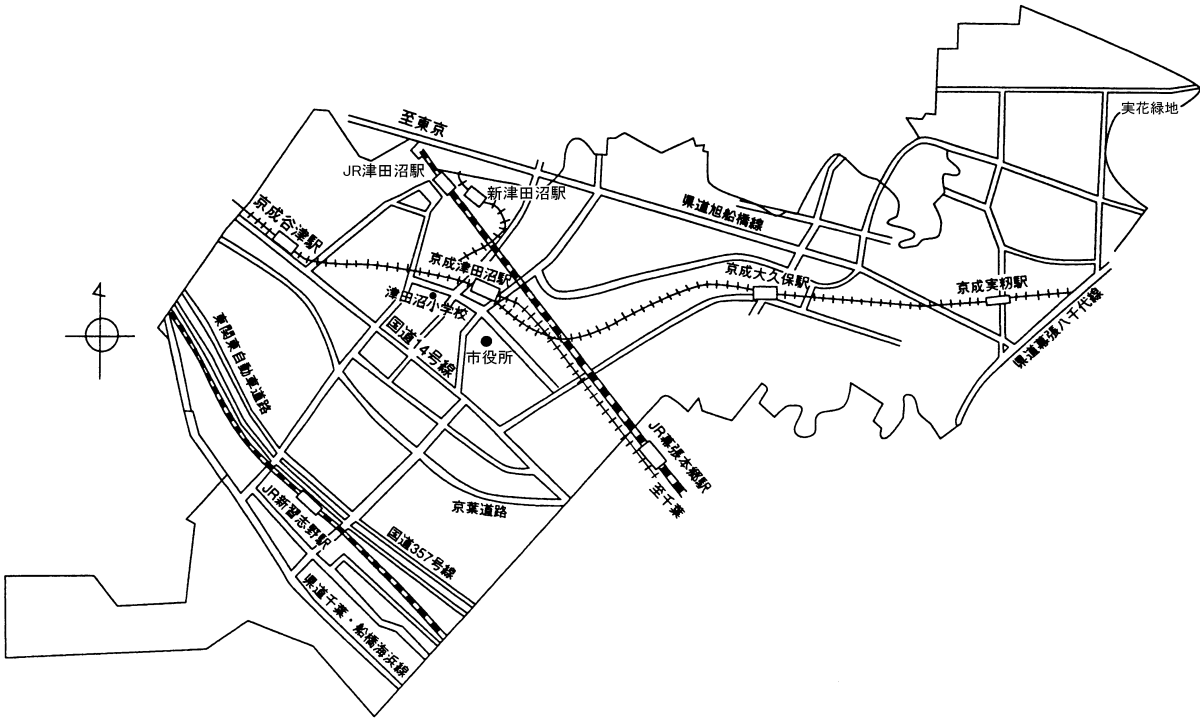
機関名	社名	駅名・バス路線数
鉄 道	JR東日本	総武線：津田沼駅 京葉線：新習志野駅
	京成電鉄	京成本線：谷津駅、京成津田沼駅、大久保駅 実籾駅 京成千葉線：京成津田沼駅
	新京成電鉄	新京成線：京成津田沼駅、新津田沼
	京成バス	8路線（習志野市コミュニティバスを含む）
バ ス	千葉シーサイドバス	3路線

（資料：「平成24年版習志野市統計書」）

表 1.6.2 主な道路交通量

道路名	京葉道路	国道 14号線	東関東 自動車道路	国道 357号線	国道 296号線	単位：台/日 左記主要5路線 交通量
交通量	106,552	21,606	89,918	34,896	46,060	299,032

※詳細は第5部資料編5.7.を参照



※図上の市役所の位置は旧庁舎を示しています。

図 1.6.1 習志野市図

第 2 部

習志野市における環境施策 総論

2. 習志野市における環境施策 総論

戦後の高度経済成長により国民の生活水準が高まった反面、様々な*公害が生み出されてきました。これらの公害問題の解決を目指し、昭和42年に公害対策基本法が制定されました。

本市は、昭和45年に習志野市公害防止条例を制定し、昭和49年に習志野市公害防止計画を策定する等、様々な公害防止対策を実施してきました。

人の健康や生命への被害という観点から、地域的な問題として公害をとらえてきましたが、近年では、人間だけではなく動植物への被害が地球全体に及び、これらの問題が提起されるようになりました。公害問題から環境問題へと施策を展開させていくため、平成11年に、環境保全についての理念を定めた習志野市環境基本条例を制定しました。

2.1. 習志野市環境基本計画（平成19年3月策定）

本市では、平成11年に制定した習志野市環境基本条例第9条「環境基本計画の策定」に基づき、平成19年3月に「習志野市環境基本計画」を策定しました。

環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向及びその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

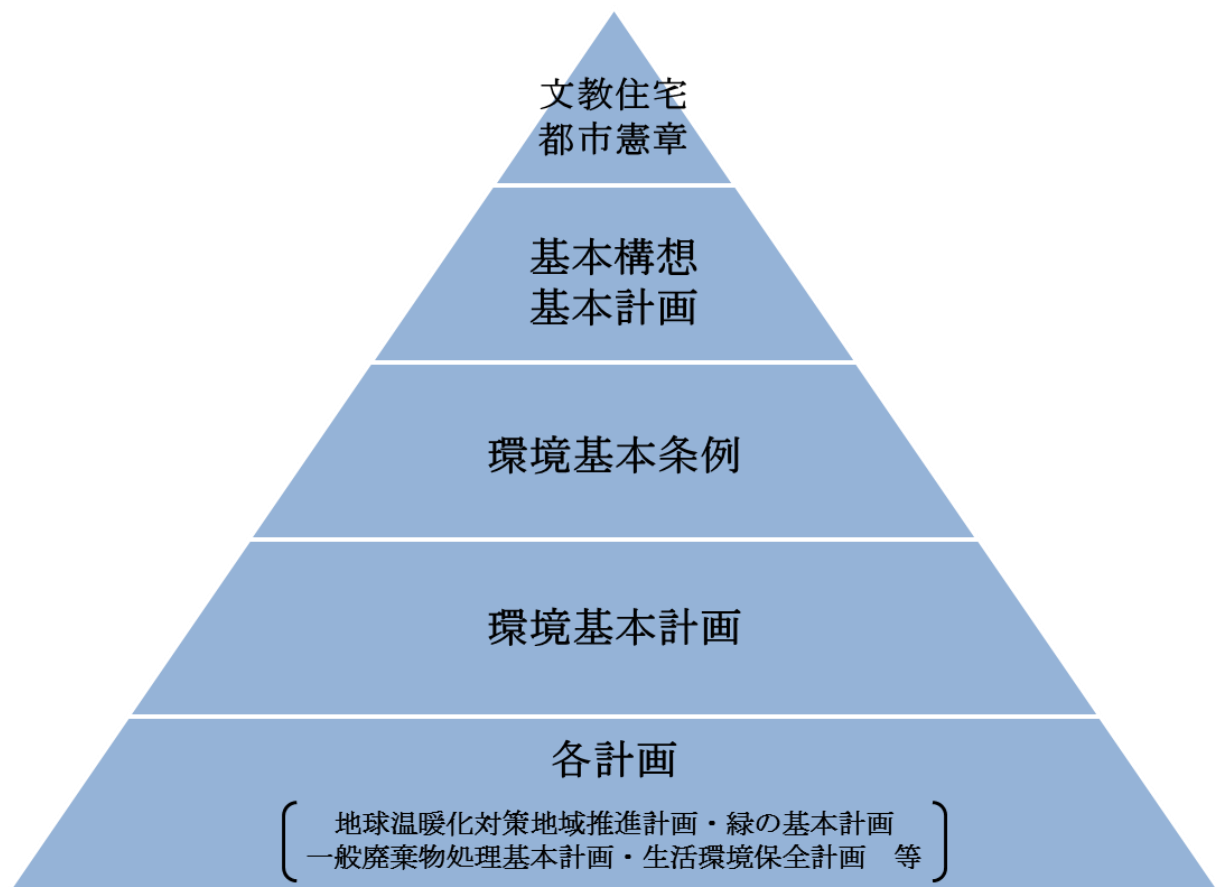
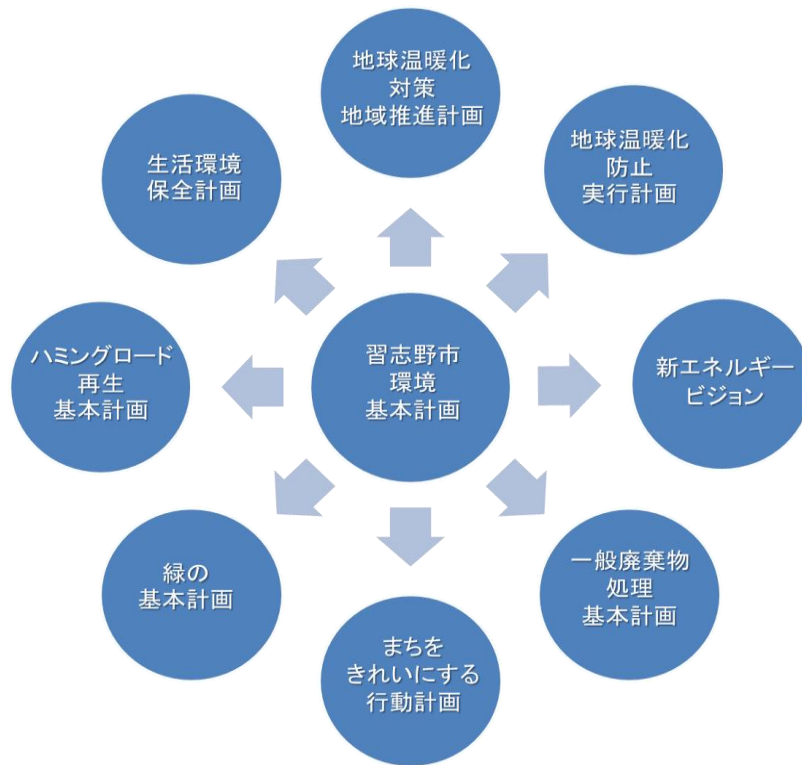


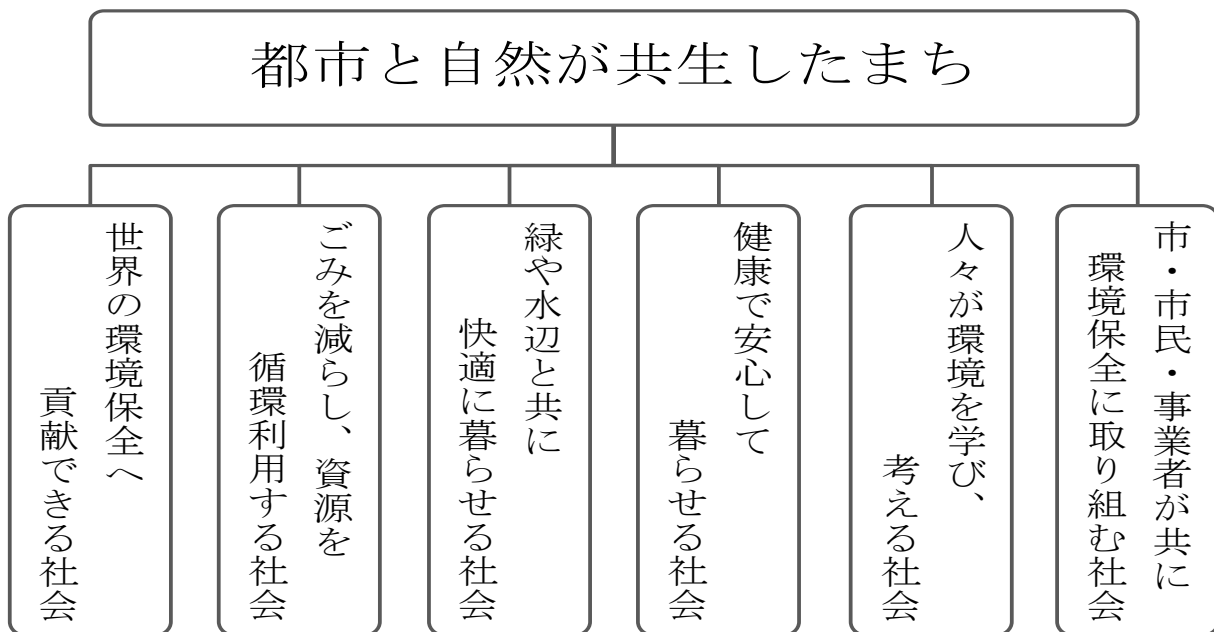
図 2.1.1 環境施策の体系イメージ

環境基本計画で示している指標を実現するために、具体的な行動計画や実施計画を策定しています。



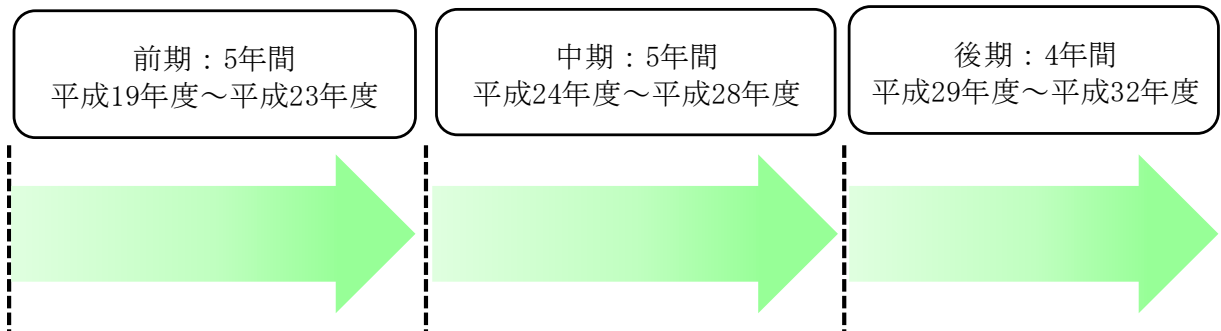
(1) 計画の目標

習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、望ましい環境像として、「都市と自然が共生したまち」を掲げています。この環境像を実現していくための指標として、次のとおり環境目標を定めました。



(2) 計画年次

計画期間を前期、中期、後期の3つに区切り、各期間において事業の進行管理を行います。各期間の終了時には、取り組みの成果や進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



(3) 計画の進捗状況

各計画の進捗度は、次章以降に示しています。

2.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画（平成21年6月策定）

日々深刻化する地球温暖化を防止するため、市民・事業者・市が一体となった地域レベルの行動をより一層強化することが不可欠であり、地域に根ざした取り組みを着実に実行していくことが重要です。本市では、地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として、平成21年6月に「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

本計画では、本市全域における二酸化炭素排出量の削減を目標として掲げ、平成24年度において、家庭1世帯、事業所等の床面積1㎡当たりの二酸化炭素排出量を平成17年度に比べて10%削減することとしました。

なお、本計画は、平成24年度までとなっておりましたが、東日本大震災以降のエネルギー需給事情の大きな変化に伴う国や千葉県の施策等の動向を踏まえて、次期計画の策定をすることとし、それまでの間、計画期間を延長しました。

2.3. 習志野市地球温暖化防止実行計画（平成21年10月策定）

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）、さらに平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、本市でも、「習志野市エコオフィスプラン」、「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」に基づき、温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成21年度には、これまでの取り組みを踏まえ、第3次の実施計画として、「習志野市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

本計画では、市の事務・事業において排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン）を削減の対象とし、「習志野市地球温暖化対策地域推

進計画」における「床面積1㎡当たりの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を10%削減する」の実現を目標としています。

なお、習志野市地球温暖化防止実行計画は、市民、事業者、市が一体となって地球温暖化対策を推進するために策定した、「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に貢献することから、習志野市地球温暖化対策地域推進計画と同様に次期計画の策定まで、計画期間を延長しました。

表 2.3.1 習志野市地球温暖化防止実行計画における総削減目標

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）		削減目標量 （床面積1㎡当たり10%）
平成17年度排出量 （床面積1㎡当り排出量）	49,810,000 kg-CO ₂ （123.65 kg-CO ₂ /㎡）	総削減量 4,983,000 kg-CO ₂ 〔床面積当たり削減量〕 12.37 kg-CO ₂ /㎡
平成24年度排出量 （床面積1㎡当り排出量）	44,827,000 kg-CO ₂ （111.28 kg-CO ₂ /㎡）	

（計画対象床面積（決算書による）：402,827㎡）

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）		削減量
平成24年度排出量 （床面積1㎡当り排出量）	59,706,295 kg-CO ₂ （160.35 kg-CO ₂ /㎡）	総削減量 ▲11,767,027 kg-CO ₂ 〔床面積当たり削減量〕 ▲31.60 kg-CO ₂ /㎡

（平成24年度計画対象床面積（省エネ法による）：372,360㎡）

2.4. 習志野市新エネルギービジョン（平成19年2月策定）

私たちの社会は、産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求め、環境への負荷を増大させながら、社会活動や日常生活を営んできました。しかし、このことが化石燃料の大量消費を促し、それによって資源の枯渇が危惧され、同時に二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行等、様々な環境問題が顕在化・深刻化しています。

このような状況を踏まえ、環境基本計画では地球環境に関連して、「世界へ貢献できる社会」を環境目標とし、その中で、「代替エネルギーの導入」を掲げています。

そこで、太陽光・風力等の自然エネルギーの導入、都市ガス供給事業の活用、清掃工場の余熱・廃熱の利用、クリーンエネルギー自動車の導入等、各分野における新エネルギー施策の総合的な拡大と充実を図るため、平成19年2月に「習志野市新エネルギービジョン」を策定しました。

しかし、東日本大震災以降のエネルギー需給事情の大きな変化を受けて、国のエネルギー基本計画の見直しや千葉県地球温暖化防止計画の期間延長をしましたことから、本市の「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」も次期計画の策定まで計画期間を延長しました。

そのため、習志野市新エネルギービジョンについては、エネルギー施策として、地球温暖化と密接な関係であることから、新たに策定する「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」へ統合・廃止することを前提に、平成24年11月に停止しました。

2.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版） （平成19年3月策定 平成24年5月改訂）

2.5.1. ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法と示す。）第6条第1項に基づき作成するもので、本市の区域内から発生する※一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では※循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など、様々な法の整備が行われてきました。

本市においても、国によるこれら法制度の見直し、県における目標値の見直し、さらに社会経済情勢の変化等により、清掃行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。また、稼働から9年（計画策定時）が経過した清掃工場の老朽化や長寿命化への対応など、様々な問題が生じてきました。

このようなことから、平成23年度から改訂作業を行い、平成24年5月に、改めて本市の今後の清掃行政の方向性を示す「習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下、基本計画改訂版と示す。）を策定しました。

（1）計画目標年度

平成24年度を初年度とし、平成28年度を中間目標年度、平成33年度を計画目標年度としています。なお、中間目標年度には、ごみ量の変化等、状況に応じて見直しを行うものとしています。

（2）基本理念

本市では、循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成

(3) 基本方針

基本方針1 再生利用率の向上

- ・市民・事業者・市が一体となり、分別を徹底させることにより、再生利用率向上を目指します。

基本方針2 排出ルールの徹底

- ・啓発を積極的に行い、市民・事業者の意識の高揚を図り、排出ルールの徹底に向けた施策に取り組みます。

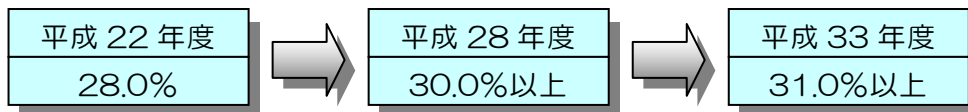
(4) 数値目標

① 1人1日あたりのごみ総排出量



※1人1日あたりのごみ総排出量 (g/人・日) = 年間総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+団体回収) ÷ 常住人口 ÷ 365 日

② 再生利用率



※再生利用率 = (選別資源量+団体回収量+スラグ・メタル) / 総排出量 × 100

③ 最終処分量



5) 計画の施策の評価

平成24年度は基本計画改訂版に基づき、下記の施策に取り組みました。

[評価判定]

○：施策を実施したもの

△：施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの

×：見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

Ⅰ．効果的な施策

< 1 > 再生利用率の向上

施 策	平成24年度の取り組み	実施状況
① 家庭ごみ収集処理の有料化による研究等	家庭ごみ収集処理の有料化について、近隣市や先進市の情報を収集し、整理を行いました。	△
② ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	循環型社会形成推進地域計画の中で検討を行いました。今後も、本市の清掃施設の特性などを考慮しながら検討していきます。	△
③ 古紙の徹底分別	広報紙等により古紙の分別の方法について啓発を行いました。	○

< 2 > 排出ルールの徹底

施 策	平成24年度の取り組み	実施状況
① 市指定ごみ袋の義務化	家庭ごみ収集処理の有料化等の研究を行っていく中で、市指定ごみ袋の義務化についても今後検討していきます。	×
② ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	広報紙やホームページによる情報発信をするとともに、環境美化推進員の講習会において、ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発を行いました。	○

Ⅱ．継続して取り組む施策

< 1 > 減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施 策	平成24年度の取り組み	実施状況
① 過剰包装の抑制	広報紙での啓発や3Rに関するポスターの掲出を行いました。	○
② 大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	大型店に協力をいただき、店内放送での啓発放送を行いました。	○
③ 事業系ごみの手数料の適正化	平成26年度が手数料見直しの時期となるため、近隣市の情報収集を行いました。	△

イ 再使用

施 策	平成24年度の取り組み	実施状況
① イベントの開催支援	町会や自治会等が行う、環境美化活動への啓発物資の貸出し及び提供を行いました。	△
② リサイクルプラザでの再生・販売の推進	リサイクル可能なごみを再生加工し、販売を行いました。また、不用品に関する情報交換の場を提供しました。	○

ウ 再生利用

施 策	平成24年度の取り組み	実施状況
① 体験教室を通じた再生利用の推進	参加者にびんの欠片からブローチを作るなど、実際にリサイクルの体験をしてもらうことで、意識の高揚を図りました。	○
② グリーン購入の推進	庁用品に環境負荷ができるだけ小さいものの購入を推進しました。	△
③ バイオマスエネルギーの検討	バイオマスエネルギーについての調査・研究等を行いました。	△

< 2 > 市民・事業者・市の 3 者協働

ア 市民の役割に関して

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	分別排出の徹底	広報紙やホームページで分別排出の啓発を行いました。また、適正な分別がされていない集積所の指導等を行いました。	△
②	リサイクル活動の促進	有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付し、リサイクル活動の推進を図りました。	○

イ 事業者の役割に関して

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	事業所における減量化対策	多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでももらいました。また、2社を訪問し、計画に基づく取り組みの状況の確認を行いました。	○
②	事業系ごみのリサイクル	多量排出事業者には、減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでももらいました。中小企業者等への啓発が今後の課題となっています。	△

ウ 市の役割

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	分別・ごみ減量・資源化にかか る啓発の推進	広報紙やホームページで「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」の周知を行いました。また、ごみの出し方 50 音別分類表、地区別収集カレンダーをホームページに掲載し、啓発を図りました。	○
②	ごみ減量・資源化の啓発	小学校 4 年生における工場見学の受入れを行いました。また、紙パックはがき作りなどのリサイクル体験教室を開催しました。	△
③	有価物回収運動奨励金、補助金 の交付	有価物を分別回収した登録団体に対し奨励金を交付し、また、回収事業者に対し補助金を交付しました。	○
④	庁内リサイクル活動の推進	コピー用紙・プリンタ用紙は、裏紙や再生紙を使うなど、ごみの減量化・リサイクルに取り組みました。	○
⑤	環境美化活動にかかる地域との 連携・支援	連合町会長等で組織された「習志野市をきれいにする会」を中心に、ごみゼロ運動を実施するとともに、連合町会の協力により、市内各駅において、歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。	○
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例の見直し	第二次一括法の関係により、技術管理者の資格要件等について市の条例に定めるため、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正を行いました。	○

< 3 > 適正な処理の実施

ア 収集・運搬

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	ごみ集積所の設置等に関する指 導	住宅分譲業者等に対し、開発行為の事前協議において指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止についての協議を行いました。	○
②	集積所の適正な管理等に関する 指導	適正なごみの排出がされていない集積所に対し指導を行うとともに、不法投棄禁止看板を必要な集積所に配布しました。	○
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者 住所確認と分別搬出指導	ごみの自己搬入の際に受付において、搬入者住所を確認するとともに、搬入ごみは、排出者に分別して廃棄をしてもらうよう指導を行いました。	○
④	環境負荷の低減	平成 24 年度に発注したパッカー車は、低公害車としました。	○
⑤	運搬許可業者への適正指導	適正な運搬が行われるように、必要に応じて指導を行いました。	○

イ 中間処理

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	芝園清掃工場及びリサイクルプラザ（前処理施設・再生施設）の適正な維持管理を行いました。また、処理状況を環境白書等でお知らせしました。	○
②	スラグ・メタルのリサイクル	熔融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却し、再資源化を図りました。	○
③	サーマルリサイクルの推進	ごみを焼却（熔融）する際に発生する熱エネルギーを利用して、電気を発電し、工場で使用するとともに、余った電力を売却しました。	○
④	リサイクルプラザの効率的な運営	再生品の販売・提供、リサイクル体験教室の実施、リサイクル情報の提供等を行いました。	○
⑤	不燃物再選別による資源回収	再選別を行い、燃えないごみに含まれている資源の回収を行いました。	○
⑥	ストックヤードの整備	資源物の貯留施設の容量不足等に対応するため、循環型社会形成推進地域計画の中で、ストックヤードの整備に向けた取り組みを位置付けました。	△
⑦	災害時の廃棄物対策	災害が発生した時の対応を整理し、災害廃棄物処理基本計画策定について検討を行いました。	△

ウ 最終処分

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	最終処分量の削減	スラグ・メタルの資源化を行うとともに、ごみの減量に取り組みました。	○
②	最終処分用地の確保	リスク分散のため、新たな最終処分場の確保に向けた取り組みを行いました。	△

< 4 > その他

施 策		平成24年度の取り組み	実施状況
①	芝園清掃工場の長寿命化	芝園清掃工場を延命化するため、循環型社会形成推進地域計画に、長寿命化計画策定を位置付け、平成25年度に策定することにしました。	△

2.5.2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

基本方針1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の推進と未接続住宅に対する指導、啓発をより一層推進し、下水道への接続率の向上を図ります。

基本方針2 将来の処理量を見据えたし尿処理施設の整備

し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少の傾向であるため、平成19年度から平成21年度にかけて、処理施設の縮小化整備を行いました。今後も将来の処理量を見据えて、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう、し尿処理施設の整備の検討を行っていきます。

(2) し尿処理施設の将来計画

下水道の普及により減少傾向にある、し尿及び浄化槽汚泥の処理について、いくつかのケースを検討し、今後の方向性や考え方をまとめた「習志野市し尿処理施設将来計画」を平成25年3月に策定しました。

2.5.3. 推進体制と進行管理

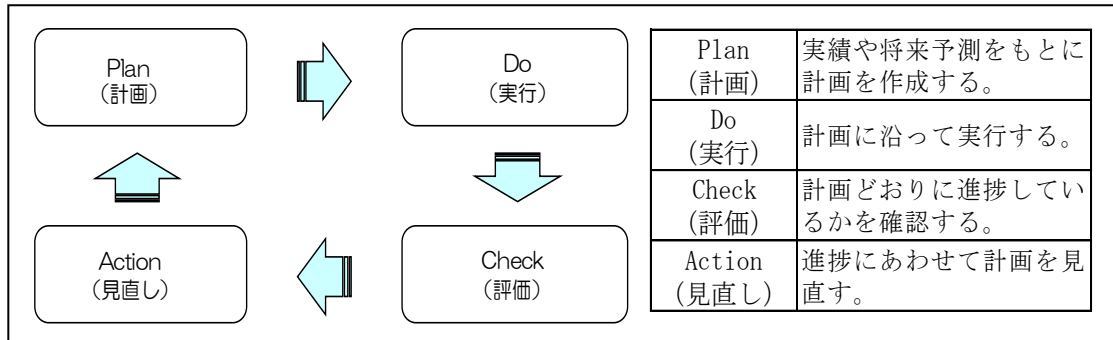


図 2.5.1 PDCA サイクルの概念

2.5.4. 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

防災時の基本方針については、「習志野市地域防災計画」（平成18年度 習志野市防災会議）において定めています。

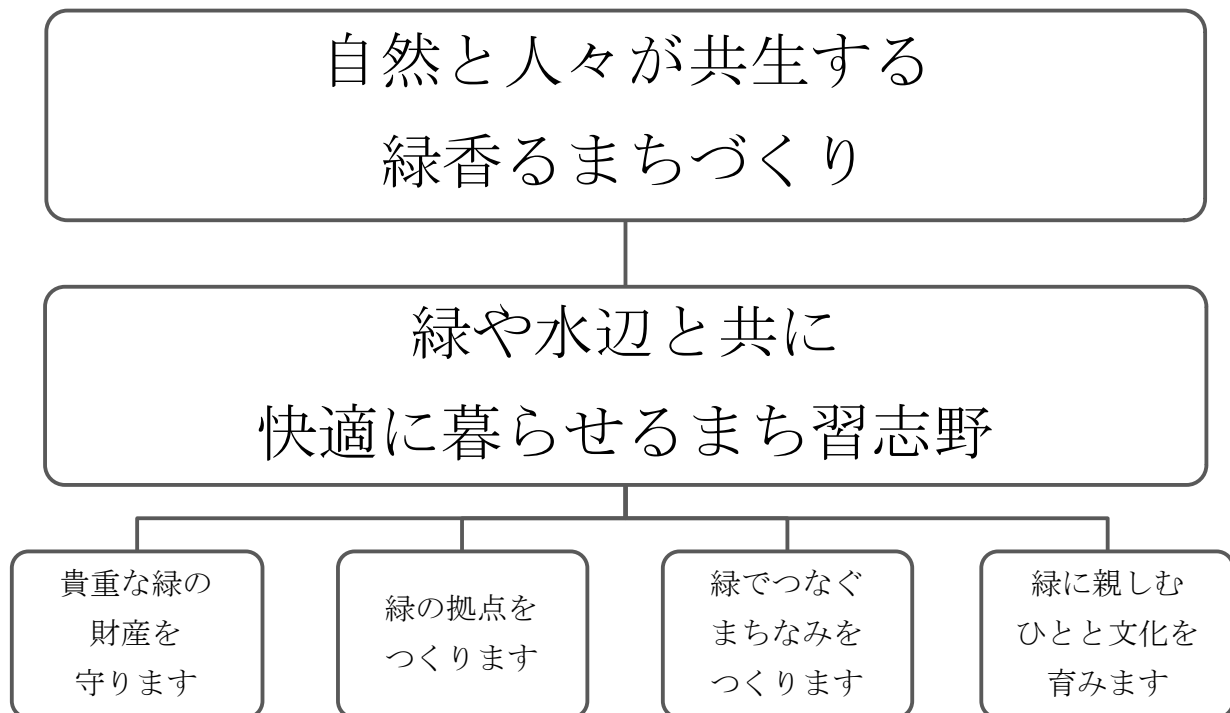
今回の東日本大震災における対応については、さまざまな課題があったことから、今後、これらの課題を検証し、地域防災計画の見直しを進めています。災害廃棄物の処理についても、その中で、今回の課題を検証しながら見直しを行っていきます。

2.6. 習志野市緑の基本計画（平成19年3月策定）

「習志野市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、平成19年3月に策定しました。

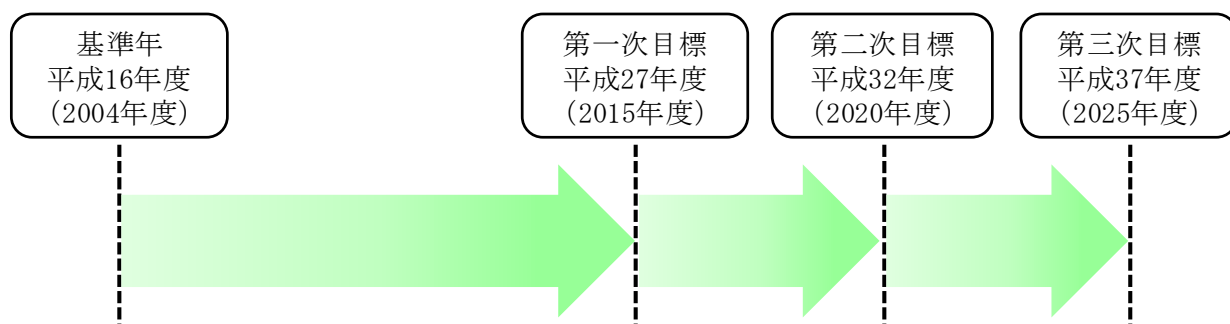
（1）基本計画のテーマ～緑の将来像～基本方針

緑の基本計画では、感じるものが少なくなりつつある木々の香り、草花の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、テーマと目指す将来像を定めています。テーマ及び将来像で示した緑のまちづくりを実現するために、4つの基本方針を定めています。



（2）目標年次

緑の基本計画は、平成16年度から平成37年度までを計画期間としています。長期的な計画であるため、期間の途中に目標を設定し、実施状況の確認や見直しを行います。



(3) 進捗状況

平成24年度における緑の基本計画の進捗状況は、基本方針ごとに次のとおりです。

表 2.6.1 平成24年度末における緑の基本計画の実施状況（その1）

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(1) 貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	・干潟の保全	アオサ除去事業	○
			鳥類調査	×
			指標生物のモニタリング	×
			谷津干潟保全関係行政連絡協議会の開催	×
			谷津干潟環境保全交流会の開催	平成22年度で廃止
		・干潟に親しむ機会の推進	観察指導事業	○
			散策ルートの再構築	△
			散策マップ等の作成、共通案内板等の設置	△
			谷津干潟市民クリーン作戦事業	○
			谷津干潟の日事業	○
		・ウォーターフロントの再生・創出	習志野海岸整備事業	△
		・シギ・チドリネットワークを活かした国内外の交流	湿地交流事業（ブリズベン市との湿地交流）	○
			湿地交流事業（国内交流）	○
	優れた自然環境の保全と活用	・特別緑地保全地区の指定検討	特別緑地保全地区の指定	×
		・自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	自然保護地区、都市環境保全地区等の指定	○
			自然保護地区、都市環境保全地区等への助成	○
			松枯れ・雑木伐採	○
		・身近な水辺の保全	身近な水辺の保全	○
		・里山の保全と里山に親しむ機会の推進	実証自然保護地区ビオトープ構築事業	×
			自然観察会の開催	×
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	・文化財の指定継続と活用	埋蔵文化財調査事業	○
		・社寺林の保全	都市環境保全地区等の指定	○
			都市環境保全地区等への助成	○
			松枯れ・雑木伐採	○
		・ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	×
	農地の保全と活用	・生産緑地地区の保全	生産緑地地区の保全と指定	○
		・農用地区域の保全	野菜指定産地振興対策事業	○
			土壌改良事業	○
			価格安定対策事業	○
			農業団体育成事業	○
		・市民農園の拡充	市民農園整備事業	○
		・未利用農地の活用	都市農地環境保全事業	○

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

表 2.6.2 平成 24 年度末における緑の基本計画の実施状況（その 2）

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(2) 緑の拠点を つくります	都市公園の整備	・住区基幹公園の整備	街区公園の整備	△
			近隣公園の整備	△
			地区公園の整備	×
		・市民の様々な利用に向けた公園の整備	安全な子育て広場の整備	△
			自然とふれあえる公園の整備	△
			その他の様々な利用に向けた公園の整備	○
		・借地公園の導入検討	借地公園の導入	×
		・立体都市公園制度の活用	立体都市公園制度の活用	×
		・総合公園の整備	総合公園の整備	×
		・風致公園の整備	風致公園の拡張整備	△
		・都市緑地の整備	都市緑地の整備	△
	緑のネットワークの構築	・ハミングロードの再整備	ハミングロード再整備事業	△
		・香りの道づくり	香りの道づくり	△
		・緑道の整備	緑道の整備	×
	公共施設緑地の整備	・公共施設緑地の整備	緑地の保全と活用	△
			花壇の維持管理	○
			河川・水路の活用	×
			旧水路・旧調整池の活用	△
	防災に役立つ緑の整備	・防災公園の整備	防災公園の整備	△
		・公園緑地・河川等の防災機能の向上	既存の公園緑地の避難地としての整備	△
			河川空間の防災機能の向上	×
	公園の運営・管理	・既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	安全・安心な利用に向けた公園等維持管理事業	○
			既存公園のバリアフリー化	△
		・指定管理者制度の導入検討	指定管理者制度の導入	△
		・公園台帳等の整備	公園台帳、街路樹台帳の整備と更新	△
		・省エネルギー対策	省エネルギー施設の導入	△

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施

表 2.6.3 平成 24 年度末における緑の基本計画の実施状況（その 3）

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(3) 緑でつながるまちなみをつくります	公共公益施設の緑化	・公共公益施設の緑化	敷地内緑化の推進	○
			屋上緑化や壁面緑化の推進	○
			学校ビオトープづくりの支援	×
		・道路の緑化	道路等の緑化推進	○
			街路樹の育成・管理	○
		・鉄道施設の緑化	鉄道施設の緑化推進	×
	住宅地の緑化	・緑地協定制度の活用	緑地協定制度の活用	△
		・地区計画制度の活用	地区計画制度の啓発	○
			地区計画の都市計画決定手続き	○
		・緑化計画制度の検討	緑化計画制度の導入	×
		・花と緑のまちなみ登録制度の検討	花と緑のまちなみ登録制度の導入	×
		・住宅開発時の緑化指導	住宅地緑化の新たな基準づくり	△
		・接道部の緑化や生垣化の推進	接道部の緑化や生垣化の推進	○
			維持管理に対する支援制度の導入	×
	工場・事業所等の緑化	・工場・事業所の緑化推進	工場・事業所緑化の新たな基準づくり	△
		・緑化協定の締結推進と緑地の保全	緑化協定継続のしくみづくり	×
		・工場・事業所・大学の市民開放の促進	工場・事業所・大学の市民開放の促進	×
	商業地の緑化	・花で彩られた魅力ある商店街づくり	花で彩られた商店街づくり	△
		・駐車場・駐輪場の緑化	駐車場・駐輪場の緑化推進	×
		・緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	△

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施

表 2.6.4 平成 24 年度末における緑の基本計画の実施状況（その 4）

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(4) 緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	・ 緑の愛護会・自然保護団体の育成	緑の愛護会の育成	×
		・ アダプト制度導入の検討	自然保護団体の活動	×
		・ 「名木百選」の拡充と推進	名木百選事業	○
		・ 花いっぱい花壇づくり （ボランティアサポート）の推進	パートナーシップ事業（地域花いっぱい事業）	×
			花いっぱい花壇づくりへの支援	○
		・ オープン・ガーデンの普及	オープンガーデンの普及	△
		・ 習志野の緑を再発見する活動の展開	緑を再発見する活動の展開	△
	緑を支えるしくみづくり	・ 緑の表彰制度の継続と活用	緑の表彰制度の継続と活用	○
		・ 緑のリサイクルシステムの構築検討	剪定枝チップ有効活用事業	○
		・ 緑と花の講習会の開催と相談員の育成	緑と花の講習会の開催	△
		・ プレイリーダーの育成	プレイリーダーの活動	×
		・ 緑のキャラクターづくり	イメージキャラクターづくり	△
		・ あじさい 16 万本計画	あじさい 16 万本計画事業	△
		・ 「誕生の木」の配布	「誕生の木」の配布	○
		・ 植木まつり等イベントの開催	植木市の開催	×
			緑の絵画コンクールの開催	×
	緑の情報発信の充実	・ 広報、パンフレット、映像等による情報発信	広報・パンフレット等による情報発信	○
		・ 緑と公園のホームページの充実	ホームページの充実	○
		・ 緑のマップ・緑の副読本づくり	緑のマップ等の作成	△
	緑と水の計画・調査・研究	・ 緑の基本計画・実施計画の策定	個別事業ごとの整備計画の策定	○
		・ 緑の現況調査の定期的実施	緑の現況調査の定期的実施	△
		・ 美しい緑の景観づくりの検討	景観行政団体への移行	△
			景観計画の策定・景観条例の制定	△
		・ 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	△
		・ 緑と水のこども探検隊の設立検討	緑と水のこども探検隊の設立	×
		・ 教育機関との連携	教育機関との連携	×
		・ 市民による緑と水の調査・研究	自然環境調査の実施	△

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施

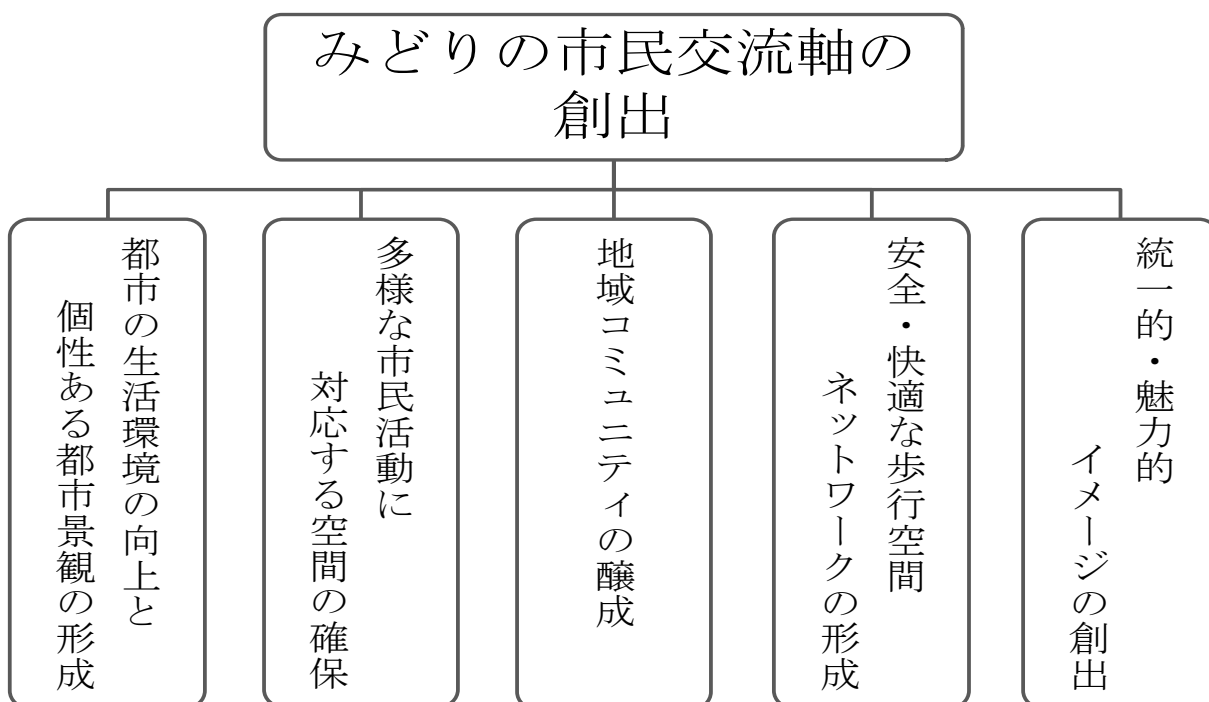
目標年次のとおり、今後は第一次目標年次の平成 27 年度に計画の進捗度を確認し、計画の実現性及び目標数値の見直しを行います。

2.7. ハミングロード再生基本計画（平成16年3月策定）

ハミングロードは、千葉市及び八千代市境にあたる本市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫して海まで続く、延べ11.67kmの幹線緑道です。供用開始から年月が経過して生じてきた様々な問題点を解決し、魅力ある緑道として再生することを目的として、「ハミングロード再生基本計画」を策定しました。

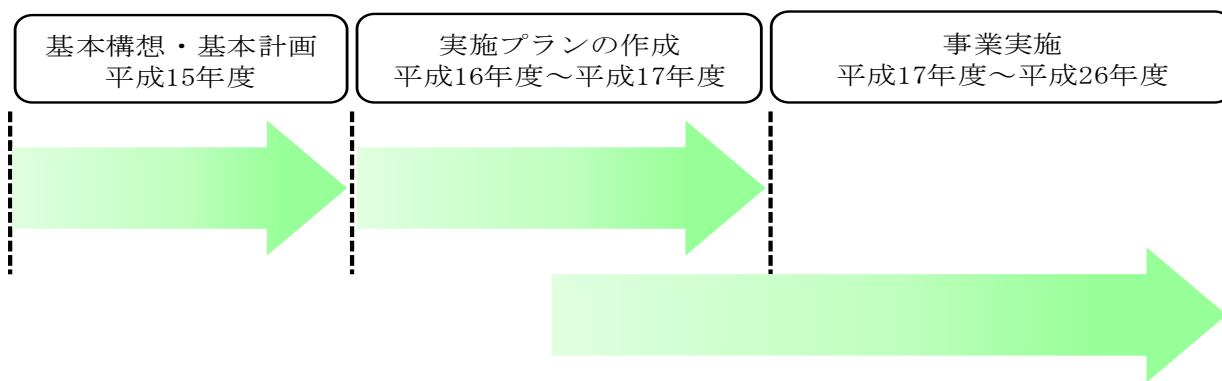
（1）再生基本計画の基本理念と基本方針

習志野市ハミングロード再生基本計画検討協議会を発足し、市民と行政の協働により、基本理念と基本方針を定めました。



（2）目標年次

基本計画をより具体的に掘り下げたハミングロード再生実施プランを策定し、計画の目標年次を平成26年度に定めました。



(3) 進捗状況

平成24年度末におけるハミングロード再生基本計画の進捗状況は、次のとおりです。

表 2.7.1 平成24年度末におけるハミングロード再生基本計画の実施状況

	基本方針	施策の展開	施策内容	実施状況
みどりの市民交流軸の創出	都市の生活環境の向上と個性ある都市景観の形成	未整備区間の整備	ルートの整備	△
			沿道修景・維持管理	△
			清掃美化	△
		施策等の整備・充実	施設整備	△
			施設デザイン提案	△
		植栽環境の充実	樹木の伐採	△
			樹木の保護育成	△
			清掃美化	△
	多様な市民活動に対応する空間の確保施設等の整備充実	広場空間の整備	利便施設整備	△
			整備内容提案・簡易な維持管理	△
			スペースの提供	△
		イベント対応施設の充実	利便施設整備	△
			イベント企画・運営	△
			イベント広報・支援	△
		安全性の確保	安全施設の整備・確保	△
			安全確保状況の調査・通知	△
	地域コミュニティの醸成	市民参加の施設整備	ワークショップ等の参加・立案	○
			ワークショップ等の運営・企画	○
		市民参加の利用運営	ルートマップ案の作成	△
			ホームページ情報提供	△
			イベント企画運営	△
		市民参加の維持管理	ボランティアサポート参加	△
			資材調達、提供、保険加入等	△
	安全・快適な歩行空間ネットワークの形成	ネットワークルートの整備	ネットワークルートの整備	△
			ネットワークルートの要望	△
		誘導サイン等の充実	施設整備	△
			設置箇所提案・要望	△
		周辺ルートマップづくり	マップ作成	△
			ルートマップ情報提供	△
	統一的・魅力的イメージの創出	ロゴ・イメージキャラクターの検討	デザイン募集	△
			デザイン応募、投票	△
		ホームページの開設	ホームページ開設・管理	△
			ホームページ情報提供	△
		統一サインの充実	デザイン募集	△
			デザイン応募、投票	△
		広報等によるPR	広報掲載	△
			ポスター作成	△
			折込広告	△
			ニュースレター配布	△
			ケーブルテレビ放映	△

評価の基準

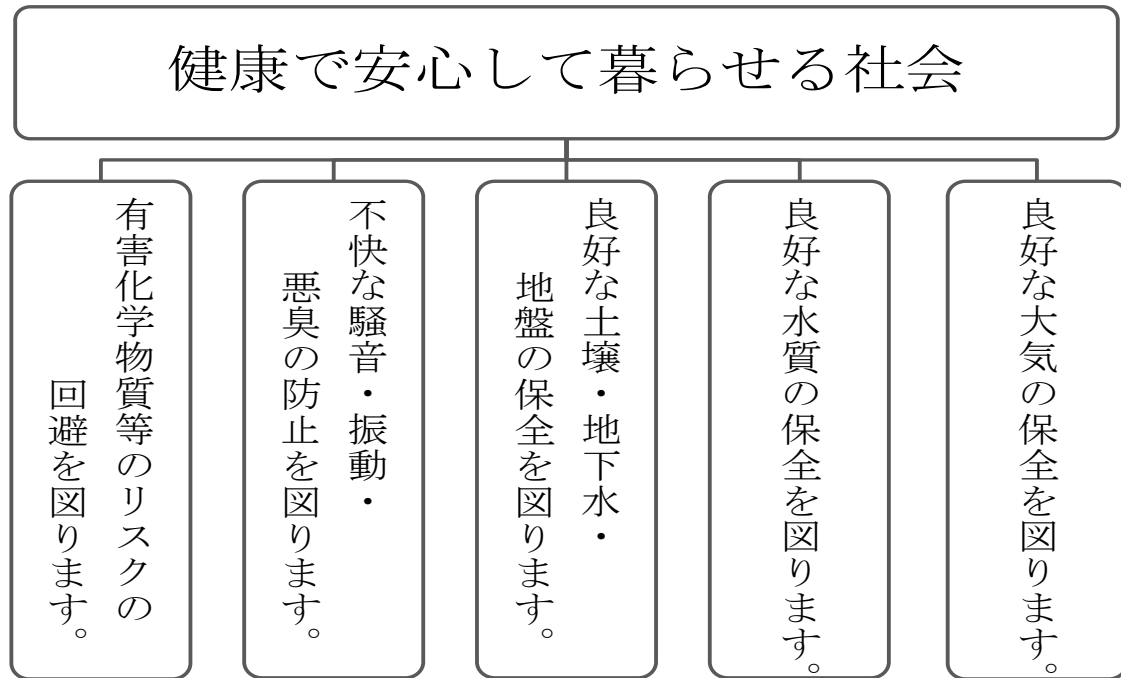
- ：目標を達成済み
- △：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの
- ×：見直しが必要、未実施

2.8. 習志野市生活環境保全計画（平成21年3月策定）

習志野市環境基本計画において掲げられた環境目標「健康で安心して暮らせる社会」、5つの基本方針の実現に向けて、分野別基本計画として平成21年3月に策定しました。

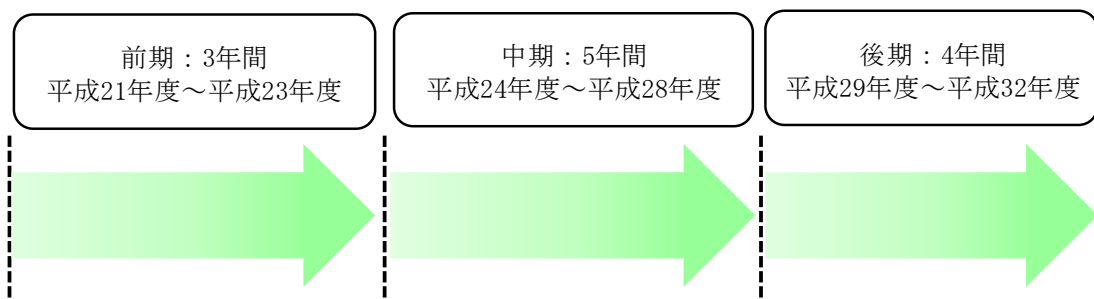
(1) 計画の基本方針

いわゆる典型7公害とされる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下の他、ダイオキシン等の有害化学物質から、市民の良好な生活環境を守るための基本方針及び施策を定めました。



(2) 計画年次

計画期間を環境基本計画に合わせ、前期、中期、後期の3つに区切り各期間や公害関係法令の改正時等、必要に応じて計画の見直しを行います。平成24年度からの見直しに際し※微小粒子状物質（PM2.5）の※環境基準が定められたことから、その測定に着手しました。



(3) 計画の目標達成状況

平成24年度における目標の達成状況は、次ページの表2.8.1にまとめています。なお、詳細については参照欄に掲げる第3部各章に掲載しています。

表 2.8.1 平成24年度 生活環境保全計画の目標達成状況

	監視項目		目標値	実施方法及び評価方法		目標の達成状況	達成率	参 照
大 気	二酸化硫黄		環境基準	一般局(2)常時監視 1日平均値の2%除外値		2/2	100%	第3部 第6章
	二酸化窒素		千葉県 環境目標	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		0/1	0%	
			環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%	
	光化学オキシダント		環境基準	一般局(1)常時監視 1時間値		0/1	0%	
	浮遊粒子状物質		環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の2%除外値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値		1/1	100%	
	微小粒子状物質		環境基準	一般局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値		1/1	100%	
非メタン系炭化水素		中央公害 対策審議会 答申	一般局(1)	年平均	1/1	100%		
			常時監視	日 別	336/365	92%		
			自排局(1)	年平均	1/1	100%		
			常時監視	日 別	340/364	93%		
水 質	河 川	健康項目 重金属等27項目	環境基準 (河川)	27項目×3地点 年4回 年間平均値 (シアンは最高値)		80/81	99%	第3部 第7章
		生物化学的 酸素要求量	環境基準 生活環境項目 河川E類型	・3地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	3/3	100%	
		水素イオン			日間平均値	12/12	100%	
		浮遊物質				12/12	100%	
		溶存酸素量				12/12	100%	
	汽水域	健康項目 重金属等25項目	環境基準	25項目×4地点 年1回 年間平均値 (シアンは最高値)		100/100	100%	
	海 域	化学的 酸素要求量	環境基準 生活環境項目 海域C類型	・1地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	4/4	100%	
		水素イオン			日間平均値	3/4	75%	
		溶存酸素量			4/4	100%		
		全窒素	環境基準 生活環境項目 海域IV類型		年間平均値	0/1	0%	
全磷		0/1	0%					
地 質	地下水	トリクロロ エチレン等	環境基準	127本・年1回		100/127	79%	第3部 第8章
		ほう素※		115本・年1回		112/115	98%	
		ふっ素※		115本・年1回		114/115	99%	
	地盤	年間沈下量	年間沈降量が 2cm以下	15地点・年1回 千葉県水準点測量調査 H23.11月～H24.3月測定		0/15	0%	
騒 音 ・ 振 動	道路沿道騒音		環境基準	昼間13地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル		6/13	46%	第3部 第9章
				夜間13地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル		6/13	46%	
				昼間10地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル		8/10	80%	
	一般環境騒音		環境基準	夜間10地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル		9/10	90%	
				昼間6地点・年1回 8時から19時の80%上端値		6/6	100%	
	道路交通振動		55dB以下	夜間6地点・年1回 19時から8時の80%上端値		6/6	100%	
有 害 化 学 物 質 等	ダイオキシン類	大気	環境基準	4地点・年2回 年間平均値		4/4	100%	第3部 第10章
		水質	環境基準	3地点・年2回 年間平均値		3/3	100%	
		水底の底質	環境基準	3地点・年1回		3/3	100%	
		土壌	環境基準	1地点・年1回		1/1	100%	

第 3 部

習志野市における環境施策 各論

3. 習志野市における環境施策 各論

3.1. 地球温暖化対策推進事業

3.1.1. エコシステム設置費補助事業

本市では、地球温暖化防止等環境への負荷の低減に資するエネルギーの有効活用の促進を図るため、「住宅用太陽光発電システム」または習志野市企業局が供給するガスを燃料とする「住宅用ガス高効率給湯器」を設置した方に対し、設置費の一部を補助しています。

(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

平成 21 年度より、太陽光エネルギーの有効活用の促進を図るため補助金制度を創設しました。

表 3.1.1 太陽光発電システム設置費補助金交付実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
交付件数	97件	134件	180件	215件
平均最大出力	3.53kw	3.71kw	3.79kw	3.92kw
補助額	太陽電池の最大出力（単位はkwとし、小数点以下第3位を四捨五入する）に、2.5万円を乗じた額。上限10万円。			

(2) 住宅用ガス高効率給湯器設置費補助金

平成 22 年度より、省エネルギー機器の促進を図るため、給湯効率の高いガス給湯器の補助金制度を創設しました。

表 3.1.2 ガス高効率給湯器設置費補助金交付実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
交付件数	509件	737件	1,115件
補助金	5万円（補助対象経費が5万円未満の場合はその額）		

3.1.2. 習志野市・イオン環境フェア

地球温暖化防止、節電等の環境問題について、多くの市民に考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業であるイオン津田沼店と協働で開催しました。



表 3.1.3 習志野市・イオン環境フェア実施内容

開催日時	平成24年6月7日（木）～10日（日）		
場所	イオン津田沼店		
内容	1. 展示 (1) パネル展示等 ・地球温暖化等に関するパネル ・「住宅用太陽光発電システム」「住宅用ガス高効率給湯器」設置費補助制度に関するパネル ・谷津干潟に関するパネル (2) 谷津バラ園の紹介を兼ねたバラの展示 2. 体験イベント 6月 9日（土） 発泡トレイでコースター作り 約80名参加 6月10日（日） オリジナルマイバッグ作成 約80名参加		

3.1.3. みどりのカーテン

みどりのカーテンとは、つる性の植物で建物の窓や壁をおおった自然のカーテンです。これにより、夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周囲の温度を下げる効果が期待できます。本市では平成22年度より、市役所第三分室の南側の壁面に「リュウキュウアサガオ」等を植えて、みどりのカーテンを実施しており、市のホームページでの紹介や、広報等でPRを行うなど、地球温暖化対策の一つとして取り組みを行いました。



みどりのカーテン（平成24年8月撮影）

3.1.4. 改正省エネルギー法に対する習志野市の取り組み

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、省エネ法という。）は、より一層のエネルギーの使用の合理化により、燃料資源の有効な利用を確保するために平成20年に改正され、平成22年より年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル（kl）以上の特定事業者に対して、事業1単位当たりのエネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年平均1%以上の改善が求められています。

本市は、市長部局、習志野市教育委員会及び習志野市企業局がそれぞれ対象（特定事業者）となり、平成21年度分から、国に対し、エネルギー使用量の報告をしています。

表 3.1.4 エネルギー使用量の実績値

	平成22年度 エネルギー使用量	平成23年度 エネルギー使用量	平成24年度 エネルギー使用量	増減率 (平成23年度と平成24 年度との比較)
市長部局	7,205 kl	6,742 kl	6,673 kl	1.0 %減
教育委員会	2,734 kl	2,285 kl	2,467 kl	7.9 %増
企業局	2,058 kl	2,058 kl	2,006 kl	2.5 %減

平成24年度も前年度に引き続き、市長部局及び教育委員会は照明の間引きや空調使用の適正管理等の省エネ努力を行いました。

原油換算にして市長部局は対前年度比で約1%のエネルギー使用量の削減、教育委員会は約7.9%のエネルギー使用量の増加となりました。

企業局については、一部給水場における節電効果により、対前年度比で約2.5%の削減となりました。

表 3.1.5 省エネ対策の具体例

夏	・ クールビズ ・ 節電ビズの実施（平成24年5月10日～10月31日） ノーネクタイ、ポロシャツ、チノパンなど、暑さをしのぎやすい服装で体感温度を下げようとするもの。 室内温度28℃に設定（午前8時30分～5時15分） ・ クールアースウィークの実施（平成24年8月11日～17日） 午後5時15分以降速やかに退庁し、全庁的に消灯を行い、空調を止めることで、より効果的な省エネを目指しました。
冬	・ ウォームビズの実施（平成24年11月1日～平成25年3月31日） 室内温度20℃に設定、寒さをしのぎやすい服装 ・ 冬季省エネウィークの実施（平成25年2月9日～15日） 午後5時15分以降速やかに退庁することで、クールアースウィーク同様、より効果的な省エネを目指しました。

3.2. 自然環境

3.2.1. 自然環境の現況

本市南部は、昭和 30 年代後半からの二度にわたる東京湾の埋立てにより、自然海岸線は姿を消し、埋立地に囲まれた形で「谷津干潟」が存在しています。この谷津干潟はシギ・チドリ、カモ類の渡り鳥の飛来地となっており、本市に残された貴重な自然の象徴になっています。

一方北部は、海拔 20～30m ほどの関東ローム台地が広がっており、かつて台地には枝状に谷が入り込んでおり、そこに※谷津田が点在していました。しかし、谷津田も宅地などに変わり、市内には数か所残るだけとなっています。実籾地区に残る谷津田は、市内でも自然が豊かで、景観にもすぐれており、平成 4 年 8 月に「実籾自然保護地区」に指定し、将来にわたって、良好な自然環境を保全していくこととしています。

3.2.2. 谷津干潟の保全対策

(1) 環境省の取り組み

谷津干潟は渡り鳥の飛来地であり、都市部に残された貴重な湿地として、昭和 63 年に国指定鳥獣保護区・特別保護地区に設定され、平成 5 年には※ラムサール条約登録湿地に認定されました。

近年の環境省による調査では、海水の滞留による干潟面の減少、※アオサ類の大量発生や、枯死したアオサの堆積や腐敗による底生生物の減少、※青潮の発生など、水鳥類の採餌環境の悪化が懸念されているとの結果が出されています。また、アオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えています。

本市としては、これまでにさまざまな保全活動を行ってきましたが、広大な谷津干潟の根本的な解決には至らず、再三にわたって、環境省に改善を図るように訴えてきました。

その結果、環境省は平成 22 年度より、「国指定谷津鳥獣保護区保全事業基本計画策定等業務」を立ち上げ、鳥類の生育環境の改善などを目的とした事業を開始しました。本事業は国が管理している※鳥獣保護区の保全を図るためのものであり、複数年にわたって行う、比較的規模の大きな事業です。

平成 24 年度の取り組みとして、アオサの堆積・腐敗の抑制・防止を目的とした杭設置試験や、保全事業の取り組みを市民に周知するため、報告会を 2 回、現地見学会を 1 回、専門家による検討会を 2 回行いました。

また、過年度からの継続的な取り組みとして底質改良試験、嵩上げ試験等を実施しており、この他に漂着ごみの清掃活動やアオサの回収活動、鳥類のモニタリング調査を行っています。

(2) 本市の取り組み

管理者である環境省が主体的に保全にかかわる事業を行うように働きかけるとともに、地元住民や保護団体との調整を図る等の支援を行っています。

引き続き、環境省と連携し、谷津干潟の保全を図れるよう、支援を続けていきます。



3.2.3. 谷津干潟の日行事

本市では、平成9年に、谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言し、その後、平成11年に制定した習志野市環境基本条例の第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年6月には、谷津干潟への関心を高めるため「谷津干潟の日」のイベントを行っており、平成24年度は、「命のつながり谷津干潟 ～ふれ合うなかま 広がる世界～」をテーマに、6月9日（土）・10日（日）の2日間で開催し、延べ4,778人の参加がありました。

表 3.2.1 谷津干潟の日イベント内容・参加者数

日時	イベント内容
平成24年6月9日（土） 参加者人数：延べ1,425人	・ オープニングセレモニー ・ 谷津干潟の日環境ウォーク ・ 津田沼高校夢のコンサート ・ 人形劇 等
平成24年6月10日（日） 参加者人数：延べ3,353人	・ 谷津干潟クリーン作戦 ・ アトラクション「音楽会」 ・ ミュージカル 「ESD干潟のミュージカルネイチャー」 等
両日開催	・ 模擬店 ・ プレ20周年記念「谷津の海いのちとくらし」 ・ 干潟探検ラリー ・ プランクトンショー 等

3.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議主管者会議

本会議は、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村で構成され、情報交換や協力を通して、湿地の保全を図っていかうとするもので、平成10年に設置されました。

(構成団体数 53 市町村、参加湿地数 35 湿地：平成25年3月31日現在)

<平成24年度 主管者会議>

① 開催日

平成24年10月25日から10月26日

② 開催場所

千葉県習志野市

③ 参加自治体

17 市町村



市町村会議参加者による谷津干潟の現地視察

3.2.5. ブリズベン市との湿地交流

平成10年2月25日にオーストラリア・ブリズベン市と、両市間を行き交うシギ・チドリ類の保護と湿地の保全を協力して行うことを目的に、湿地提携を締結しました。

ブリズベン市には谷津干潟と同じラムサール条約登録地である※ブンドール湿地があります。

谷津干潟自然観察センターが作成した谷津干潟や鳥の状況、イベントなどの情報をブリズベン市へ提供し、ブリズベン市からはブンドール湿地の情報提供を受け、谷津干潟自然観察センターにある常設の湿地交流コーナーに掲示しています。

平成24年度は、ブリズベン市より6名が訪問し、「谷津干潟・ブンドール湿地 ミニフェスティバル」と題して交流を行いました。



3.2.6. 谷津干潟自然観察センター

谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6年7月に開設されました。

当センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映等を行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池などがあり、レンジャーと呼ばれる職員による観察案内も行われています。

なお、観察センターの管理運営は、平成19年度より指定管理者が行っています。



谷津干潟自然観察センター

(1) 谷津干潟自然観察センター入館者状況

平成24年度の谷津干潟自然観察センター入館者数は、39,433人（前年度比4,726人増）でした。曜日別入館者の割合は、祝日及び日曜日が全入館者の35.1%を占め、土曜日25.8%、平日（火～金曜日）が39.1%となっています。ひと月の平均入館者数は3,286人で、最も多い月は6月の7,331人で、最も少ない月は7月の1,914人でした。

表 3.2.2 谷津干潟観察センター入館者数

単位：人

			平成22年度	平成23年度	平成24年度
有料入館者	一般	高校生以上	9,369	7,863	7,014
		65歳以上	4,219	3,303	3,405
		小計	13,588	11,166	10,419
	団体	高校生以上	1,117	1,019	1,168
		65歳以上	935	938	836
		小計	2,052	1,957	2,004
	パスポート	高校生以上	4,354	3,681	3,848
		65歳以上	3,646	3,816	3,784
		小計	8,000	7,497	7,632
有料小計			23,640	20,620	20,055
無料入館者	小・中学生	13,230	12,011	13,317	
	無料措置（身障者等）	357	376	479	
	減免（谷津干潟の日等）	3,984	1,700	5,582	
無料小計			17,571	14,087	19,378
合計			41,211	34,707	39,433

※ 無料入館者の小・中学生には、引率の教員が含まれます。

(2) 平成24年度に実施した主な事業

① 観察会・講座等

谷津干潟及び野鳥をはじめとする生き物に興味を持ってもらうことを目的に、観察会、講座、展示・催し等を開催しました。

表 3.2.3 観察会

行事名	内容	参加者
ぶらっと観察会	初心者を対象とした観察会を11回実施しました。	52名
谷津っこ探検隊	子供たちに谷津干潟の生き物や植物に親しみを持ってもらうための観察会を3回実施しました。	55名
プランクトン観察会	干潟の重要な生き物であるプランクトンを採取し、顕微鏡での観察会を2回実施しました。	27名
体験型観察会	親子対象に観察に限らず、植物など自然の素材を使った遊びや体の五感を活用する自然体験観察会を6種類実施しました。	165名

表 3.2.4 講座

講座・講演名	内容	参加者
自然案内人入門講座	観察センターでボランティア活動をするうえで必要となる、谷津干潟の鳥をはじめとする生物の基礎的知識と、自然解説手法を習得するための講座を5回シリーズで開催しました。	14名
ボランティア知識・技術習得講座	観察センターでボランティア活動を行う際に必要な考え方、知識、技術を習得するための講座を4回開催しました。	延べ28名

表 3.2.5 展示・催し

展示名	内容
シギ・チドリと谷津干潟展	谷津干潟に飛来する渡り鳥の代表種であるシギ・チドリ類の生態を紹介 期間：平成24年4月1日から4月30日
鳥たちの子育て展	谷津干潟で営巣する野鳥を通して、自然の仕組みや奥深さをパネル展示にて紹介 期間：平成24年5月1日から7月31日
谷津干潟のゆかいないきもの展	干潟の生きものや干潟について、水槽での実物展示やパネル紹介 期間：平成24年7月24日から9月16日
干潟の生き物・水辺の鳥展	浦安から盤洲干潟にかけて飛来する野鳥や谷津干潟・三番瀬の底生生物の写真を展示し、東京湾の生き物についてアピール 期間：平成24年9月19日から9月30日
谷津干潟の水鳥Q&A	干潟の水鳥の種類や数について問い合わせの多い項目をQ&A形式で紹介 期間：平成24年10月2日から12月27日
いいじゃないか、ラムサール条約！ ～湿地・人・生きもの つなげて活かす玉手箱～	ラムサール条約がどのような条約か、その意義と魅力をマンガで紹介 また、各湿地でのワイズユースに対する取り組みをポスターで紹介 期間：平成25年1月2日から3月31日

② 広報・PR

谷津干潟及び谷津干潟自然観察センターの認知度を高め、来館促進を図るため、以下のとおり広報活動を行いました。また、近隣の公民館、小中学校、駅に利用促進用ポスターの掲出、定期刊行物やチラシを配布し、積極的な広報を展開しました。

(ア) ホームページ（随時更新）の運用

(イ) 定期刊行物の発行…干潟だより（年6回）、行事カレンダー（年4回）

(ウ) 観察会、講演会等の告知用ポスター・チラシの製作

(エ) マスメディアへの資料提供、取材協力等

③ 観察センターのボランティア活動

平成7年からボランティア活動事業を立ち上げてきました。活動内容は来館者への観察案内を中心にセンターの施設管理等の活動メニューがあります。なお、平成24年度末のボランティア登録者数は140名で、年間の延べ活動人数は1,337人でした。

3.2.7. 自然とのふれあいの推進

(1) 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、平成14年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。その後、3本が指定解除され、平成25年3月末現在は72本となっています。

市民への活用を図るため、名木に樹木表示板を設置し、ホームページに「習志野市名木百選一覧」や5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を掲載しています。



表 3.2.6 名木百選所在地一覧（その1）

平成25年3月31日現在

指定 番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
1	アメリカスズカケノキ（プラタナス）	②大きな木	谷津3丁目	谷津公園
2	モクゲンジ、オオモクゲンジ	④めずらしい木	〃	〃
3	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
4	ウコン（サクラ）	④めずらしい木	〃	〃
5	スモークツリー	④めずらしい木	〃	〃
6	タブノキ	②大きな木	谷津1丁目	西光寺山門脇
7	スダジイ	①古くからある木	〃	西光寺境内
9	ウメ	④めずらしい木	秋津4丁目	秋津公園やすらぎ広場
10	ハナミズキ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津公園平和の広場
11	ソテツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	秋津総合福祉センター内
12	ユリノキ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
13	エノキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
14	ラクウショウ	④めずらしい木	〃	〃
15	シナサワグルミ	⑥姿や形がきれいな木	香澄3丁目	〃
16	フサアカシア	②大きな木	香澄4丁目	緑道
17	イチョウ	①古くからある木	津田沼4丁目	東漸寺境内
18	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
19	イチョウ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼7丁目	菊田公園
20	シダレヤナギ	⑥姿や形がきれいな木	津田沼3丁目	菊田水鳥公園
21	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
22	クスノキ	②大きな木	鷺沼2丁目	市教育委員会前
23	キリ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
24	スダジイ	⑤地域のシンボルとなっている木	鷺沼1丁目	市役所庁舎
25	タブノキ	①古くからある木	津田沼6丁目	スーパー駐車場
26	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	鷺沼3丁目	白鷺園内
27	スダジイ	①古くからある木	〃	八剣神社境内
28	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園
29	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
30	イチョウ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安観音堂脇
31	イチョウ	②大きな木	〃	子安神社境内
32	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
33	スダジイ	②大きな木	〃	〃
34	スダジイ	②大きな木	〃	〃
35	タブノキ	②大きな木	〃	〃
36	ムクノキ	②大きな木	〃	〃
37	タブノキ	②大きな木	〃	〃
38	ヤブツバキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃（ヤブツバキ群）

表 3.2.7 名木百選所在地一覧（その2）

平成25年3月31日現在

指定 番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
39	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
40	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
41	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
43	アメリカスズカケノキ（プラタナス）	⑤地域のシンボルとなっている木	藤崎6丁目	大久保小学校校庭
44	セイヨウハコヤナギ（ポプラ）	⑥姿や形がきれいな木	本大久保3丁目	中央公園グラウンド脇
45	アカガシ	①古くからある木	屋敷3丁目	天津神社境内
46	クスノキ	②大きな木	屋敷5丁目	花の実園分場内
47	タブノキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実籾本郷	実籾高校グラウンド付近
48	トウカイザクラ	④めずらしい木	実籾2丁目	実籾本郷公園内
49	タギョウショウ	⑥姿や形がきれいな木	〃	旧鵜田家住宅内
50	スダジイ	③いわれのある木	実籾1丁目	第二中学校正門脇
51	スダジイ	③いわれのある木	〃	〃
52	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
53	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
54	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
55	カ ヤ	①古くからある木	〃	アパート敷地
56	ユリノキ	②大きな木	泉町3丁目	街路
57	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	新栄1丁目	新栄1丁目児童遊園
58	アケボノスギ（メタセコイア）	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	習志野偕生園正門脇
59	センダン	④めずらしい木	実籾1丁目	実籾小学校校庭
60	ハリギリ	④めずらしい木	〃	実籾小学校斜面地
61	タブノキ	①古くからある木	〃	大原神社境内
62	アカガシ・クロマツ	④めずらしい木	〃	〃
63	ケヤキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実籾4丁目	実籾3号公園
64	ソメイヨシノ	②大きな木	〃	〃
65	ダイオウマツ	④めずらしい木	東習志野1丁目	習志野高校正門脇
66	タイサンボク	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野2丁目	ブレーメン習志野敷地内
67	ヤマザクラ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	東習志野こども園内
68	アケボノスギ（メタセコイア）	②大きな木	東習志野3丁目	東習志野小学校内
69	アケボノスギ（メタセコイア）	⑥姿や形がきれいな木	〃	総合教育センター前
70	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	街路
71	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	第四中学校校庭脇
72	クスノキ	②大きな木	東習志野6丁目	実花小学校正門脇
73	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野7丁目	実花緑地（クロマツ林）
75	ヒマラヤスギ	②大きな木	東習志野8丁目	東習志野ふれあい広場

3.2.8. 自然保護地区等の保全

都市化が進む本市では、宅地開発等により既存の緑が減少していることから、自然保護及び緑化の推進を図るための事業を行っています。自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくために、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」(昭和47年条例第32号)に基づき、自然保護地区及び都市環境保全地区、保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

(1) 自然保護地区

本市北東部の実籾地区に位置する実籾自然保護地区は、谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっています。平成4年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。

表 3.2.8 自然保護地区

平成25年3月31日現在

地区名	名称	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日
実籾	実籾自然保護地区	実籾2丁目	10,283	H4.8.1

(2) 都市環境保全地区

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。

平成25年3月末現在、23か所 54,327㎡を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

表 3.2.9 都市環境保全地区 (その1)

平成25年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積㎡	指定年月日
向山	1	東福寺都市環境保全地区	谷津2丁目	1,553	S52. 4. 1
	小計	1か所		1,553	
谷津	1	丹生神社都市環境保全地区	谷津1丁目	2,324	S52. 4. 1
	2	西光寺都市環境保全地区	〃 1丁目	1,874	S52. 4. 1
	小計	2か所		4,198	
津田沼	1	菊田神社都市環境保全地区	津田沼3丁目	3,756	S52. 4. 1
	2	津田沼3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	338	S52. 4. 1
	3	東漸寺都市環境保全地区	〃 4丁目	3,034	S52. 4. 1
	4	大六天都市環境保全地区	〃 4丁目	308	S52. 4. 1
	小計	4か所		7,436	

表 3.2.10 都市環境保全地区（その2）

平成25年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積㎡	指定年月日
鷺沼 鷺沼台	1	根神社都市環境保全地区	鷺沼1丁目	3,242	S52. 4. 1
	2	八坂神社都市環境保全地区	〃 3丁目	180	S52. 4. 1
	3	八剣神社都市環境保全地区	〃 3丁目	3,922	S52. 4. 1
	4	慈眼寺都市環境保全地区	〃 3丁目	5,613	S52. 4. 1
	5	源太塚都市環境保全地区	〃 1丁目	796	S52. 4. 1
	6	鷺沼台都市環境保全地区	鷺沼台4丁目	280	S52. 4. 1
	小計	6か所		14,033	
藤崎	1	子安神社都市環境保全地区	藤崎1丁目	3,239	S52. 4. 1
	2	藤崎都市環境保全地区	〃 4丁目	3,483	S53. 3.17
	3	藤崎3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	1,231	H 2. 8.27
	小計	3か所		7,953	
大久保 泉町	1	誉田八幡神社都市環境保全地区	大久保4丁目	2,596	S52. 4. 1
	小計	1か所		2,596	
花咲 屋敷	1	天津神社都市環境保全地区	屋敷3丁目	672	S52. 4. 1
	小計	1か所		672	
実籾 新栄 実籾本郷	1	大原神社都市環境保全地区	実籾1丁目	9,733	S52. 4. 1
	2	大宮神社都市環境保全地区	実籾本郷	100	S52. 4. 1
	3	実籾都市環境保全地区	実籾2丁目	4,676	H 2. 8.27
	4	実籾本郷都市環境保全地区	実籾本郷	981	H 2. 8.27
	小計	4か所		15,490	
東習志野	1	八幡稻荷神社都市環境保全地区	東習志野2丁目	396	S52. 4. 1
	小計	1か所		396	
合計		23か所		54,327	

(3) 保存樹木

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える重要な役割も担っています。保存樹木として14本（5種類）を指定しています。

表 3.2.11 保存樹木

平成25年3月31日現在

No.	指定 番号	樹種名	形状		指定年月日	所在地
			樹高(m)	幹周り(m)		
1	2	イチヨウ	15.5	1.27	S52.12.28	津田沼5-1397-1
2	3	ケヤキ	11.5	3.15	〃	津田沼4-1197
3	4	タブノキ	14.0	2.60	〃	藤崎1-188
4	5	〃	14.0	3.20	〃	〃
5	6	〃	13.5	3.70	〃	藤崎1-190
6	7	エノキ	15.0	1.96	〃	大久保1-392-1
7	9	クロマツ	6.5	0.50	S53. 3.17	東習志野3-340-4
8	10	〃	15.5	1.03	〃	〃
9	11	〃	12.0	0.95	〃	〃
10	12	〃	10.5	0.70	〃	〃
11	38	〃	16.5	1.00	〃	市道11-041号線脇
13	56	〃	14.0	1.11	〃	東習志野3-310
14	59	〃	9.5	0.83	〃	〃
15	66	ケヤキ	14.5	1.84	S57. 4. 1	藤崎1-66-1

3.3. 公園・緑地

3.3.1. 緑の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園とは、都市計画区域において、都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体または国が設置する公園及び緑地です。これらの都市公園は、良好な都市環境を形成し、大気汚染などの都市公害を緩和し、また、災害時の避難場所や延焼の防止として機能するとともに、レクリエーション空間として、スポーツ・文化等の多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設です。

本市では街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び緩衝緑地等の都市公園が、市内全域で、平成24年度末現在209か所、1,117,698.88㎡を整備しています。

(2) 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

① 地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。市内全域で49か所、4,098.78㎡の地域花壇を整備しています。

② 道路緑化

道路の緑化は、道路の緑陰が歩行者に清涼感をあたえ、都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するものです。

③ 事業所緑化

事業所、とりわけ工場は「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要となり、事業者に対し、緑化協定の締結を指導するとともに、敷地内の緑化を推進するよう協力を求めています。

平成24年度末現在の、緑化協定締結状況は115件で、敷地面積2,403,772.50㎡、緑化面積483,441.35㎡、緑化率20.11%となっています。

表 3.3.1 緑化協定締結状況（過去5ヶ年の状況）

年度 (平成)	件数	敷地面積(㎡)	緑地面積(㎡)	緑化率(%)
20	4	482,449	102,310	21.2
21	0	0	0	-
22	4	26,014	5,232	20.1
23	6	164,938	33,808	20.5
24	1	3,952	837	21.2

※件数、面積は、年度毎の新規・変更受付件数とその面積

表 3.3.2 公園・緑地等整備状況一覧表（その1）

平成25年3月31日現在 単位：㎡

種別 地区	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津	12か所 8,143.68		1か所 38,354.28		2か所 9,142.40		14か所 17,286.08
向山	11か所 11,787.70				4か所 2,703.56	176,181.43	16か所 229,026.97
津田沼	15か所 18,281.24	1か所 6,089.60			2か所 607.01		18か所 24,977.85
藤崎	15か所 10,578.69	1か所 15,853.65					16か所 26,432.34
鷺沼・鷺沼台	14か所 8,473.05	1か所 14,484.33					15か所 22,957.38
大久保・泉町・ 本大久保1～2丁目	17か所 15,516.93		1か所 41,500.00				17か所 15,516.93
花咲・屋敷・ 本大久保3～5丁目	17か所 17,448.81	1か所 20,444.49			4か所 6,836.40		23か所 86,229.70
実籾・新栄 実籾本郷	18か所 19,461.39	1か所 15,398.41			2か所 2,686.88		22か所 78,875.42
東習志野	15か所 15,516.14		1か所 41,328.74		1か所 235.64		16か所 15,751.78
実花	7か所 12,656.93				1か所 10,712.35		8か所 23,369.28
袖ヶ浦西	4か所 9,421.05	1か所 22,225.00	1か所 32,946.73		2か所 16,430.94		7か所 48,076.99
袖ヶ浦東	4か所 8,647.58	1か所 23,073.27		4か所 712.12	6か所 18,357.37		16か所 83,737.07
秋津・茜浜	6か所 14,907.26			4か所 23,024.24	1か所 84,270.10	162,909.40	12か所 285,111.00
香澄・芝園	5か所 24,989.88	1か所 19,943.57		3か所 20,622.28		94,794.36	9か所 160,350.09
計	160か所 195,830.33	8か所 137,512.32	4か所 154,129.75	11か所 44,358.64	25か所 151,982.65	全体1か所 433,885.19	209か所 1,117,698.88

表 3.3.3 公園・緑地等整備状況一覧表（その2）

平成25年3月31日現在 単位：㎡

種別 地区別	都市公園				
	児童遊園 広場	都市緑地 以外の緑地	緑道 (km)	地域花壇	苗圃
谷津				7か所 575.47	
向山			0.23	5か所 441.11	
津田沼			0.60	11か所 673.20	
藤崎	2か所 1,641.00	1か所 13,612.57		5か所 126.49	
鷺沼・鷺沼台	1か所 675.00		0.83	3か所 166.50	1か所 732.00
大久保・泉町・ 本大久保1～2丁目			1.88	6か所 751.87	
花咲・屋敷・ 本大久保3～5丁目				4か所 652.55	
実籾・新栄 実籾本郷		1か所 3,770.91	0.43	2か所 174.00	
東習志野			0.63	2か所 108.95	
実花			1.19	3か所 238.60	
袖ヶ浦西			1.00		
袖ヶ浦東			0.18	1か所 190.04	
秋津・茜浜			3.89		
香澄・芝園		1か所 23,601.52	3.09		
計	3か所 2,316.00	3か所 40,985.00	13.95	49か所 4,098.78	1か所 732.00

3.3.2. 都市公園等の整備

(1) 都市公園の整備

現在は財政状況が切迫し、さらに一部地区を除き市域全体が市街化され、都市公園用地を確保することが難しくなる等の課題を抱えていますが、「習志野市緑の基本計画」や「習志野市長期計画」等により、都市公園の立地性を踏まえ、地域の特性を活かした都市公園の整備を積極的に推進していきます。

(2) 緑化の推進

都市の緑化を継続し、かつ現存する自然の保護を円滑に推進していくためには、市民の深い理解と強い協力が必要であり、本市では市民の良好な生活環境の保全に努めると

同時に、緑化に対する啓発運動の展開や居住地の緑化の推進を図っていきます。

(3) 谷津バラ園

谷津公園内にある谷津バラ園には、約 700 種類、7,000 株のバラが栽培されており、主に春と秋に美しい花を咲かせます。

谷津バラ園は、昭和 57 年 12 月に谷津遊園の閉園に伴いバラ園も閉鎖されましたが、装いも新たに昭和 63 年 5 月に市民の要望に応じて、本市の都市公園である谷津公園内に開設されました。特色はオールドローズを主体に、香りの庭コーナーや日本の皇室・世界の王室コーナー等があり、静的なバラに動的な水の流れを配し、花のない時期においても庭園の美しさを楽しめるよう塑像を配置するなど、一年を通して親しんでいただけるようにしました。また、平成 16 年度に、市制 50 周年を記念した品種「ローズ 50・ならしの」が誕生しました。



谷津バラ園



ローズ 50・ならしの

表 3.3.4 年間入園者数

単位：人

年度 (平成)	20	21	22	23	24
入園者数	51,741	53,863	64,821	55,782	63,996

3.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開

(1) みどりの啓発

① 誕生の木

子どもの誕生を記念し、家庭緑化の一環として市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

(2) 習志野市緑のふるさと基金

習志野市緑のふるさと基金(習志野市緑のふるさと基金条例(平成 5 年 3 月制定))は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である文教住宅都市憲章に定める緑豊かなまちづくりに基づき、民有地緑化の推進と合わせ暮らしの中で緑を育て、緑への

愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と行政が協力して緑豊かなまちをつくることを目的としています。

平成24年度は次の施策を実施しました。

- ・緑化普及啓発（花の種子配布）
- ・庁舎、各公民館への募金箱の設置
- ・その他、緑のふるさと基金の活動

3.4. 廃棄物対策

3.4.1. ごみの収集

(1) 一般廃棄物の収集

本市では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベスト含有家庭用品）、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発泡トレイ）に分別し、収集をしています。

燃えるごみは週3回、燃えないごみは月2回、有害ごみは月1回、資源物は週1回、の収集を実施しています。排出者は市の指定した日時に市指定袋や透明または半透明の中身の分かる袋によりごみ集積所へ排出します。

粗大ごみの収集は、排出者があらかじめ粗大ごみ受付センターへ申込みをし、品目毎に定められた手数料を支払うことにより、指定した日時に戸別に行っています。また、食品用白色発泡トレイは、公民館等の拠点施設で定期的に回収を行っています。

なお、事業系一般廃棄物は、排出者自ら、または市が許可した収集運搬業者がクリーンセンターへ搬入しています。

3.4.2. ごみの処理

(1) 平成24年度ごみ処理フロー

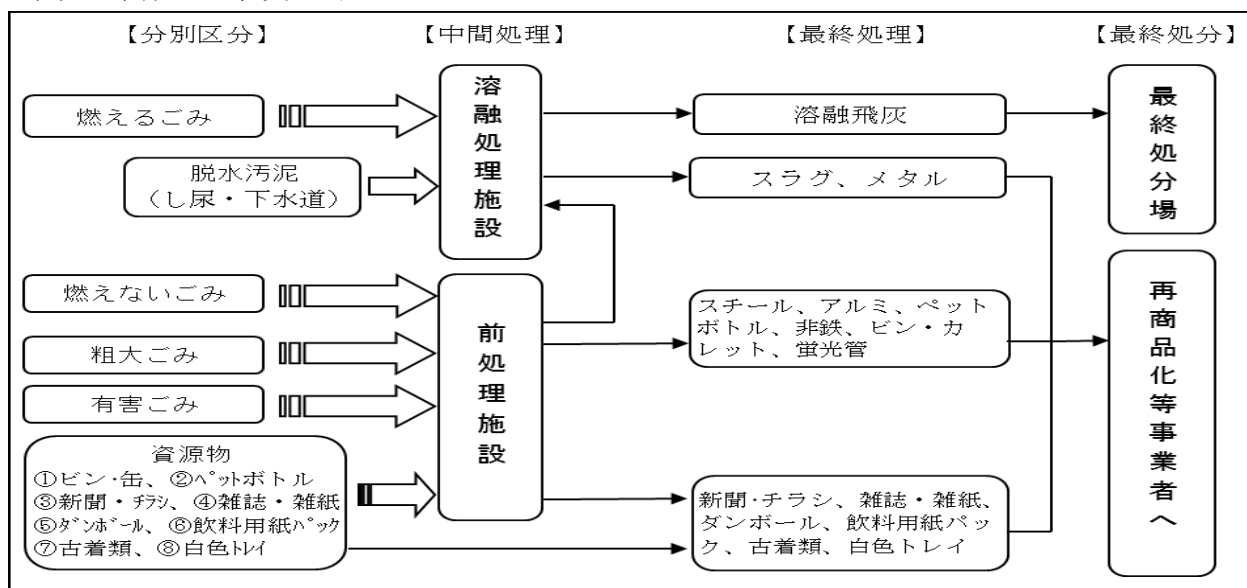


図 3.4.1 ごみ処理の流れ

(2) 処理量の年度別推移

ごみの総排出量は、平成23年度と平成24年度を比べると1,356t減少しました。

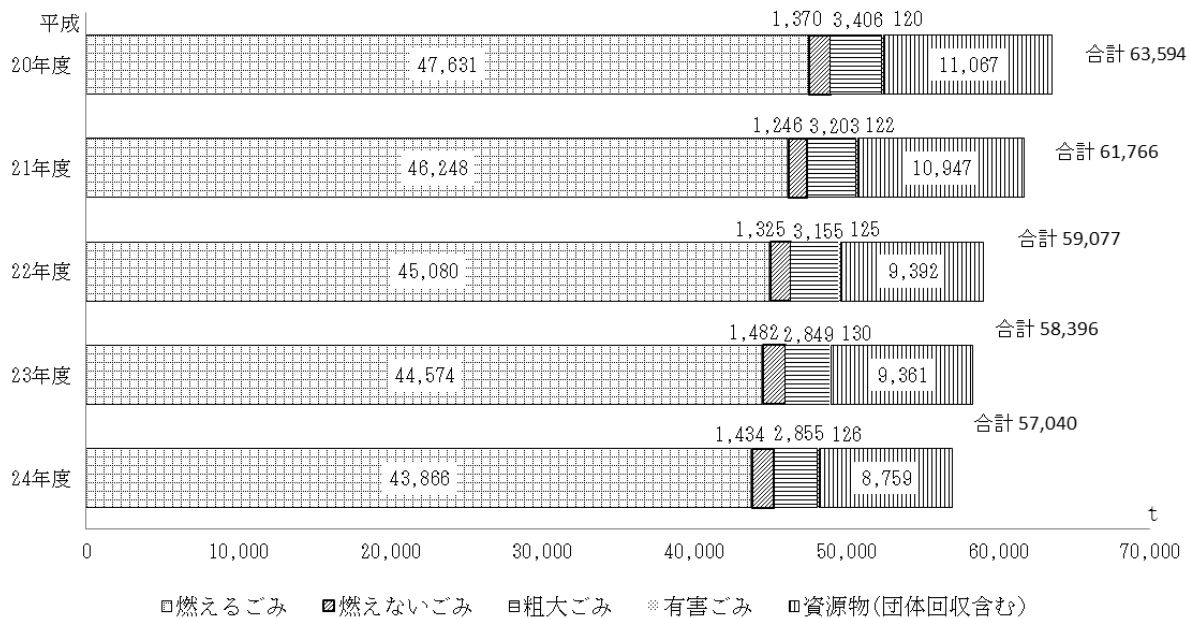


図 3.4.2 処理量の年度別推移

(3) ごみ処理経費

ごみや資源物などの収集や処理をするのには多くの経費がかかります。平成24年度は、清掃工場の災害復旧工事や老朽化に伴う工事等によりごみ処理経費は増加しています。3Rを推進し、ごみ量を大幅に減らすことで、環境負荷を低減し、ごみ処理経費を減らすことができます。

表 3.4.1 ごみ処理経費

年度 (平成)	ごみ処理経費	1tあたり経費	1人あたり経費
20	2,090,270 (千円)	30,502 (円)	13,015 (円)
21	2,084,874 (千円)	31,440 (円)	12,862 (円)
22	2,042,346 (千円)	32,468 (円)	12,367 (円)
23	2,179,539 (千円)	34,578 (円)	13,196 (円)
24	2,240,995 (千円)	36,467 (円)	13,549 (円)

※平成25年3月31日現在 常住人口165,399人

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より清掃総務費(し尿処理に係る経費は除く)及び塵芥処理費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)。

(4) ごみ質分析

可燃ごみに占める紙類の割合は、毎年高い状態が続いています。また、プラスチック類の比率も平成23年度に比べ高くなっています。

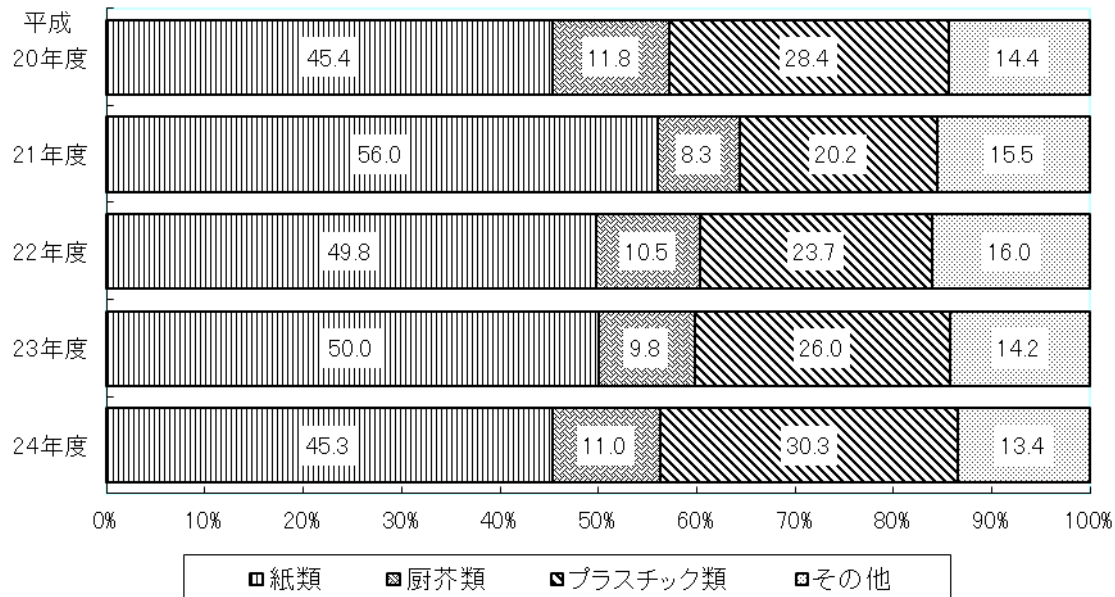


図 3.4.3 可燃ごみのごみ質分析の推移

(5) 一般廃棄物の処理施設

本市で発生した一般廃棄物は、次の施設において処理を行っています。

表 3.4.2 処理内容・施設名・所在地等

①焼却（熔融） 処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
	処理方式	ガス化・高温熔融一体型直接熔融炉
	処理能力 (※)	219 t/日 (73 t/日×3炉)

※平成18年5月25日に処理能力を軽微変更しました

②粗大ごみ・資源物・ 不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
	処理方式	破碎及び選別（手選別を含む）
	処理能力 (※)	49.65 t/5h（粗大15.65 t/5h＋不燃19.05 t/5h ＋ペットボトル4.85 t/5h＋ビン・缶10.1 t/5h）

※平成21年8月10日に処理能力を軽微変更しました

③し尿処理施設	施設名	茜浜衛生処理場
	所在地	習志野市茜浜3丁目7番6号
	処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理方式
	処理能力	90k1/日（し尿：51k1/日、浄化槽汚泥：39k1/日）

(6) その他一般廃棄物処理に関する事項

① 一般廃棄物と併せて処理した*産業廃棄物の種類及び処理量

下水道脱水汚泥 3,989 t

し尿脱水汚泥等 424 t

② 民間一般廃棄物処理施設の状況（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定）

表 3.4.3 施設名・所在地等

事業者名	(株)市川環境エンジニアリング
所在地	習志野市茜浜3丁目4番3号
事業概要	他の自治体が委託する容器包装プラスチックごみの選別・圧縮梱包施設
委託市町村	東京都葛飾区（2,995.8t/年） 神奈川県大磯町（249.65t/年） 千葉県成田市（636.2t/年）
処理能力	破碎施設 120 t / 日（廃プラスチック類） 選別機 120 t / 日

(7) 処理施設の稼働状況

本市では、平成14年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及び残渣とし尿、下水道の脱水汚泥の熔融処理を行い、熔融飛灰の最終処分（埋立）は民間業者に委託しています。同工場では、ダイオキシン類排出防止対策、ごみを処理する過程で発生する熱エネルギーの活用（施設内）、熔融生成物（スラグ・メタル）の再資源化を行っています。

芝園清掃工場における平成24年度の排ガスのダイオキシン類測定調査結果は、1号炉 0.015ng-TEQ/m³N、2号炉 0.013ng-TEQ/m³N、3号炉 0.0067ng-TEQ/m³N であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定められた平成14年12月1日からの排出基準（0.1ng-TEQ/m³N）を下回っていました。なお、厚生労働省が示す「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に運転指標として示されている燃焼管理等によって運転し、更なるダイオキシン類の削減策に努めています。

3.4.3. し尿処理の現況

本市のし尿は、公共下水道の普及による汲み取り量の減少から、平成8年度より全量を民間に委託し、収集しています。一方、浄化槽汚泥は、市の許可業者が市民等の申込みにより収集しています。

収集後のし尿及び浄化槽汚泥は茜浜衛生処理場において、ろ過及び浄化処理され、処理水は東京湾へ放流し、固体として取り出されるし渣及び汚泥は、脱水処理の後、芝園清掃工場[※]で焼却（熔融）処理しています。

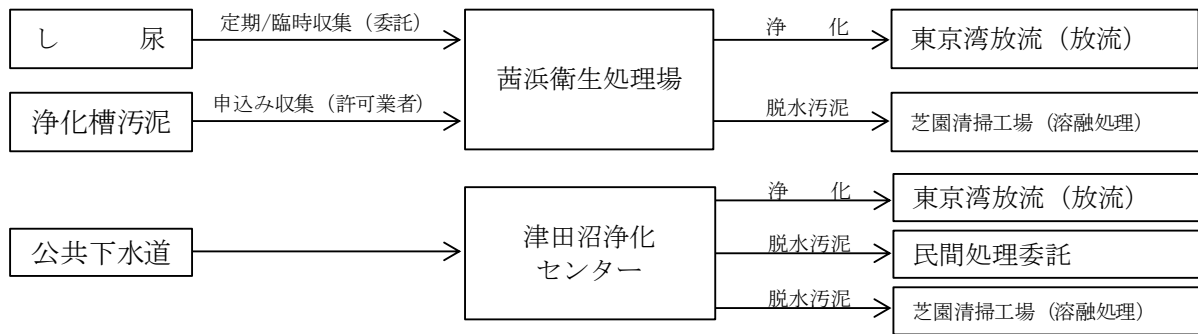


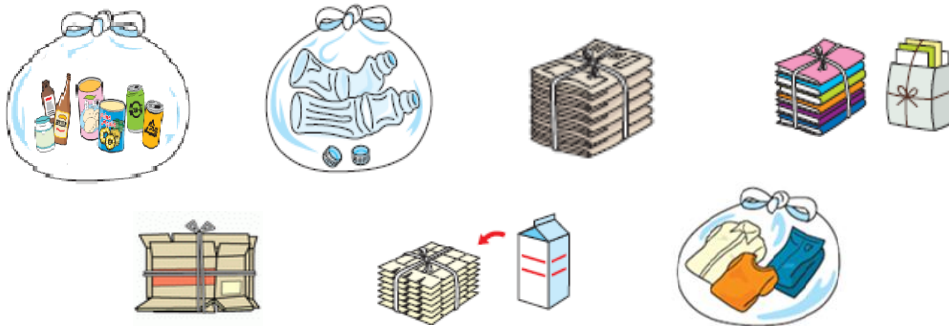
図 3.4.4 し尿処理の現況

3.4.4. 資源循環型社会の形成

平成 24 年 5 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」に基づき、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 か年の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示し、整備する施設の種類、規模等の概要をまとめた「循環型社会形成推進地域計画」を 12 月に策定しました。

(1) 集積所の資源物収集

ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類に分別し、週 1 回「資源物収集日」に収集しています。このほか、食品用白色発泡トレイを公民館などで拠点回収し、資源循環型社会の形成を図っています。



(2) 有価物回収運動奨励事業

アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを有価物として分別回収した町会・PTA 等登録団体に対し、1kg あたり 4 円の奨励金を交付しています。また、回収事業者に対し、制度の安定を図るため 1kg あたり 4 円の補助金を交付しています。

(3) 廃棄物の抑制・啓発事業

清掃事業の円滑な推進と市民の清掃思想の普及を図るため、連合町会長等 19 名で組織された「習志野市をきれいにする会」は、市民による清掃活動の指導推進に関することや清掃思想の普及に関すること等について会議を開くとともに、毎年度「習志野市まちをきれいにする行動計画」を策定し、その計画に基づき事業を実施しています。

(4) 事業系一般廃棄物の減量対策

「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成5年12月制定）に基づき、事業系一般廃棄物の減量及び資源化促進を図るため、多量排出事業所（床面積合計1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物排出量1日平均50kg以上）に対し減量化・資源化計画書等の提出を求め、指導を実施しています。

(5) リサイクルプラザ啓発事業

① リサイクルプラザ見学等

リサイクルプラザでは、ごみの減量とリサイクルに関する市民の拠点施設として、ごみとリサイクルの現状などの啓発事業を実施しました。

来場者総数：8,407名（見学者数8,081名、利用者数326名）

② イベントへの参加及び再生品の販売

家庭内不用品のリサイクル活用として、再生品の販売を行うとともにごみの減量と3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する各種イベントに参加し、再生品を提供しました。

再生品販売数：1,315点 再生品提供数：158点

③ リサイクル体験教室（26回開催）

参加者総数：365名（せっけん作り、紙パックはがき作り、ガラス細工他）

④ リサイクル品情報サービス

不用品に関する情報交換の場を提供し、有効活用の普及を図りました。

登録件数：74件（「ゆずります」61件、「ゆずってください」13件）

(6) 習志野市まちをきれいにする行動計画に基づく実施内容

（通称）習志野市まちをきれいにする条例に基づき「習志野市まちをきれいにする行動計画」を毎年度策定しています。平成24年度は次の施策を実施しました。

① 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発用シートの路面貼付

場所：市内各駅周辺等

② 歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン

平成24年10月24日（水）京成大久保駅周辺、京成津田沼駅周辺

平成24年10月26日（金）JR津田沼駅周辺、京成谷津駅周辺

平成24年10月29日（月）JR新習志野駅周辺、京成実籾駅周辺

③ 喫煙スペースの試行設置

歩きたばこ・ポイ捨てを防止するため、平成20年7月1日よりJR津田沼駅周辺の3か所に試行的に喫煙スペースを設置し、喫煙者に対しマナーの啓発を実施しています。

設置場所：JR津田沼駅南口広場、北口広場、北口津田沼1丁目広場



④ 環境美化推進員を対象とした講演会

初めての試みとして、市と町会・自治会の窓口としての役割を担っていただいている環境美化推進員に対して、講習会を実施しました。

日時：平成24年11月7日（水）午後2時～午後4時30分

場所：市民会館 参加者：190人

内容：①町会単位でできるごみの減量・リサイクルの方法

②習志野市のごみ事情について

⑤ ごみゼロ運動の実施

平成24年5月9日～平成25年3月29日の間、市民・事業所・学校等がごみ拾いを随時実施しました。

参加者：延べ23,773名 総収集量：21,465kg

⑥ ごみの分け方・出し方の周知

3Rの推進を図り、収集日や分別方法などをお知らせするため、「家庭ごみ・資源物の分け方出し方」を広報紙（3月15日号）に掲載しました。

(7) 不法投棄対策

過去5年間の不法投棄廃棄物は、一般廃棄物から有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、それが不法投棄されることにより、様々な環境への悪影響を生じさせています。

ごみ集積所及び公共施設において、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板を設置し、啓発を図るとともに、巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。

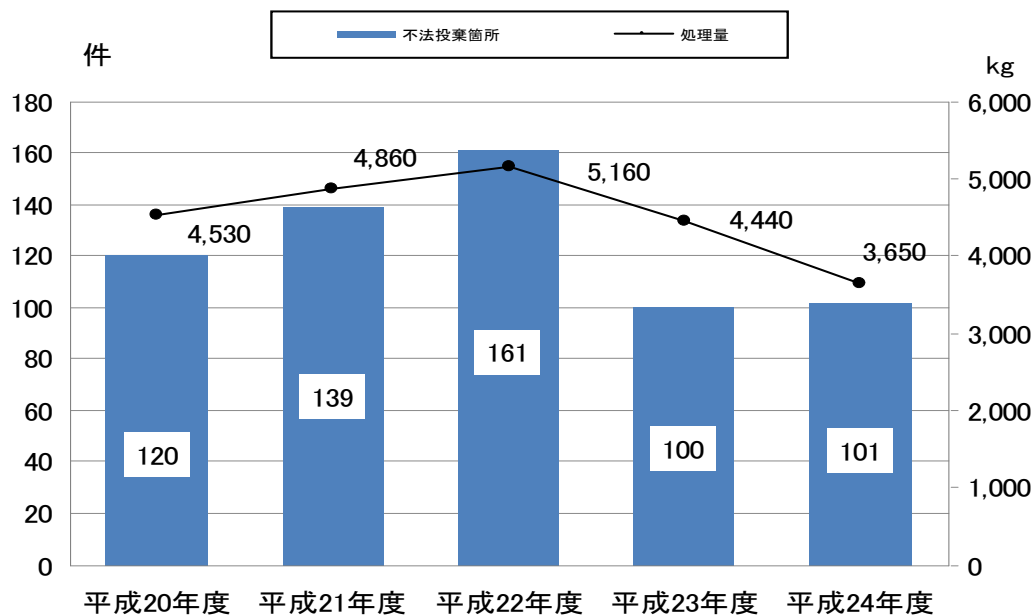


図 3.4.5 不法投棄件数及び処理量の推移

3.4.5. その他の衛生

(1) 消毒事業

衛生害虫の発生源及び成虫の駆除対策として、ごみ集積所や流れの悪い道路の側溝などの消毒を実施しています。

(2) あき地に繁茂した雑草の除去に関する指導及び斡旋事業

火災・犯罪・衛生害虫の発生防止のため、あき地に繁茂した雑草の実態調査とともに、パトロールを行い、土地所有者もしくは、土地管理者に責任ある管理を指導しています。平成8年度より自己管理ができないものは、本市が刈り取り業者の斡旋を行っています。

(3) その他の事業

① 不良広告物の撤去

環境美化の観点から、パトロールを行い、電柱等に貼りつけてある不動産広告等を違反広告物として簡易除去しています。

② 清掃の日

地域の方々が環境美化活動で行った、道路や公園などから排出されたごみの収集運搬を行っています。

3.5. 公害の未然防止と苦情相談

3.5.1. 環境保全条例の運用

本市では、公害発生の未然防止のため、工場等で使用する金属加工機械や廃液処理施設といった公害の発生源となりうる施設について、条例で※規制基準を設け、また、このような施設を設ける場合は、事前認可（許可）制をとっています。事業者は、事前に施設の内容を市に申請し、本市はこれを審査し、認可（許可）の可否を決定するとともに、その後も基準を守るよう指導を行っています。

表 3.5.1 工場等設置・変更認可件数内訳

単位：件

年度（平成）	20	21	22	23	24
工場等設置認可件数	7	6	15	13	10
工場等変更認可件数	21	10	18	17	19
合計	28	16	33	30	29

平成24年度の認可対象施設を、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動の内容別にみると、空調機や圧縮機といった騒音・振動に係るものが、延べ件数で全体の8割以上を占めています。

表 3.5.2 認可内容別延べ件数内訳

単位：件

	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	その他	合計
延べ件数	5	2	3	27	20	0	57
割合（％）	8.8	3.5	5.3	47.3	35.1	0.0	100

3.5.2. 公害等に係る苦情相談

(1) 公害苦情相談の処理体制

公害は相当範囲にわたる複数の者を対象とするものですが、公害紛争処理法では環境法令規制対象外であるものや、今後起こるかもしれない事への不安を公害苦情相談として扱い、公害紛争処理法による処理を進める方向を示しています。

本市も、この方針により苦情相談を行っています。中には内容があまりにも私的で公害とは言えない場合もあります。そのような場合でも、本市としては現地の被害実態を把握までを行う必要があり、苦情相談の処理に係る負担が年々増加しています。

(2) 公害苦情相談内容と件数の経年変化

平成24年度の苦情件数は63件で、昨年度に比べ約1.5倍となりました。特に工事に関する苦情が目立ちました。内容としては騒音や振動という規制にかかるものはもちろんですが、大気（粉じん）や地盤沈下といった直接の規制対象ではないものを含め、多岐にわたるものでした。こうした公害相談の急増は住民の環境に対する意識の高まりと、特定建設作業許可件数が前年度346件から439件へと増加したことに関係していると思われます。

表 3.5.3 典型7公害種類別苦情件数

年度（平成）	種類	総苦情件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
20		71	18	1	35	4	9	0	1	3
21		69	14	1	34	2	12	0	0	6
22		52	9	0	21	3	13	0	1	5
23		40	11	0	21	3	3	0	0	2
24		63	19	0	27	5	6	1	0	5

典型7公害種類別でみると、騒音が最も多く全体の半数近くを占めていますが、大気汚染もここ5年の最大件数となりました。

表 3.5.4 用途地域別苦情発生件数

項目 年度（平成）	総苦情 件数	典型7公害									典型 7公害 以外
		1種住専	2種住専	住居	近隣商業	商業	準工業	工業・ 工専	その他・ 調整	小計	
20	71	27	4	18	4	2	1	0	12	68	3
21	69	31	2	19	2	0	3	1	5	63	6
22	52	18	5	6	1	1	0	1	15	47	5
23	40	13	1	10	0	1	1	2	10	38	2
24	63	23	11	13	0	2	0	2	7	58	5

用途地域では住居地域が全体の半数を占め、特に住居専用地域の苦情相談が増加しています。

表 3.5.5 近隣公害苦情種類別推移

項目 \ 年度（平成）	20	21	22	23	24
スナック等営業音	1	2	3	1	0
ピアノ・楽器の音	0	0	1	0	0
自動車の空ふかし	0	0	1	0	0
物売りなどの拡声器音	4	3	2	0	0
ペットの鳴き声	1	1	0	1	1
冷暖房器具の音	1	1	1	2	1
家庭浄化槽のにおいや音	13	3	1	1	0
家庭焼却などの煙	5	4	6	3	4
その他	0	13	6	8	3
計	25	27	21	16	9

近隣公害は9件と減少しました。これらはいわゆる都市生活型公害で、近隣同士の生活に係る問題であり、法や条例に直接の規制はないことから、当事者同士の話し合いが基本となりますが、近所づきあいが希薄になっていることから、その解決方法を市に求めてくるものです。このような相談に対しては、当事者間の話し合いを前提に状況確認や関係機関との調整を行っています。

3.6. 大気

3.6.1. 大気汚染の概要

大気汚染は、主に燃料等の燃焼により発生し、人の呼吸器障害等の原因となります。その発生源は、工場等の固定発生源と、自動車などの移動発生源の2つに大別されます。

本市は、隣接する京葉工業地帯の影響を受けています。東京湾臨海部は昭和40年代に急激に工業化が進み、大気環境の悪化が見られましたが、以降、工場の排出規制に対する法令や条例が整備されたことで、固定発生源による汚染は改善されてきました。

一方で、近年、特に都市部において、自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が大きな問題となってきました。国は都市部地域を対象として平成13年に「自動車NOx・PM法」を制定、千葉県は平成15年に「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定し、対策に取り組んだ結果、*浮遊粒子状物質と二酸化窒素の改善が見られます。

3.6.2. 大気汚染の現況

大気汚染の常時監視は、表 3.6.1 に示す市内 4 局で行っています。

表 3.6.1 測定局の概要

設置者		千葉県	習志野市		
測定局名		①鷺沼	②東習志野	③谷津	④秋津
所在地		鷺沼台1-591	東習志野3-4	谷津3-25	秋津4-20
位置づけ		一般環境	一般環境	一般環境	自動車排出ガス
測定項目	二酸化硫黄	○	○	—	—
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○
	微小粒子状物質	○	—	—	○
	オキシダント	○	—	—	—
	窒素酸化物	○	○	○	○
	炭化水素	○	—	—	○
	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○	—	○
	日射量	—	○	—	—
	降水量	—	○	—	—
	酸性雨	—	○	—	—

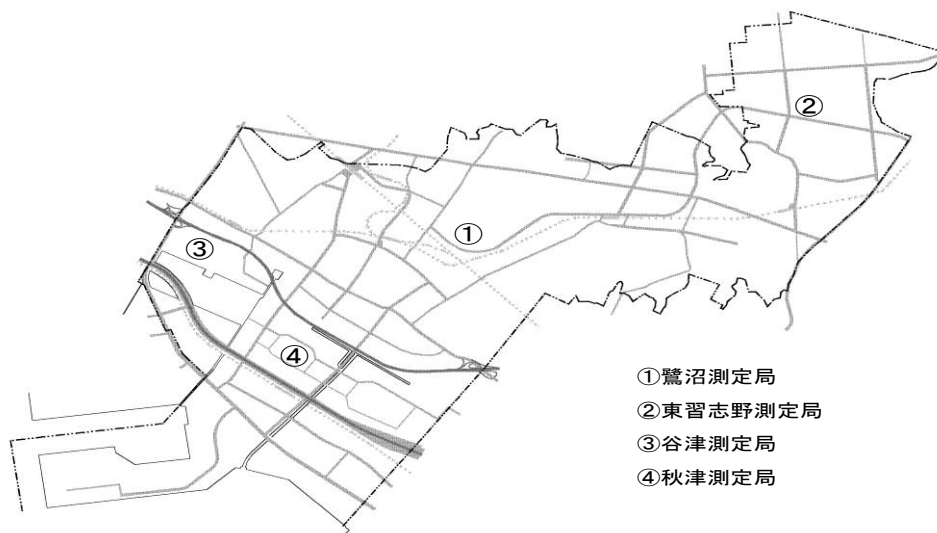


図 3.6.1 大気測定局位置図

3.6.3. 各大気汚染物質の動向

(1) ＊硫黄酸化物

習志野市生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としています。本市の二酸化硫黄は、昭和 49 年度から平成 24 年度まで、環境基準を達成しています。

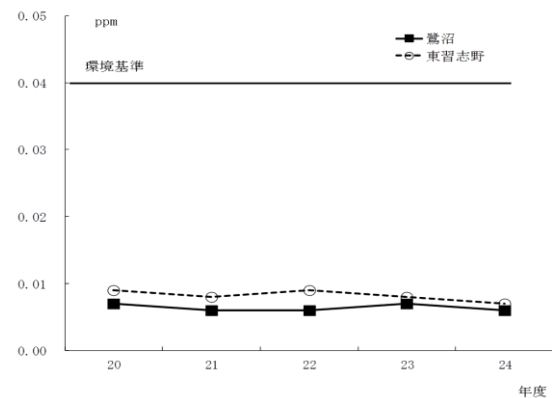


図 3.6.2 二酸化硫黄経年変化

(2) *窒素酸化物

大気中の窒素酸化物は、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)を主体としており、酸性雨及び光化学スモッグの原因物質となります。

本市の二酸化窒素は、平成 12 年度より環境基準を全局で達成しています。

しかし、千葉県環境目標値については、秋津測定局で達成できませんでした。

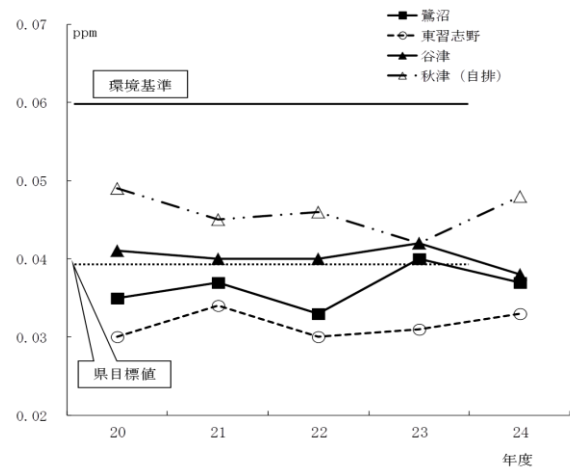


図 3.6.3 二酸化窒素経年変化

(3) *光化学オキシダント

光化学オキシダントは、光化学スモッグの主要な原因物質で、平成 24 年度においては、本市全域で光化学スモッグ注意報は 5 日発令されました。光化学オキシダント濃度は、測定開始以来環境基準を達成できていない状況が続いています。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下で大気中における沈降速度が小さく、滞留時間が長いため、気道または肺胞に付着して気管支炎等の呼吸器系障害を引き起こすといわれています。

浮遊粒子状物質は、平成 15 年度より全局で*環境基準を達成しています。

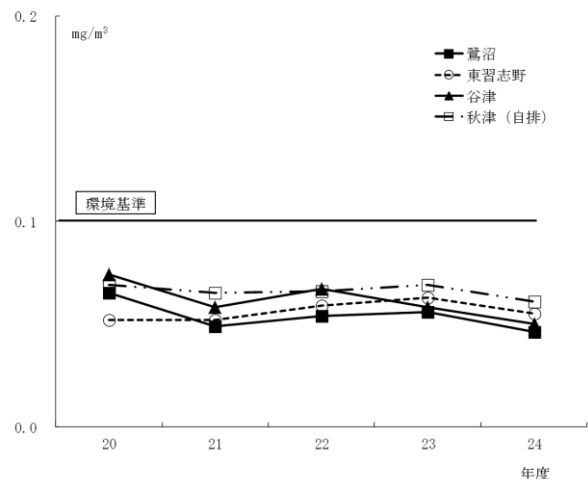


図 3.6.4 浮遊粒子状物質経年変化

(5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいい、浮遊粒子状物質よりもさらに小さいことから、呼吸器のみならず循環器にも影響があるといわれています。平成 21 年 9 月に環境基準が定められ、その後測定方法の詳細等が決定され、平成 23 年以降、ようやく全国的に順次常時監視測定局が設置され始めました。習志野市内では、平成 24 年 2 月から鷺沼測定局（県設置一般測定局）で、平成 25 年 8 月から秋津測定局（市設置道路沿道測定局）で測定が開始されました。

平成 25 年 1 月には中国からの越境汚染が話題となったことがきっかけで、環境省は平成 25 年 2 月に専門家会合を開催し、その日の濃度が高いと予測されるときに、都道府県が注意喚起情報を発することとしました。これを受け千葉県では平成 25 年 3 月から早朝 5 時、6 時、7 時の時間帯に、県内の複数の一般測定局で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、

注意喚起情報を発することとし、県下各市町村は、光化学スモッグ注意報と同様に防災行政無線やホームページを介して市民へ伝達することとなりました。平成 25 年 3 月中に注意喚起情報は発せられませんでした。

表 3.6.2 注意喚起のための暫定的な指針（環境省）

レベル	暫定的指針値 日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	行動の目安	暫定的指針値を 判断するための値 1時間当たり ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
Ⅱ	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 高感受性者においては体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。	85超
Ⅰ	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下
環境基準	35以下		

※高感受性者：呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児、高齢者等

平成 24 年度の測定結果は表 3.6.3 のとおり、いずれも環境基準値以下でした。

表 3.6.3 微小粒子状物質の測定結果

測定局	年平均値	日平均値の 98%値	判定	備 考
鷺沼測定局 (一般局)	13.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	33.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○	測定期間：平成 24 年 4 月～25 年 3 月
秋津測定局 (自排局)	13.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	33.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(○)	測定期間：平成 24 年 8 月～25 年 3 月 年間測定日数が、環境基準値との判定をする必要日数に達していないため参考値とする。
環境基準値	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

(6) ＊炭化水素類

大気中に存在する炭化水素類の中でも非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質とされています。環境基準は定められていませんが、大気中の濃度が午前 6 時から午前 9 時までの平均値で 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲にあることとされています。

平成 24 年度は年平均値で、鷺沼測定局が 0.14ppmC、自排局の秋津測定局が 0.12ppmC でした。

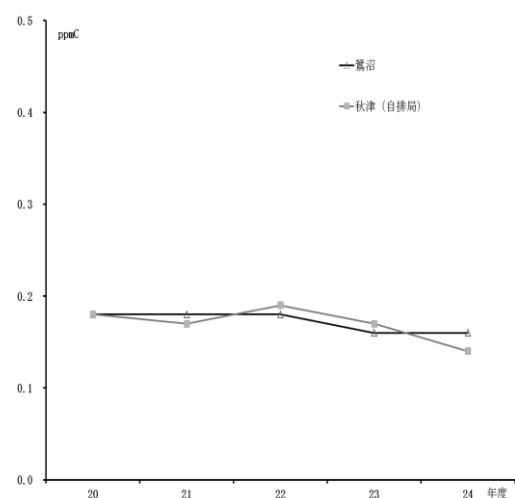


図 3.6.5 非メタン炭化水素経年変化

(7) ＊酸性雨

酸性雨は、主として化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸・硝酸等へ変化し、雨に取り込まれて降下する＊pH5.6以下の降雨のことです。本市では、平成2年11月より降雨時のpH測定を行っています。平成24年度の酸性雨は、年間平均値pH4.8であり、ほぼ横ばいで推移しています。

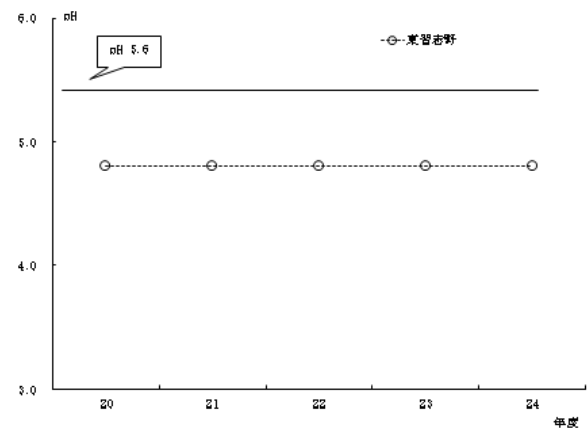


図 3.6.6 酸性雨 pH 年間平均値

3.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 市の取り組み

本市では、習志野市環境保全条例による規制を実施し、大気公害発生の未然防止に努めるとともに、千葉県環境保全条例とあわせ＊アイドリング・ストップ推進運動を積極的に進めています。

(2) 企業指導

市内の工場等には、表 3.6.4 にある＊ばい煙発生施設がありますが、これらに対しては、重油から天然ガス等への、硫黄分や＊ばいじん量の発生が少ない燃料の使用又は転換を指導しています。

表 3.6.4 習志野市環境保全条例に定めるばい煙発生施設の認定状況

施設名	施設数		施設名	施設数	
	工場	指定作業場		工場	指定作業場
ボイラー	57	104	乾燥炉	15	0
溶解炉	1	0	電気炉	2	0
金属加熱炉	63	0	廃棄物焼却炉	5	0
焼成炉	1	0	鉛溶解炉	0	0
内燃機関	5	47			
総数：300施設（工場149施設、指定作業場151施設）・101事業場					

燃料使用量についてのアンケート調査では、クリーンなエネルギーである都市ガスの使用が突出しています。

表 3.6.5 年間燃料使用量

種 類	使 用 量		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A（特A）重油	1,036.66KL	1,081.11KL	5,606.48KL
灯 油	112.05KL	56.81KL	1,530.36KL
都 市 ガ ス	25,228,593.30Nm ³	25,163,455.30Nm ³	28,575,973.00Nm ³
L P G	54,977.50Nm ³	54,639.80Nm ³	33,035.00Nm ³
木 材	0.00t	51.00t	0.00t

また、近年ごみの焼却行為についての公害苦情相談が多くあります。現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、法で規格する焼却炉以外での焼却が原則禁止となったことから、問題発生時にはその旨を各事業所に通知し、また一般市民にも啓発ビラの配布を行い、ごみの焼却行為をなくすよう努めています。

3.6.5. 光化学スモッグ

光化学スモッグの発生は気象条件に大きく影響され、風が弱く日射が強く、気温が高いときに発生しやすいとされています。防止対策として、法により揮発性有機化合物に関する規制が行われ、一方で光化学オキシダントの発生メカニズムについて、国や県が研究を進めています。

光化学スモッグの監視は県が行い、一定濃度に達すると注意報等を発令します。その内容は、同時に各市町村に周知され、大規模工場・事業場に対しては、燃料使用削減の要請がなされます。

本市は市川市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市及び浦安市を含めた葛南地域として、千葉県から光化学スモッグ注意報等の発令等を受けます。発令情報は、防災行政用無線、市のホームページ、携帯電話による緊急情報メール、ケーブルテレビ等により迅速に市民へ周知し、健康被害の発生を未然に防止するよう努めています。

平成24年度の注意報発令日数は、昨年度と同じ5日でしたが、9月初旬の夕刻の発令時に、クラブ活動の時間と重なり、27名の生徒が目の痛みなどを訴えるという被害が出ました。

表 3.6.6 光化学スモッグの緊急時における発令基準

予 報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化する恐れがあると判断されるとき		
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上の状態が継続すると判断されるとき		
警 報	〃	0.24ppm	〃
重大緊急報	〃	0.40ppm	〃

表 3.6.7 光化学スモッグ注意報発令状況の年度別推移

単位：日

年度（平成） 地域	20	21	22	23	24
（葛南）習志野市	4	0	8	5	5
千葉県全域	12	3	15	11	8

表 3.6.8 光化学スモッグによる急性健康障害届出状況

単位：日

年度（平成） 地域		20	21	22	23	24
葛南地域	習志野市	0	0	1	0	27
	その他	2	0	0	0	34
千葉県全域		3	0	14	0	61

3.7. 水質

3.7.1. 水質汚濁の概要

本市の※公共用水域には河川と海域があります。河川については、規模が小さく国や県で定める環境基準が適用されるものではありませんが、習志野市生活環境保全計画では、環境基準に準じた目標を掲げ調査を継続し、習志野市環境保全条例に基づく事業者への指導を通じ水質の浄化を図っています。

3.7.2. 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域の現況

平成24年度の水質環境調査は、河川3地点（八千代都市下水路の「八千代市境」、浜田川Ⅰの「実籾高校下」、浜田川Ⅱの「千葉市境」）、汽水域4地点（谷津干潟の「船溜出口」、「干潟出口」、「高瀬川入口」、菊田川下流部の「七中脇」）、海域1地点（「茜浜地先」）の8地点で、四季（春夏秋冬）の調査を実施しました

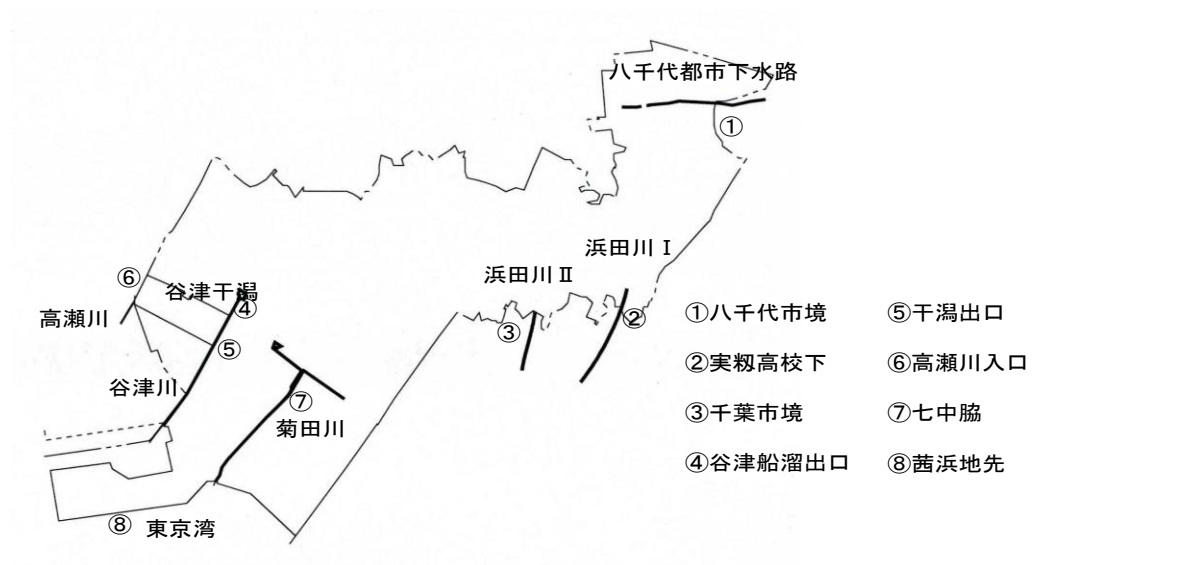


図 3.7.1 水質環境調査地点図

表 3.7.1 平成 24 年度 公共用水質調査地点

水域名		No.	地点名	所在地
河川	八千代都市下水路	①	八千代市境	東習志野7-2
	浜田川 I	②	実籾高校下	実籾本郷
	浜田川 II	③	千葉市境	屋敷1-1
谷津干潟 (汽水域)	谷津干潟	④	谷津船溜出口	袖ヶ浦1-24
	谷津川	⑤	干潟出口	秋津5-16
	高瀬川	⑥	高瀬川入口	谷津3丁目
河川 (汽水域)	菊田川	⑦	七中脇	香澄6-1
海域	東京湾	⑧	茜浜地先	茜浜3-6

(2) 河川 (3 地点)

平成 24 年度に実施した河川 3 地点の環境調査の結果、※健康項目については、浜田川 I の実籾高校下と浜田川 II の千葉市境の地点で、全ての項目で環境基準を達成しましたが、八千代都市下水路の八千代市境では、※ふっ素 (1.07mg/L) が環境基準 (0.8mg/L 以下) を超え未達成でした。その要因は、八千代都市下水路の流入水のほとんどが工場排水であるため、この影響が大きいと考えられます。

※BOD 等の※生活環境項目については、生活排水による汚染を把握するため調査を行っています。水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (以下「BOD」) の年間 75% 値は、八千代都市下水路の八千代市境の地点で 3.7mg/L、浜田川 I の実籾高校下の地点で 4.7mg/L、浜田川 II の千葉市境の地点で 5.9mg/L となっており、すべての河川で習志野市生活環境保全計画の目標値を達成しました。水素イオン濃度 (以下「pH」)、溶存酸素量 (以下「※DO」) も、3 地点とも目標を達成しました。

表 3.7.2 平成 24 年度 河川の生活環境項目調査結果

水 域	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)
	年平均値	75% 値	年平均値
生活環境保全計画目標	6.0以上8.5以下	10以下	2以上
八千代都市下水路 八千代市境	※4/4	3.7 (達成)	※4/4
浜田川Ⅰ 実籾高校下	※4/4	4.7 (達成)	※4/4
浜田川Ⅱ 千葉市境	※4/4	5.9 (達成)	※4/4

※pHとDOは、日平均値で評価するため、(達成数) / (調査数)

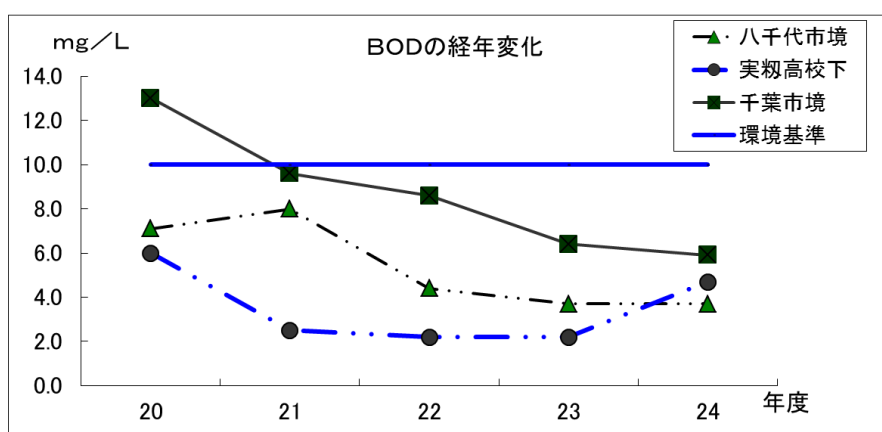


図 3.7.2 河川 3 地点の BOD の経年変化(75%値)

(3) 汽水域 (4 地点)

汽水域 4 地点については、習志野市生活環境保全計画の目標値の定めはありません。谷津干潟周辺の水質環境を把握するために調査をしています。

pH 及び※COD、DO と全窒素・全磷については、表 3.7.3 のとおりでした。

表 3.7.3 平成 24 年度 汽水域の水質

地 点 名	日 平 均 値			年 平 均 値	
	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
	年平均値 (最小値～最大値)	75% 値	年平均値 (最小値～最大値)		
船溜出口地先 (袖ヶ浦1-24)	7.9 (7.8～8.2)	5.8	5.9 (3.9～7.6)	2.6	0.22
干潟出口 (秋津5-16地先)	8.0 (7.8～8.2)	7.4	6.6 (3.9～9.1)	1.6	0.15
高瀬川入口 (谷津3丁目地先)	7.9 (7.7～8.2)	4.8	6.9 (5.4～9.2)	1.5	0.15
七中脇 (香澄6-1地先)	7.8 (7.7～8.0)	5.3	6.4 (3.8～9.8)	2.1	0.22

(4) 海域（1 地点）

本市の調査地点である茜浜地先は、海域C類型と、海域IV類型の環境基準が適用されています。海域C類型の調査結果では、COD、DO はともに環境基準を達成していましたが、pH が夏季に環境基準を未達成でした。

表 3.7.4 平成 24 年度 海域 C 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域C類型	pH 7.0以上8.3以下	COD(75%値) 8mg/L以下	DO 2mg/L以上
東京湾	茜浜地先	※ 3/4	6.2（達成）	※ 4/4

※pHとDOは、日平均値で評価するため、（達成数）／（調査数）

茜浜地先での栄養塩類についての海域IV類型の環境基準の達成状況は、全窒素及び全リンがともに環境基準を未達成でした。東京湾全体でも、環境基準が達成されていない状況があることから、今後も監視が必要です。

表 3.7.5 平成 24 年度 海域IV類型の窒素・リンの調査結果

地点	海域IV類型 環境基準	全窒素（1mg/L以下）	全リン（0.09mg/L以下）
		年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	1.5（未達成）	0.11（未達成）

3.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策

(1) 条例に基づく規制

習志野市環境保全条例では、水質汚濁に係る特定施設を有する事業場は、排出水の規制基準が設けられ、本市では排出水の立入調査を実施しています。

平成 24 年度は、延べ 33 施設（工場延 22 施設、指定作業場延 11 施設）に立入調査を行い、違反 1 件に対し、文書指導を行いました。

違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不備によるもので、本市の指導に従い施設管理の見直しを行い、排水が改善されたことを確認しています。

(2) 生活排水対策

生活排水に含まれる窒素・リン等の栄養塩類は、東京湾で植物プランクトンの増殖を誘引し、※赤潮の発生といった 2 次汚濁の発生原因となっています。千葉県では、※閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、第 7 次総量削減計画により、COD、窒素、リンの削減目標を定め、公共下水道の整備促進などの施策を進めています。

3.8. 地質

3.8.1. 地下水汚染の概要

地下水は、飲用、農業用水、工業用水等に利用され、私たちにとって貴重な地下資源です。

国は、地下水汚染に対して法規制の整備を進め、水質汚濁防止法に定める地下浸透の規制（平成元年）、地下水の水質汚濁に係る※環境規準の制定（平成9年）を行いました。

千葉県は、水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っています。本市は、千葉県と協力し、汚染の解明と浄化に取り組んでいます。習志野市生活環境保全計画では、地下水から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

3.8.2. 地下水汚染の現況

本市では、昭和61年度より、※トリクロロエチレン等に係る工場・事業場の立入調査を実施してきました。平成元年度に屋敷・実籾地区及び東習志野地区の2か所で環境基準を超える汚染地域があることを確認しました。いずれも工業地域及びその隣接地域でした。その他、狭あいな汚染地域が、市内2地区で確認されています。

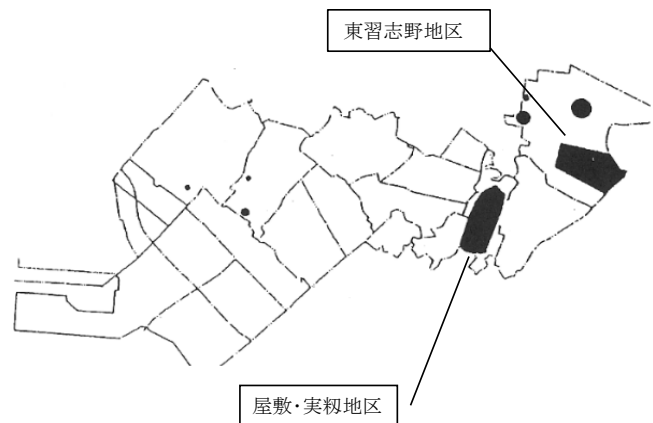


図 3.8.1 地下水汚染地区

これらの地域については、地域に点在する井戸の水質調査や、この地域及び周辺でトリクロロエチレン等を取り扱う事業場の立入調査、地中ガス確認調査などを実施し、汚染が確認された井戸や事業場については、千葉県とともに地下水浄化対策指導を行っています。

トリクロロエチレン等以外の項目については、平成20年度に東習志野地区で民間井戸への※ほう素汚染の拡大が確認されたことから、引き続き平成24年度も東習志野地区及びメッキ工場のある屋敷地区でのほう素、ふっ素を対象に井戸調査希望者等の水質調査も行いました。

表 3.8.1 平成24年度 地下水汚染に係る民間井戸調査結果表

	検査井戸本数			検出井戸本数			基準超過本数		
	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロエチレン等	ほう素	ふっ素
東習志野	52	51	51	26	2	1	11	2	0
実籾（本郷）	26	26	26	10	1	1	7	0	1
新栄	3	3	3	1	0	0	0	0	0
屋敷	8	7	7	7	3	0	5	0	0
津田沼	4	-	-	1	-	-	0	-	-
谷津	6	-	-	2	-	-	0	-	-
合計	99	87	87	47	6	2	23	2	1

※トリクロロエチレン等は、千葉県（東習志野、屋敷各1本）の調査結果を含む。

3.8.3. 地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策

(1) 屋敷・実籾・新栄地区

本市は、平成元年度に地質ボーリング調査を行い、その結果を踏まえ、平成5年度までに、*観測井戸を12地点に36本設置し、以降の観測結果をもとに汚染源を概ね確認することができました。

除去については、平成7年度に屋敷4丁目に、曝気方式による汚染除去施設を設け、浄化を開始しました。また、汚染源とされる2事業所のうち、平成8年度に、一方の事業所が、敷地内に除去施設を設置し、平成11年度に汚染源の土地を取得していたもう一方の事業者が、地下水浄化施設を設置し、浄化を継続しています。

平成24年度は、地区全体で観測井戸10か所28本及び民間井戸37本の水質調査を実施しました。その結果、浄化は進んでいるものの、地層に複雑に入り込んでいる汚染の解消には、今後も企業指導を含めた除去作業の継続が必要となることがわかっています。

(2) 東習志野地区

本市は、平成元年度より民間井戸の水質調査及び事業場等の調査を実施し、2事業場において表層地層の土壤汚染を確認しました。当該2事業場については、工場敷地全体の土壤汚染の状況把握、地下水汚染の確認調査を実施するよう指導し、平成9年度から汚染土壤の浄化対策を開始しました。その結果、平成17年2月に鈴木金属工業（株）、平成18年8月にJFE建材（株）は土壤汚染対策を完了し、引き続き地下水浄化作業を実施しています。

また、JFE建材（株）跡地については、平成19年度よりマンション建設工事が始まりました。地下水汚染の残る区域での工事について、くい打ちによる汚染物質の拡大を防ぐため、千葉県、本市、事業者で協議し、観測井戸を設ける等の対策をとりながら工事を進めています。

平成24年度も、地区全体の民間井戸54本について水位・水質を測定し、汚染源の解明にむけた基礎調査を実施しました。

3.8.4. 土壤汚染の概要

土壤汚染による人への健康被害は、農作物への有害物質の蓄積、大気への有害物質の揮散、地下水の有害物質による汚染等により発生します。習志野市生活環境保全計画では、土壤から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

(1) 土壤汚染の現況

市街地等についての土壤汚染対策の法規制は、平成3年に「土壤汚染に係る環境規準」が定められ、現在は、27項目の物質が環境規準に規定されています。次いで平成15年には土壤汚染対策法が施行されました。土壤汚染対策法では、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場が廃止される際に、土壤汚染調査が義務付けられましたが、その後、法によらない自主調査も行われたことから、これも法の対象とすることの改正が

平成 22 年になされました。

本市では、昭和 48 年度から平成 11 年度にかけて、農用地や市内の公園を中心に土壌調査を行い、農用地土壌汚染対策地域の指定要件、または、土壌汚染に係る環境規準を超える地点はありませんでした。また、平成 24 年度末時点で、市域内に土壌汚染対策法に定める「要措置区域（健康被害の恐れがある）」、「形質変更時要届出区域（健康被害の恐れがなく、除去等の必要が無い）」はありません。

(2) 土壌汚染の防止対策

土壌汚染対策法は千葉県の所管ですが、本市でも情報を収集し、汚染があった場合は、適正な処理を行うよう土地所有者に要請しています。なお、現在操業している工場等について、汚染が地下水まで及んでいる場合は、汚染源を調査し、原因者等に汚染除去等を要請しています。

なお、土地造成等の際に搬入される「土砂」に有害物質が含まれていた場合、土壌汚染の原因となります。このことから、本市では、「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 11 年 4 月 1 日施行）を制定し、搬入する土砂の土壌分析を義務付けており、平成 24 年度の許可申請は 5 件でした。

3.8.5. 地盤沈下の概要

地盤沈下の主な原因は、主に地下水の採取や※天然ガスかん水の採取といった人為的要因若しくは、地震や自然圧密等の自然的要因またはこれらの要因が複合的に合わされたものと考えられます。

千葉県では、昭和 40 年代には人口の増加に伴う地下水の採取や天然ガスかん水の採取により、年間の地盤沈下量が 20cm を超える時期もありましたが、地下水採取の削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制の指導等を行い、沈下量は大幅に減少し、沈静化の傾向にありました。

平成 23 年度の調査結果（調査期間平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）に限っては、平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災による自然的要因が大きいと思われるものとなりました。

(1) 地盤沈下の現況

平成 23 年度の調査においては、平成 23 年 1 月 1 日の標高と、各調査地点で観測した日（平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月まで）の測定結果との差から 1 年間の地盤変動量を求めました。その結果、

- ① 調査を実施した 3,204.7 ㎤の全ての測量地域で地盤沈下が確認され、そのうち 2cm 以上沈下した地域の面積はほぼ全てにあたる 3197.5 ㎤でした。

（例年では、2cm 以上の沈下は 0～22.3 ㎤）

- ② 本市でも、15 地点の測量地点のうち、全てで 2cm 以上沈下しており、その範囲は-4.72cm から-7.35cm でした。（例年では、2cm 以上の沈下はほとんどなし。）

(2) 地盤沈下の防止対策

地盤沈下は、一度起こると復元が困難であることから、未然に防止することが重要となります。本市では、昭和47年に「千葉県公害防止条例」、昭和49年に「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水法）の地域指定を受けました。そして、地下水採取量の削減を図るため、規制対象地下水の採取に対しては、地下水の代替となる水源が確保された時点で、全面的に他の水源に転換しました。

この結果、「ビル用水法」の対象事業所については、江戸川を水源とした「東葛工業用水道」への転換がされました。

また、習志野市企業局については、「北千葉広域水道企業団」から供給を受け、年々水源に占める地下水の割合を減少させてきました。更に、ガス供給事業として行っていたガスの採取を中止し、全てのガス井戸を廃止しています。

一方、本市は、習志野市環境保全条例を改正し、法及び千葉県環境保全条例の規制対象外である小規模揚水施設について、平成17年1月より、法令等より厳しい基準を設け、届出制とする等の規制強化を行いました。

表 3.8.2 関係法令規制内容の対照表

法 令 名	規 制 基 準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口面積	
工業用水法	650m以深	6cm ² （径2.76cm） を超え21cm ² （径 5.17cm）以下	工業用水（工業とは製造業（物品の加工修理を含む）、電気供給業及びガス供給業をいう）
ビル用水法	650m以深		冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計が150㎡以上のもの）
千葉県環境保全条例	650m以深		工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、ゴルフ場（10ha以上）における散水の用途
習志野市環境保全条例	550m以深	6cm ² 以下	千葉県環境保全条例に定める用途で、揚水機の定格出力が0.75kwを超えるもの

また、浸透マスの設置や透水舗装を拡大し、雨水を地下浸透させることにより、地下水の涵養を促進させ、地層の安定化に努めています。

(3) その他の対策

地盤沈下は、地下水位の変動や各地層の圧密現象と密接な関係があるため、これらの観測を行うことが重要です。市内では、東習志野7丁目に深さ180mの地下水位観測井戸を設置しています。また、地層の圧密現象と地下水位とを観測するため、千葉県との共同事業で、藤崎1丁目に深さ145mと235mの2本の井戸を設置しています。

3.9. 騒音・振動・悪臭

3.9.1. 騒音・振動の概要

騒音の主な発生源は、①機械プレス等工場・事業場の操業音やくい打ち等の建設作業音、②自動車による交通騒音、③深夜における飲食店のカラオケ等の深夜営業騒音、④隣家のピアノの音等の近隣生活騒音です。

これらのうち、①と②は公害として法律や条例で規制を設けてあり、③については「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により対策が講じられています。

振動についての、揺れの大きさは、騒音と同じくデシベルという単位で表わされています。

公害としての振動発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車交通で、多くの場合、騒音とあわせて発生します。これらについても法律及び条例で規制が設けられています。

3.9.2. 騒音・振動の現況

(1) 道路に面する地域の騒音・振動環境

平成24年度の道路に面する地域の騒音調査は平成24年10月から平成25年2月にかけて14地点で実施し、うち6地点では振動調査も実施しました。また、自動車交通量調査は平成24年11月20日から21日にかけて12路線14地点で実施しました（調査結果の詳細は資料編5.7.を参照）。

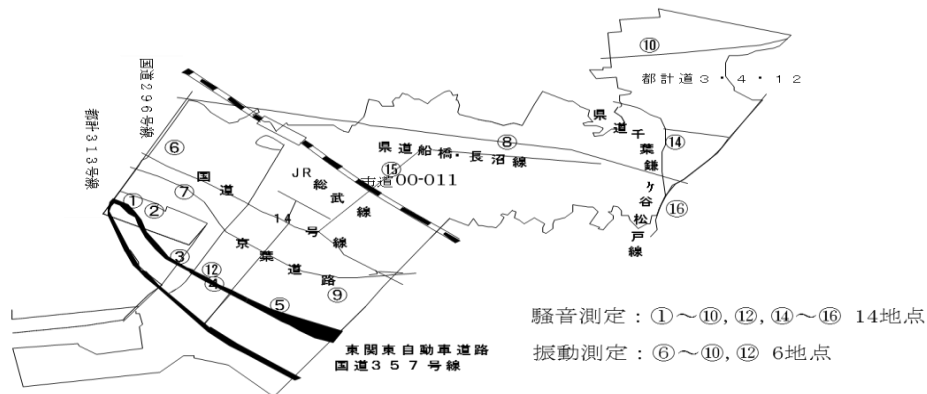


図 3.9.1 道路に面する地域の騒音・振動調査地点

(2) 騒音

習志野市生活環境保全計画では、環境基準を達成することを目標としています。14地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点は7地点ありましたが、要請限度値を超えた地点はありませんでした。経年的には、横ばいで推移しています。

表 3.9.1 道路に面する地域の騒音環境調査結果

【道路に面する地域の騒音】A地域のうち2車線以上の道路に面する地域（dB）									
No	道路名／調査地点	時間帯	環境基準	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①	東関道・357号線・船橋都計道	昼間	60	70	55	54	53	54	55
	財務局宿舍南	夜間	55	65	53	51	51	51	53
②	東関道・国道357号線	昼間	60	70	54	53	47	50	52
	谷津測定局	夜間	55	65	51	50	42	47	50
③	東関道・国道357号線	昼間	60	70	57	56	55	56	55
	谷津干潟公園	夜間	55	65	51	51	51	50	51
④	東関道・国道357号線	昼間	60	70	55	55	55	54	53
	秋津公園	夜間	55	65	51	51	52	50	51
⑤	東関道・国道357号線	昼間	60	70	61	62	61	58	59
	香澄公園	夜間	55	65	56	54	53	51	51
⑮	市道00-011	昼間	60	70	66	67	62	68	65
	本大久保二丁目児童公園	夜間	55	65	62	63	58	63	61
【道路に面する地域の騒音】B地域のうち2車線以上の道路に面する地域（dB）									
No	道路名／調査地点	時間帯	環境基準	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑥	国道296号線	昼間	65	75	67	69	69	69	69
	新日鐵住金社宅前	夜間	60	70	67	68	68	67	68
⑦	国道14号線	昼間	65	75	70	70	70	69	68
	浜宿児童遊園	夜間	60	70	69	67	69	66	66
⑧	主要地方道長沼・船橋線	昼間	65	75	68	66	68	69	69
	菅田八幡神社前	夜間	60	70	66	65	67	67	69
⑨	京葉道路	昼間	65	75	58	57	58	58	56
	袖ヶ浦ポンプ場	夜間	60	70	56	55	58	56	53
⑪	都計道3・3・3	昼間	65	75	65	67	欠測※2	67	—
	第7中学校西側	夜間	60	70	60	63	欠測※2	63	—
⑫	都計道3・3・2	昼間	65	75	67	68	66	68	66
	秋津公園	夜間	60	70	61	62	62	62	61
【道路に面する地域の騒音】B地域後背地（道路端より30m）（dB）									
No	道路名／調査地点	時間帯	環境基準	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑥	国道296号線	昼間	65	75	58	59	62	61	—
	新日鐵住金社宅前	夜間	60	70	57	57	60	59	—
⑧	主要地方道長沼・船橋線	昼間	65	75	54	55	54	51	—
	菅田八幡神社前	夜間	60	70	51	49	50	45	—
【道路に面する地域の騒音】C地域及び無指定地域のうち車線を有する道路に面する地域（dB）									
No	道路名／調査地点	時間帯	環境基準	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑩	都計道3・4・12	昼間	65	75	70	69	69	69	69
	企業局第3給水場	夜間	60	70	65	64	64	64	64
⑬	千葉船橋海浜線	昼間	65	75	63	63	63	63	—
	クリーンセンター向い	夜間	60	70	60	60	60	59	—
⑭	千葉鎌ヶ谷松戸線	昼間	65	75	69	69	69	69	69
	実籾4丁目	夜間	60	70	67	66	66	65	65
⑯	千葉鎌ヶ谷松戸線	昼間			71	71	—	—	70
	実籾本郷	夜間			71	71	—	—	70

※1 アンダーラインは環境基準値超過を示す。（－）はデータがないことを示す。昼間は6時～22時を、夜間は22時～6時を示す。

※2 東日本大震災の影響により通常の測定が困難となったことから、平成22年度は欠測扱いとしました。

（3）振動

振動については、環境基準はなく要請限度が設定されています。習志野市生活環境保全計画では、人が揺れを感じ始める 55dB 以下であることを目標としています。

平成24年度では、要請限度を下回っており、また、習志野市生活環境保全計画の目標値も下回っていました。

表 3.9.2 道路に面する地域の振動調査結果

【道路に面する地域の振動】第1種区域 (dB)								
No	道路名／調査地点	時間帯	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑥	国道296号線	昼間	65	49	50	51	50	51
	新日鐵住金社宅前	夜間	60	47	49	49	49	50
⑦	国道14号線	昼間	65	45	48	46	48	45
	浜宿児童遊園	夜間	60	42	45	43	44	42
⑧	主要地方道長沼・船橋線	昼間	65	45	45	43	43	43
	菅田八幡神社前	夜間	60	40	41	39	40	40
⑨	京葉道路	昼間	65	46	42	41	41	45
	袖ヶ浦ポンプ場	夜間	60	43	40	38	38	41
⑫	都計道3・3・2	昼間	65	42	43	43	41	45
	秋津公園	夜間	60	38	40	39	37	41
【道路に面する地域の振動】第2種区域								
No	道路名／調査地点	時間帯	要請限度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑩	都計道3・4・12	昼間	70	44	46	46	46	44
	企業局第3給水場	夜間	65	42	42	43	42	42

※昼間は、8時～19時、夜間は19時～8時を示す。

(4) 一般地域の騒音

平成24年度の一般地域の騒音調査は、平成24年10月から平成25年2月まで、10地点で行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点が1地点、昼間のみ環境基準を超えた地点が1地点ありました。

表 3.9.3 一般地域の騒音環境調査結果

【一般地域の騒音】A地域及びB地域（dB）								
No	調査地点	時間帯	環境基準	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①	天津児童遊園	昼間	55	53	51	44	51	51
		夜間	45	43	43	46	44	45
②	梅林公園	昼間	55	49	50	49	49	45
		夜間	45	41	43	42	43	38
③	八幡公園	昼間	55	59	56	54	54	56
		夜間	45	53	51	44	49	47
④	藤崎4丁目児童遊園	昼間	55	49	52	53	50	50
		夜間	45	37	46	39	40	40
⑤	鷺沼城址公園	昼間	55	52	49	51	51	49
		夜間	45	42	49	46	46	44
⑥	菊田公民館	昼間	55	50	59	49	50	60
		夜間	45	40	42	42	43	41
⑦	谷津コミュニティセンター	昼間	55	53	55	46	51	51
		夜間	45	47	45	37	43	43
⑧	袖ヶ浦4号児童遊園	昼間	55	51	49	50	50	47
		夜間	45	42	43	45	43	42
【一般地域の騒音】C地域（dB）								
No	調査地点	時間帯	環境基準	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
⑨	東習志野ふれあい広場	昼間	60	54	53	55	48	54
		夜間	50	43	47	46	47	42
⑩	実籾1号公園	昼間	60	54	54	55	54	53
		夜間	50	46	47	50	47	47

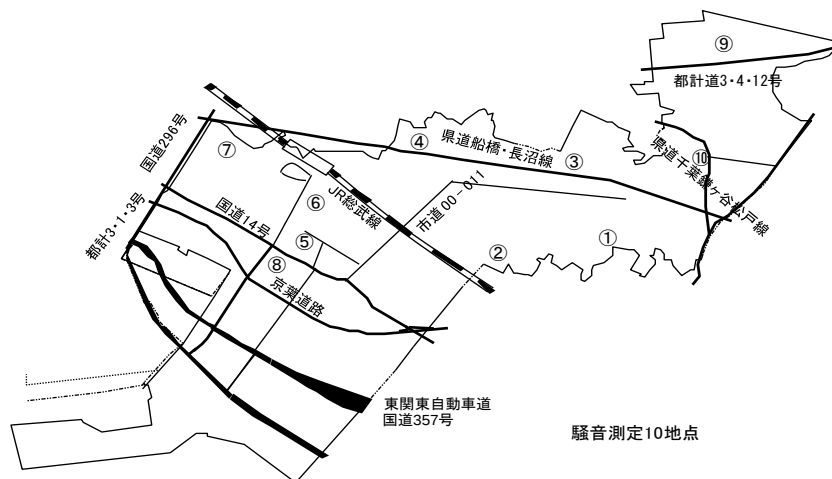


図 3.9.2 一般地域の騒音調査地点

(5) 低周波音

低周波音とは、一般には人の耳に聞こえにくい、波長が長く、周波数の低い空気振動をさします。発生源としては、風車、機械プレス、空調室外機、道路高架橋等があります。特徴としては障害物の影響を受けにくく、遠距離まで伝わることです。また、身体的にも頭痛や不快感等の変調を起こすといわれていますが、因果関係については明確にされていません。低周波音は発生及び影響のメカニズムが複雑であるため、対策については今後とも千葉県環境研究センターと協力して進めていきます。

3.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策

(1) 企業指導

本市では習志野市環境保全条例に基づき、工場の設置及び変更認可時において、騒音・振動の適正配置と公害防止対策について技術指導を行っています。また、騒音・振動を伴う作業については「特定建設作業」とし、許可申請時において、作業に伴う騒音・振動の軽減について指導を行っています。

表 3.9.4 平成24年度習志野市環境保全条例に基づく騒音・振動特定施設認定状況

施設の種類	単位：件	
	騒音	振動
圧縮機	6	5
送風機	8	
粉砕機	1	1
印刷機械	2	2
冷凍機	3	3
空調機	48	38
ディーゼルエンジン	2	2
合計	70	51

表 3.9.5 特定建設作業許可件数の経年状況

単位：件

	年度（平成）	20	21	22	23	24
	特定建設作業許可件数	315	288	329	346	439
作業別内訳	くい打機、若しくはくい抜き機を使用する作業	24	18	18	14	21
	びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業	13	5	16	19	16
	さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業	203	185	206	213	203
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	300	268	301	333	344
	空気圧縮機を使用する作業	10	11	7	12	15
	振動ローラー、タイヤローラー等の締め固め機械及び振動プレート、振動ランマ等の転圧機を使用する作業	199	190	197	219	201
	コンクリートプラントを設けて行う作業又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	43	39	57	56	45
	電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	93	82	101	125	107
	動力、火薬もしくは鉄球を使用して建物その他工作物を解体し、又は破壊する作業	84	81	110	120	131
	浚渫作業	0	3	0	0	0
	ディーゼルエンジンを使用する作業	21	8	15	17	25
	合 計	990	890	1028	1128	1108

市環境保全条例では、ブルドーザー等騒音や振動の原因となる建設機械を使用する工事を特定建設作業と定め、事前に許可申請をすることとし、その際窓口で低騒音・低振動機械の使用及び周辺住民への事前説明等を行うよう指導しています。

(2) 道路騒音・振動対策

平成 24 年度の調査結果から、市内の主要道路周辺の騒音状況は、依然厳しい状況下にあります。自動車本体から発生する騒音に、交通量、通行車種、速度、道路構造、沿道土地利用等の各種の要因が複雑に絡みあって自動車騒音として問題になっています。

これらの防止対策としては、車両本体の騒音規制、道路構造の改善や交通規制、発生源対策等国や県レベルの対応に期待するところが多いというのが現状です。

また、道路交通振動については、道路舗装が悪くなって発生する場合が多いことから、道路管理者へ路面の改修を要請し、対策を実施しています。

(3) 深夜営業騒音対策

市内には、カラオケ装置等を備えているスナック等の深夜営業飲食店があることから、これらの騒音の現状を毎年調査しています。平成 24 年 6 月 22 日に、深夜営業飲食店舗の夜間パトロール調査を行いました。

調査した市内 80 店舗で、22 時以降にカラオケを使用していたものが 51 店舗ありました。このうち「千葉県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の騒音規制値を 10 デシベル以上超えていた 7 店舗に対して、深夜にわたるカラオケ使用の自粛等の文書指導を行いました。今後とも関係機関である習志野警察署、習志野健康福祉センターと連絡をとりながら、静かな街になるよう、指導監督を行っていきます。

3.9.4. 悪臭の現況

悪臭の多くは、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、騒音等のような環境基準値は定められていません。悪臭の現状は、公害苦情相談という形で表われます。平成24年度の悪臭に関する公害苦情相談は6件でした。

表 3.9.6 本市における年間の悪臭公害苦情受付件数

単位：件

年度（平成） 発生源	20	21	22	23	24
畜産農業	0	0	3	0	0
化学工業	0	0	0	0	0
その他の製造業	0	1	1	0	0
サービス業・その他	0	1	2	0	1
移動発生源	0	0	0	0	0
建設作業現場	0	0	0	0	1
下水用水	2	1	0	0	0
ゴミ集積場	0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	3	6	3	1	1
不明	4	3	4	2	3
合計	9	12	13	3	6

3.9.5. 悪臭の防止対策

(1) 法及び条例による規制

本市は、習志野市環境保全条例で臭気指数による規制基準を定め、悪臭に関する特定施設を設置する場合に計画段階での事前審査をすることで悪臭防止をすすめています。また、環境保全課に臭気パネルを配置し、現地調査を行ってより正確な把握に努めています。

表 3.9.7 臭気指数の規制基準値（環境保全条例施行規則、別表第4より抜粋）

地域区分 許容限度の区分	工場等の敷地の境界線 における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域及び第二種地域	12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 及び用途地域の定めのない地域	13	29
工業地域及び工業専用地域	14	30

気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数または臭気排出強度とする。

備考1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気強度の算出方法に定める方法とする。

(2) 悪臭苦情相談に対応する対応

悪臭の多くが一過性であることから、苦情相談があった場合は、現場に赴きその原因を見つけ出すことが重要になります。その原因は事業活動のみならず、野焼き等の家庭生活を発生源とするものもあり、法や条例の規制外のものが増えています。

(3) 東京湾沿岸広域異臭対策

東京湾沿岸地域に、南風に乗って、東京湾方向から広域的なガス臭がすることがあります。原因について、ケミカルタンカーのガスフリーとされていますが、因果関係は明確にされていません。千葉県並びに本市を含む臨海部の10市は、監視体制及び情報の共有化を図っています。本市では、市民等からの情報を迅速に収集し、発生時の追跡調査体制を強化しています。平成24年度の東京湾沿岸広域異臭の発生は、千葉地域を中心に3回あり、苦情件数は61件ありました。このうち、市内における広域異臭の発生はありませんでしたが、苦情件数は5件でした。

3.10. 有害化学物質

3.10.1. ダイオキシン類

(1) 概要

ダイオキシン類の発生源は、物の燃焼過程や化学物質の合成過程等様々です。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下等の毒性があります。習志野市生活環境保全計画では大気、水質、土壌から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されないことを目標としています。

(2) 調査・監視

国は、ダイオキシン類対策特別措置法にて、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準を定めるとともに、排出基準を定めました。千葉県では、ダイオキシン類常時監視計画を策定し、大気、公共用水域の水質、水底の底質、地下水、土壌の調査を実施しています。平成24年度においては、千葉県及び21市（本市を含む）がそれぞれ実施し、結果を公表しています。

(3) 習志野市における環境調査

① 大気

平成24年度の日オキシン類大気環境調査は、夏と冬の年2回、市内4地点で実施しました。評価は年平均値で行い、平成11年度の測定開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

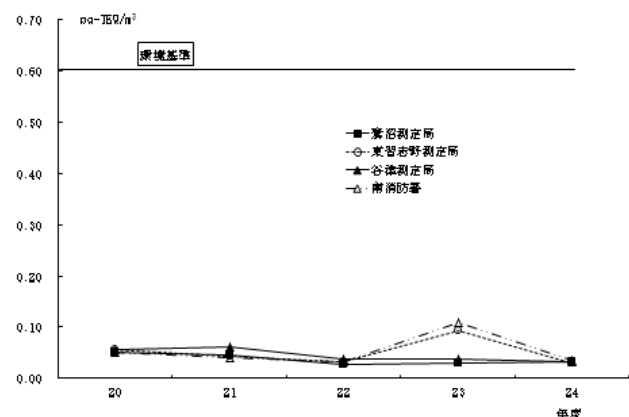


図 3.10.1 ダイオキシン類大気環境調査結果の年平均推移水質

② 水質

平成 24 年度は、夏と冬の年 2 回、市内河川 3 地点で調査を実施しました。評価は年平均値で行い、平成 12 年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

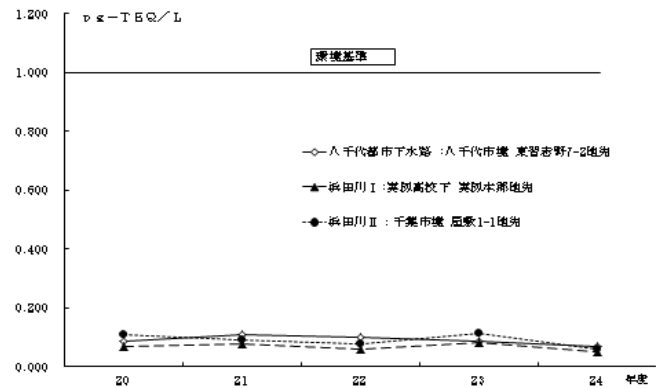


図 3.10.2 ダイオキシン類水質調査の年平均推移

③ 水質の底質

平成 24 年度のダイオキシン類水質の底質調査は、水質調査地点と同じ 3 地点で夏に調査を実施しました。平成 13 年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 3.10.1 ダイオキシン類水質の底質調査の推移

単位：pg-TEQ/g

調査地点	年度 (平成)	20	21	22	23	24
	所在地					
八千代都市下水路：八千代市境	東習志野7-2地先	6.9	7.2	11.0	3.8	4.8
浜田川Ⅰ：実籾高校下	実籾本郷地先	0.89	1.3	0.93	2.6	1.3
浜田川Ⅱ：千葉市境	屋敷1-1地先	1.3	1.9	1.1	1.0	2.1

環境基準：150pg-TEQ/g

④ 土壌

土壌調査については、毎年公園の地点を変えて調査しています。平成 24 年度は実籾本郷公園で調査を実施しました。平成 12 年度に調査を開始してから、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 3.10.2 ダイオキシン類土壌調査の推移

単位：pg-TEQ/g

年度 (平成)	調査地点名	住所	結果
20	袖ヶ浦西近隣公園	袖ヶ浦2-4	3.1
21	袖ヶ浦東近隣公園	袖ヶ浦6-24	4.2
22	香澄近隣公園	香澄4-4	9.4
23	花咲児童遊園	花咲1-5	1.4
24	実籾本郷公園	実籾2-24	14.0

環境基準：1000pg-TEQ/g

3.10.2. 内分泌かく乱化学物質（※環境ホルモン）

(1) 概要

内分泌かく乱化学物質（以下「環境ホルモン」）は、生物の発育や代謝で重要な役割を果たすホルモン系のバランスを乱し、直接または間接的に、生殖の異常（精子数の減少や生殖器の発育異常）、乳がんの増加等を引き起こすといわれています。科学的には、因果関係等に不明な点が数多く残されています。

(2) 調査・監視

環境省では、平成10年以降、環境ホルモンについての研究と対応指針を進め、現在は、平成22年7月策定の「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 EXTEND2010-」を策定し、野生生物の観察、基盤的研究、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーション等を推進しています。

(3) 習志野市における環境調査

本市では、公共用水域での環境ホルモンの実態を把握するため、平成12年度より調査を行っています。平成24年度は八千代都市下水路1地点、浜田川Ⅱの1地点、計2地点でノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質の調査を行いました。その結果、2地点とも3物質は、※魚類に対する予測無影響濃度以下となっています。

表 3.10.3 水質環境ホルモン調査結果

単位：μg/l

調査項目 \ 調査地点	定量下限値	魚類に対する予測無影響濃度	八千代都市下水路 八千代市境 東習志野7-2地先	浜田川Ⅱ 千葉市境 屋敷1-1地先
ノニルフェノール	0.1	0.608	0.1未満	0.1未満
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	0.01	0.992	0.01未満	0.01未満
ビスフェノールA	0.01	24.7	0.04	0.07

採水日：平成24年8月20日

表 3.10.4 ノニルフェノールのデータの推移

単位：μg/l

調査地点 \ 年度（年度）		20	21	22	23	24
八千代都市下水路	八千代市境	0.4	0.36	0.36	0.43	0.1未満
浜田川Ⅱ	千葉市境	0.23	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

3.10.3. アスベスト

(1) アスベスト（石綿）について

アスベストは、天然の鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくい性質があることから、昭和30年代から昭和50年代にかけて、ビル等の保温断熱等の目的で吹付けアスベストが使用されました。また、安価な工業材料として、建築用のスレート材、防音材、断熱材、自動車のブレーキやアイロン等一部の家庭用品にも使われてきました。大気中に浮遊するアスベスト繊維が肺の中に入ると、15～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮腫等を引き起こす恐れがあるとされています。

(2) 法によるアスベスト対策

アスベストの健康影響については、過去に幾度か社会問題となり、現在は労働安全衛生法等により、6種類の物質について、含有量0.1%を超える製品の製造・使用が原則禁止されています。これに伴いアスベストが使用されている解体作業を規定する大気汚染防止法、アスベスト含有廃棄物の処理方法を定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律なども、規制強化されました。また石綿による健康被害の救済に関する法律では、工場周辺の住民や労働者の家族に対しても救済を図ることになっています。

(3) 平成24年度に習志野市が行ったアスベスト対策

市内公共施設を調査した結果、含有量0.1%以上のアスベストを含む吹付け材等を使用している施設は全部で22施設ありましたが、平成24年度末までに全ての施設においてアスベスト撤去工事が完了しました。

表 3.10.5 公共施設アスベスト対策一覧（その1）

	所 管 課	施 設 名	使 用 箇 所	撤去工事経過
含有量 1%超	契約課	① 庁舎新館	2階機械室・天井	平成18年6月撤去済
			2階ひさし裏側	平成18年3月撤去済
	公園緑地課	② 津田沼1丁目公園	展示SL	平成18年4月撤去済
	津田沼浄化センター	③ 津田沼浄化センター	汚泥棟壁・天井	平成22年2月撤去済
	こども保育課	④ 菊田保育所	給食室・照明器具裏	平成17年8月撤去済
		⑤ 大久保第二保育所	保育室・廊下等	平成18年8月撤去済
	教育委員会施設課	⑥ 袖ヶ浦東小学校	展示SL	平成18年4月撤去済
		⑦ 第三中学校	アリーナ天井折板裏	平成19年3月撤去済
			本館中央階段・4階・天井裏	平成17年9月撤去済
		⑧ 第四中学校	アリーナ天井折板裏	平成19年3月撤去済
		⑨ 第五中学校	空調機械室・天井	平成18年3月撤去済
		⑩ 第六中学校	アリーナ天井折板裏	平成20年3月撤去済
		⑪ 第七中学校	アリーナ天井折板裏	平成20年3月撤去済
	企業局供給課	⑫ 第3給水場	発電機室等壁・天井	平成18年12月撤去済

表 3.10.6 公共施設アスベスト対策一覧（その2）

	所 管 課	施 設 名	使 用 箇 所	撤去工事経過
含有量 0.1% 超	こども保育課	① 屋敷幼稚園	廊下・天井	平成22年9月撤去済
	教育委員会施設課	② 谷津小学校	北校舎 教室・音楽室	平成22年9月撤去済
			北校舎 昇降口・階段室	平成23年8月撤去済
		③ 実籾小学校	階段室・天井	平成21年8月撤去済
		④ 東習志野小学校	階段室・天井	平成20年8月撤去済
		⑤ 屋敷小学校	西校舎 教室・昇降口	平成22年9月撤去済
			東校舎 教室・昇降口	平成23年8月撤去済
		⑥ 実花小学校	廊下・昇降口・天井	平成20年8月撤去済
		⑦ 香澄小学校	階段室・天井	平成20年8月撤去済
		⑧ 第一中学校	金木工室・廊下・天井	平成20年8月撤去済
			柔剣道場	平成22年1月撤去済
	教育委員会 生涯スポーツ課	⑨ 袖ヶ浦体育館	玄関ロビー	平成24年12月撤去済
		⑩ 暁風館	玄関ロビー・階段室	平成24年12月撤去済

なお、アスベスト吹付け材の撤去が完了するまでの間、施設内の空気中のアスベスト飛散状況調査を実施しており、平成24年度は2施設について調査し、全ての施設について「不検出」で直接健康に影響が無いことが確認されました。

また、平成17年8月15日に市民相談窓口を設置し、アスベストに関する市民の相談に対応しています。平成24年度については1件の相談がありました。

これまで使用されたアスベストの90%は、建築製品といわれることから、アスベストが使用されている建物が解体される時、その飛散を防止するための規制が法令で定められています。本市では、条例の中で、解体工事を「特定建設作業」とし、その許可については、解体建築物にアスベストが含まれる場合、法令の届出先を指導し、市民の安全と健康を監視しています。

表 3.10.7 アスベスト相談内容別集計（平成20年度から平成24年度）

相談内容 \ 年度（平成）	20	21	22	23	24
建築物の解体	1	0	1	0	0
アスベストを含む製品の廃棄方法	0	0	0	0	0
調査分析機関の紹介	0	0	0	0	0
病気の原因がアスベストではないか	0	0	0	0	0
健康検査・労災申請の相談	1	0	0	0	0
自宅のアスベスト	0	0	1	0	0
公共施設のアスベスト	0	0	0	0	1
民間施設のアスベスト	1	2	0	0	0
家庭用品のアスベスト	0	0	0	0	0
その他アスベスト全般	0	0	0	0	0
合 計	3	2	2	0	1

3.10.4. 旧軍毒ガス弾等の最近の調査状況

(1) 旧陸軍習志野学校跡地（泉町2、3丁目）について

環境省は平成15年7月、毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、全国的なフォローアップ調査を行い、その報告書の中で、泉町2丁目及び3丁目の旧陸軍習志野学校の跡地を「毒ガス弾の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案」として「A事案」としました。

これを受け、平成15年度から16年度にかけて国（環境省及び財務省）は、当該地域の毒ガス関連物質及び不審物調査を実施した結果、毒ガス関連物質及び不審物は確認されず、「現状においては日常生活を行う上で危険性はない。」とされました。

しかし、この調査時期に建築物等が存在していたこと等で調査が不可能であった区域や、調査が終了している区域において今後掘削等を伴う土地改変を実施する場合について、国が「土地改変指針」を定め、建物等の解体や掘削等の土地改変時に、環境調査土地所有者等の要望を受け、環境省により環境調査を進めることとしました。

平成24年度において、これに該当する調査が行われ、民有地から「赤筒の可能性のある物体」が発見されました。

本市では、泉町2丁目及び3丁目の土地所有者及び土地改変事業者に、環境省の本調査制度の周知を図るため、チラシ・環境省リーフレット等を配布し、土地改変指針のPRに務めています。

(2) 陸上自衛隊習志野演習場（八千代市、船橋市の市域）について

平成17年4月、新たに「陸上自衛隊習志野演習場」が「A事案」に追加されました。

これを受け、防衛省は、平成17年度から平成19年度の間、同演習場内の地下水調査、旧軍毒ガス訓練地と思われる区域の約17haで、物理探査（レーダー探査及び磁気探査）調査を実施すると共に、表層土壌の成分分析を実施しました。さらに、物理探査で反応のあった258か所について、掘削による不審物確認調査を実施しましたが、毒ガス関連物質及び不審物は確認されませんでした。

(3) 習志野市における旧軍毒ガス弾等の関連物質調査

本市では旧軍毒ガス弾等の影響を確認するため、平成17年度より平成21年度までの5年間、毒ガスの関連物質であるヒ素について、土壌及び地下水の調査を実施しました。その結果、10か所の土壌のヒ素はすべて不検出で、10本の地下水のヒ素についても、不検出及び環境基準以下の値で、異常値はありませんでした。

3.10.5. 放射性物質汚染対策

(1) 放射性物質による汚染と習志野市の対応

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故が起き、その結果大気中に放射性物質が放出され千葉県にも降下しました。降下した放射性物質はヨウ素とセシウムとされています。これらは私たちの生活環境に影響を及

ばし、その範囲は大気にとどまらず、水道水、農産物、食品にまで広がり、市民に不安を与える結果となりました。

本市は、放射性物質の影響から市民を守り、市民の健康と安全・安心な生活環境確保するため、市独自の対策を実施することとし、平成 23 年 5 月 26 日に副市長をトップに、環境部長及び防災・健康等放射能問題にかかわる分野の課長を構成員とする「習志野市放射能等対策委員会」を設置し、この場で対策の内容を決定し、平成 23 年度は空間放射線量調査、廃棄物の放射性物質調査、給食食材の検査等に取り組んできました。

(2) 平成 24 年度の取組み

① 空間放射線量等調査

平成 23 年度の調査結果から、本市は校庭全面を除染しなければならないような面的な汚染は確認されませんでした。引き続き状況の変化を継続監視するという目的で、平成 24 年度も、週 1 回の定点測定、年 6 回の学校・公園測定、雨といの下など放射性物質が溜まりやすく局所的に放射線量が高くなると考えられる部分の追跡調査等を行いました。

結果は、いずれも国の基準値をもとに定めた市の基準値を下回っており、状況の悪化は見られず、落ち着いた状況にありました。

表 3.10.8 習志野市の空間線量低減化の基準

	国基準（特措法 H24 年 1 月 1 日施行）	習志野市基準(H24 年 1 月)
校庭・園庭中心	0.23 μ Sv/時以上 (汚染状況重点調査地域指定要件※ ¹) 測定高さは 50cm～1m。 (環境省ガイドライン※ ²)	地表高さ 50cm 又は 1m で 0.23 μ Sv/時以上。 ----- 砂場については、地表高さ 5 cm で 0.23 μ Sv/時以上。
雨水桝等 周辺より 線量の 高い箇所	高さ 1m で、周辺より 1 μ Sv/時以上高い場合は、文科省に報告。(文科省対応方針※ ³)	高さ 50cm で 0.23 μ Sv/時以上とするが、それ未満であっても直上 5cm で 1 μ Sv/時以上は低減対策を行う。

※1：「汚染廃棄物対策地域の指定の要件を定める省令

平成 23 年 12 月 14 日省令第 34 号」第 4 条

※2：「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン平成 23 年 12 月第 1 版 環境省」

※3：「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について平成 23 年 10 月 21 日 文部科学省・原子力対策本部」

また、放射性物質が集積するものとして、下水処理施設（津田沼浄化センター）における脱水汚泥及びごみ焼却場（芝園清掃工場）における溶融飛灰に含まれる放射性物質の量を定期的に分析調査した結果、いずれも国が定めた「埋立て処理基準 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル」を下回っていました。

表 3.10.9 主な調査結果（空間放射線量等）

調 査 名		期 間	頻 度	回 数	結 果
空間放射線量等	① 定点調査 市役所グランド前広場と16公園（1回4公園ずつ）の広場、砂場調査	H24年4月6日 ～H25年3月28日	週1回	5か所× 47回 =235	高さ1m 0.08 (0.05-0.14) μ Sv/時 50cm 0.08 (0.05-0.13) μ Sv/時 5cm 0.08 (0.04-0.14) μ Sv/時 砂場5cm 0.07 (0.05-0.16) μ Sv/時
	② 学校等調査 市内学校、保育所、幼稚園等59施設の園庭及び砂場の測定	H24年7月・11月 H25年2月	年3回	59施設 ×3回 =177	高さ1m 0.08 (0.04-0.13) μ Sv/時 50cm 0.08 (0.05-0.13) μ Sv/時 5cm 0.08 (0.04-0.14) μ Sv/時 砂場5cm 0.07 (0.04-0.13) μ Sv/時
	③ 公園調査 市内59公園の広場及び砂場の測定	H24年5月・9月 H25年2月	年3回	59施設 ×3回 =177	高さ1m 0.08 (0.05-0.15) μ Sv/時 50cm 0.08 (0.05-0.17) μ Sv/時 5cm 0.09 (0.05-0.19) μ Sv/時 砂場5cm 0.06 (0.05-0.10) μ Sv/時
	④ 学校局所調査 雨水の溜り易い等局所的に線量が高いと思われる地点の調査、平成23年度の再調査	H24年4月 H25年2月	13施設 25地点		市除染基準（直上5cm 1.0 μ Sv/時）以下 直上5cm 0.09-0.68 μ Sv/時 直上5cmで0.23超の高さ50cm 0.11-0.13 μ Sv/時
	⑤ 公園局所調査 近隣公園等建屋のある公園内の、雨水の溜り易い等局所的に線量が高いと思われる地点の調査、平成23年度の再調査	H25年2月	16公園 51地点		市除染基準（直上5cm 1.0 μ Sv/時）以下 直上5cm 0.08-0.39 μ Sv/時 直上5cmで0.23超の高さ50cm 0.11-0.16 μ Sv/時
	⑥ 市営住宅調査 6団地の広場部分及び雨樋の下等、局所的に線量が高いと思われる地点の調査	H24年5月	6団地 広場6地点 局所51地点		高さ1m 0.09 (0.07-0.12) μ Sv/時 50cm 0.10 (0.07-0.15) μ Sv/時 5cm 0.10 (0.07-0.17) μ Sv/時 局所 直上5cm 0.07-0.41 μ Sv/時
	⑦ 民有地調査 所有者の希望により、職員が現場に赴いて調査、指導を行う	H24年4月 ～H25年3月	7件 20地点		市除染基準（直上5cm 1.0 μ Sv/時）以下 0.07-0.63 μ Sv/時 0.23超の高さ50cm 0.10-0.14 μ Sv/時
	⑧ 浄化センター 脱水汚泥含有量検査	H24年4月 ～H25年3月	月2回	24回	ヨウ素 不検出-137Bq/kg セシウム合計値 14-149Bq/kg (埋立処分基準 8,000Bq/kg以下)
	⑨ 芝園清掃工場 溶融飛灰含有量検査	H24年4月 ～H25年3月	月1回	13回	セシウム合計値 925-3,470Bq/kg (埋立処分基準 8,000Bq/kg以下)

② 内部被ばく

国は、より一層食品の安全と安心を確保するために、平成24年4月1日より食品に含まれる放射性物質（セシウム）の基準値を改正しました。

表 3.10.10 食品に含まれる放射性物質の新基準値（平成24年4月1日から）

放射性セシウムの暫定規制値 (Bq/kg)						放射性セシウムの新基準値 (Bq/kg)				
食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚 ・その他	牛乳・ 乳製品	飲料水	食品群	一般 食品	乳児用 食品	牛乳	飲料水
規制値	500			200	200	規制値	100	50	50	10

本市は新たな基準値のもとに、前年度から継続して、水道水、給食食材、市産農産物（千葉県が実施する検査に参加）の調査に取り組みました。また、平成24年度からは、学校等の給食について、事前の食材検査に加え1食丸ごと検査を新たに取り組みました。これらの検査結果はいずれも、基準値を下回るものでした。

また、市民の皆さんが口にする食品についての不安を解消するため、市民が持ち込む食品の簡易検査に着手しました。この検査は平成24年11月15日に開始し、平成25年3月末までに172検体の検査を行いました。持ち込まれる食品の内訳は、菜園等で育てた自家消費品が6割で、流通食品が4割でした。食品の種類では、野菜、果物が主なものでした。

172検体のうち、厚労省の定めた「スクリーニングレベル 50 ベクレル/1kg」を超えたものは3検体で、いずれも国による出荷停止命令及び県による「出荷自粛要請」が出されている地域からのもので、流通されていないものでした。

表 3.10.11 主な調査結果（内部被ばく）

調 査 名		期 間	頻 度	回 数	結 果
内 部 被 ば く	①水道水含有量検査 (習志野市企業局)	H24年4月 ～H25年3月	概ね 週1回	48回	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	②水道水含有量検査 (千葉県水道局)	H24年4月 ～H25年3月	概ね 毎日		ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	③給食食材検査 翌月に予定する学校・ 保育所給食食材の内から 10品目をサンプリング検 査	H24年4月 ～H25年3月	月1回 10品目	12回 115品目	牛乳、米、鶏肉、豚肉、いちご、きゅうり、 白菜、人参、ねぎ、里芋、ジャガイモ、玉 葱、シメジ等「不検出」（定量下限値 牛 乳・乳製品1Bq/kg、その他10Bq/kg）
	④給食丸ごと検査 給食1食を丸ごとミキ シングし検査する	H24年4月 ～H25年3月	保育所等6回 幼小中5回 津小2回		いずれも「不検出」 5日分を1検体とし検査する
	⑤市民持込食品検査 食品・飲用水を対象 に、市民の希望により検 査する	H24年11月 ～H25年3月	随時（予約制）		172検体、うちスクリーニングレベル50Bq/kg は3検体、いずれも出荷禁止・自粛地域の非流 通品
	⑥市産農産物検査 千葉県が検査計画の中 で実施	H24年4月 ～H25年1月	11品目		人参、小松菜、エンサイ、枝豆、葱、わさび 菜、蕪、大根、ほうれん草、イチゴ 「不検出」、米12.5Bq/kg（非流通品）

食品による内部被ばくについては、「正しく知る」ことが重要であることから、市民へPRするためのパンフレット「食品と放射能」を20,000部作成し、保育所、幼稚園、こども園、小学校の保護者の他、講演会や持込み食品検査希望者などに配布しました。

市民PR事業の2点目として、次のとおり「食と放射能」をテーマとした講演会を習志野市消費生活研究会、消費者庁、習志野市の共催で開催しました。

表 3.10.12 第1回 講演会内容

開催日時	平成24年10月26日（金） 14時～16時
場 所	サンロード津田沼6階大会議室
参加人数	88名
内 容	講演：食品の基準値の安全度と信頼確保への取組み 講師：消費者庁消費者安全課企画官 金田 直樹氏 講演：「内部被ばくの影響と必要とされる今後の健康管理」 講師：（独）放射線医学総合研究所理事 明石 真言氏

表 3.10.13 第2回 講演会内容

開催日時	平成25年2月9日（土） 13時～15時
場 所	サンロード津田沼6階大会議室
参加人数	52名
内 容	講演：「食の安全のために～放射性物質検査の現状と取組み」 講師：東京大学農学生命科学所研究教授 眞鍋 昇氏

第 4 部

市民協働による環境づくり

4. 市民協働による環境づくり

4.1. 市民協働による環境づくり

4.1.1. 習志野市花いっぱい花壇づくり

習志野市緑の基本計画の施策である花いっぱい花壇づくりを推進するため、地域において、自ら花壇づくりを実施するまちづくり会議に対して、花の苗、種子等を交付しています。平成24年度は、市内10のまちづくり会議に対して交付をいたしました。

事業実施団体
谷津・向山まちづくり会議
谷津西部まちづくり会議
津田沼まちづくり会議
津田沼北部まちづくり会議
鷺沼まちづくり会議
鷺沼台まちづくり会議
大久保・泉・本大久保まちづくり会議
屋敷・花咲まちづくり会議
東習志野・実花まちづくり会議
香澄・芝園まちづくり会議



津田沼北部まちづくり会議



谷津・向山まちづくり会議（谷津南小学校前）

4.1.2. ごみゼロ運動

ごみゼロ運動は、ごみの散乱防止と再資源化の啓発・促進を図ることを目的として、5月30日（ごみゼロの日）を中心に、東京都や千葉県、神奈川県、埼玉県など1都10県が共同歩調をとり実施しているものです。本市でも昭和57年にスタートし、平成24年度で31回目を迎えました。本市では各連合町会長、習志野市資源回収協同組合、習志野市PTA連絡協議会、習志野市子ども会育成会連絡協議会の代表者で構成されている「習志野市をきれいにする会」と、本市が協働して企画し、実施しています。

毎年、ごみゼロ運動メイン会場には多くの市民を中心として、団体、法人が参加し、まちをきれいにしています。

平成24年度においては、メイン会場を屋敷ふれあい公園とし、5月27日（日）に各地区でごみ拾い等が行われました。

メイン会場参加者数：243名

セレモニー：屋敷小学校児童2名による

環境美化等の作文の発表 他

また、その日近辺にも、町会・自治会等を中心に、学校や地域担当職員による運動も行われています。

平成24年度は年間で23,773名の参加があり、ごみの回収総重量は21,465kgでした。



4.1.3. 歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン

本市では、平成15年4月1日に「（通称）習志野市まちをきれいにする条例」を施行し、①空き缶、吸い殻のポイ捨てはしない、②ごみ出しは分別・収集日時を守る、③飼い犬・飼い猫のふんの放置はしないという3つの行為をしないまちづくりを推進しています。そして、毎年この条例に基づき、「習志野市まちをきれいにする行動計画」を策定し、5月30日と11月1日を「きれいなまちづくりの日」として、その日を中心に様々なキャンペーンを行っています。その1つが歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーンで、このキャンペーンの実施にあたっては、各町会の方にご協力をいただき、市内各駅周辺にて、朝8時頃から歩きたばこ・ポイ捨て禁止のポケットティッシュを歩行者に配布して啓発し、その後、たばこの吸い殻などの清掃を行っています。



平成24年度は下記の日程でキャンペーンを実施しました。

日程：平成24年10月24日（水）、
26日（金）、29日（月）

場所：市内各駅周辺

参加者数：延べ111名

第 5 部
資料編

5. 資料編

5.1. 環境行政の推移

環境行政の推移(1)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S32.11	「騒音防止条例」制定	S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」制定
		34. 9	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」を設置	37. 6	「ばい煙の排出規制等に関する法律」制定
		38. 4	「千葉県公害防止条例」制定（昭和38年10月施行）	39. 3	総理府に「公害対策推進会議」を設置
		38.10	千葉県公害対策審議会設置	40. 6	「公害防止事業団法」制定
		39. 9	「ばい煙規制法」に基づく規制地域を指定（習志野市等6市町村）	42. 8	「公害対策基本法」制定
		40. 3	県衛生部に「公害課」を設置	43. 6	「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」制定
S41.12	京葉港第1次埋立てにより袖ヶ浦地区誕生	43. 8	千葉県公害研究所を設置	44. 2	「いおう酸化物に係る環境基準」閣議決定
42. 7	民生部に公害課を新設（係員3名）	44. 4	「騒音規制法」7市へ事務委任（習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原）	44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定
43. 7	袖ヶ浦に公害課移転	45. 3	「千葉県公害防止条例」全面改定	45. 2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
44. 4	公害課に試験所係を設置（公害係、試験所係）	45. 9	「千葉県公害防止条例施行規則」（規制基準）制定	45. 4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定
〃	「習志野市公害対策審議会条例」制定	46. 1	「千葉県公害白書」作成	45. 6	「公害紛争処理法」制定
〃	「騒音規制法」に基づく政令市となる			45.12	第64回国会 通称「公害国会」で、公害関係法14法律の制定及び改正
44. 5	習志野市公害対策審議会を結成			46. 5	「騒音に係る環境基準」閣議決定
45. 4	「習志野市公害防止条例」制定				
45. 5	公害対策専門委員会結成				
46. 3	公害課3係となる（庶務係、調査規制係、試験研究係）				

環境行政の推移(2)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				S46. 5	「公害の防止に関する事業に係る財政上の特別措置に関する法律」（財特法）制定
				46. 6	「悪臭防止法」制定
				〃	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
		S46. 7	「千葉県公害防止条例」全面改正	46. 7	環境庁が発足
		〃	「千葉県環境保全条例」制定	〃	「海洋汚染防止法」制定
				46. 9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
S46.11	14市2町公害担当学会議発足				
46.12	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」調印	46.12	「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乗せ条例）制定		
47. 4	「習志野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正	47. 4	千葉県水質保全研究所を設置	47. 1	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」制定
〃	習志野市内自然環境調査（3か年事業）				
47. 6	光化学スモッグ医療体制確立			47. 6	国連人間環境会議開催（於ストックホルム）
47. 7	「習志野市公害防止条例」一部改正			〃	「自然環境保全法」制定
〃	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」制定				
48. 1	公害課を3係に改組（対策指導係、調査規制係、試験分析係）				
48. 2	「習志野市公害白書」作成	48. 4	「千葉県自然環境保全条例」制定	48. 5	「大気の汚染に係る環境基準」制定
		48. 6	東京湾岸自治体公害対策会議を開催	48. 7	第5次公害防止計画の策定指示（千葉臨海地域等）
48. 6	日本道路公団へ京葉道路の騒音対策（遮音壁）を陳情			48. 9	「都市緑地保全法」制定
				48.10	「公害健康被害補償法」制定
				〃	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化法審）制定
49. 4	習志野市公害問題等連絡会議を設置			49. 3	国立公害研究所を設置
49. 8	市全域が「工業用水法」及び「ビル用水法」の指定地域となる	49.12	千葉臨海地域に係る公害防止計画（昭和49年～昭和53年度）策定	49. 6	「生産緑地法」制定
50. 5	「悪臭防止法」に基づく政令市となる	50. 5	悪臭防止法に基づく規制地域の指定を制定		
50. 6	第1回習志野市環境週間開催			50. 7	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」制定
50. 8	工場集団化移転事業として公害防止事業団事業の2号、3号事業を申請（S52年度事業）				

環境行政の推移(3)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S51. 2	習志野市公害防止計画を策定			S51. 6	「振動規制法」制定
51. 8	硫酸酸化物総量規制の地域指定	S51. 8	硫酸酸化物送料削減計画の策定及び総量規制基準等の制定		
52.10	地盤沈下観測井戸設置 (藤崎地区に2本)				
52.11	振動規制法に基づく政令市となる	52.11	振動規制法に基づく規制地域、規制基準の制定		
52.12	ビル用水法に基づき、総武線以南の地下水採取が全面禁止				
〃	京葉港第2次埋立てにより、秋津、香澄、茜浜、芝園地区誕生	53. 1	国道357号線開通	53. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正 (総量規制の導入)
				53. 7	「二酸化窒素に係る環境基準の 改定 (0.02ppmを0.04～0.06ppmへ)
		54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境 目標値(0.04ppm)を設定		
		〃	若松・谷津公害阻止協議会が東 京湾岸道路市川・潮来線の建設 に係る公害調停を申請	54. 6	東京湾等のCODに係る総量削減 基本方針を策定
54. 9	習志野市公害防止計画 (中期計画)の見直し				
55. 3	東京湾岸の水質保全のための 無リン洗剤使用を市の公共施設 に指示するとともに、市民に 無リン洗剤使用を要請	55. 4	東京湾に係るCOD総量削減計画を 制定	55.10	「特に水鳥の生息地として国際 的に重要な湿地に関する条約」 (ラムサール条約)が発効
				55.11	「絶滅のおそれのある野生動植 物の種の国際取引に関する条 約」(ワシントン条約)が発効
		55.12	「千葉県環境影響評価の実施に 関する指導要綱」制定		
56. 4	公害課を公害センターに改名 し、試験分析係を試験研究第一 係とする(対策指導係、調査規 制係、試験研究第一係)				
56. 5	公害センター庁舎完成				
56.10	深夜営業騒音対策連絡会議を 設置	57. 2	「千葉県空き缶等対策推進 要綱」制定		
57. 3	秋津測定局を設置				
57. 4	東関東自動車道(市川市～ 千葉市宮野木)供用開始				
57. 5	5月30日(ごみゼロ)運動を実施	57. 5	5月30日(ごみゼロ)運動を 1都9県で実施	57. 5	ばいじんの排出基準を強化
57. 6	習志野市公害対策審議会(平川 陽三会長)が千葉県環境賞を、 東習志野・実花連合町会長が環 境庁の環境保全功労賞を受賞	57. 6	東京湾岸道路建設に係る公害審 査会において、公害調停が合意 する(申請人は若松・谷津公害 阻止協議会、被申請人は建設 省、日本道路公団、県企業庁)		
57.12	習志野市公害防止条例及び 同施行規則の一部改正				

環境行政の推移(4)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S58. 3	谷津測定局を設置	S58. 4	千葉県「美しいふるさとづくり」運動推進要綱が制定		
58. 8	芝園清掃工場（旧工場） 操業開始			S59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」 制定
59. 6	津田沼浄化センター（終末処理 場）が運用開始			59. 8	「トリクロロエチレン等の排出 に係る暫定指導指針」を設定
				59. 9	環境庁が谷津干潟を「バード サンクチュアリ（野鳥の楽園） として整備する方針を発表
59.12	習志野市が日本初の自然干潟 サンクチュアリ計画の事業主体 となることが決定			60. 2	「風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律」の 一部改正
		60. 3	千葉臨海地域公害防止計画 （昭和59年～昭和63年度）策定		
61. 4	機構改革で公害センターが2係と なる （指導規制係、試験研究係）	61. 3	ふるさと千葉環境プランを策定		
〃	習志野市自然環境調査開始				
62. 1	地内地下水汚染（トリクロロエ チレン等）の実態調査3か年事業 開始			62. 1	東京湾等のCODに係る新しい 「総量削減基本方針」を策定
62. 4	習志野緑地第1期事業 「香澄公園」供用開始	62. 4	「千葉県家庭用小型合併処理 浄化槽設置促進事業補助金 交付要綱」制定		
62. 6	習志野市公害対策審議会（平川 陽三会長）が、環境庁の「地球 環境保全功労賞」を受賞			62.10	大気汚染防止法に基づく 「ばい煙発生施設」の一部改正
				63. 3	環境庁「窒素酸化物低減のため の大都市自動車交通対策等計 画」発表
63. 4	習志野緑地第1期事業 「秋津運動公園」供用開始			63. 5	「特定物質の規制等による オゾン層の保護に関する法律 （オゾン層保護法）」制定
63. 5	習志野市公害防止計画を新たに 策定			63. 8	「水質汚濁防止法」の一部改正 （規制対象事業所として、共同 調理場、飲食店等を追加）
63. 9	茜浜衛生処理場操業開始				
63.11	谷津干潟が「国設鳥獣保護区」 に指定される	H1. 1	「千葉県地下水汚染防止対策指 導要綱」制定	H1. 3	「水質汚濁防止法」の一部改正 （有害物質としてトリクロロエ チレン・テトラクロロエチレン を追加）
		1. 3	「化学的酸素要求量に係る総量 規制基準」改正	1. 6	「大気汚染防止法」の一部改正 （アスベストを特定粉じんとし て規制）
H1. 6	地下水汚染範囲確定調査開始				
1. 8	一般家庭の井戸水質調査開始				
1. 9	地下水汚染原因究明調査開始				

環境行政の推移 (5)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		H1.12	窒素酸化物に係る冬期暫定対策実施（東京湾岸地域14市町村）		
H2. 3	習志野保健所管内環境行政担当実務者会議が発足	2. 3	「千葉県地域公害防止計画」（平成元年～平成3年度）策定		
2. 4	機構改革で公害センターは経済環境部公害センターとなる				
〃	東習志野測定局移設（実籾分遣所から東習志野小学校へ）				
〃	地下水流動調査開始	2. 5	千葉県地球環境問題連絡会議を設置	H2. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正（生活排水対策等を追加）
2.10	習志野市トリクロロエチレン等地下水汚染等健康調査委員会設置要綱施行				
2.12	自然環境調査ダイジェスト版「習志野市の自然環境」発行				
3. 3	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査開始	3. 3	「千葉県みどりの基金条例」制定		
〃	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査結果判定会議				
〃	習志野市公害防止条例の一部改正・規則一部改正				
3. 4	光科学スモッグ広報用防災行政無線遠隔操作システムを公害センターに設置			3. 4	「再生資源の利用の促進に関する法律」（通称リサイクル法）制定
				3. 8	「土壌の汚染に係る環境基準」制定
3.10	公害センターを環境保全センターに名称変更				
〃	NHKテレビで「習志野市環境情報システム」について報道				
3.12	習志野市公害白書を「習志野市環境白書」に改称	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
		4. 3	「千葉県環境学習基本方針」策定		
4. 3	公害パトロール車に電気自動車を導入	4. 6	「千葉県環境会議」設置	4. 6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx削減法）制定
				〃	環境と開発に関する国連会議（地球サミット 於リオデジャネイロ）開催
4. 8	ホテルの自生地である実籾町本郷の水田を「実籾自然保護地区」に指定				
4.11	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査（習志野市・八千代市合同調査）実施				
5. 3	「習志野市新基本計画」策定	5. 3	「千葉県地域公害防止計画」（平成4年～平成8年度）策定	5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（健康項目15項目の追加等）
5. 6	谷津干潟が「ラムサール条約登録湿地」となる			5. 6	第5回ラムサール条約締約国会議（於釧路市）開催
				5. 8	「水質汚濁に係る環境基準」及び「水質汚濁防止法施行令」一部改正（海域の窒素、リンに係る環境基準及び排水基準の設定）

環境行政の推移 (6)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H5.10	「習志野市地域環境管理計画」 (快適ふるさとプラン) 策定	H5.11	「千葉県自動車排出窒素酸化物 総量削減計画」策定	H5.11	「環境基本法」制定
		〃	「千葉県地球環境保全行動計 画」策定		
5.12	「習志野市廃棄物の減量及び適 正処理等に関する条例」制定	〃	習志野保健所新庁舎開所	5.12	「アジェンダ21行動計画」策定
6. 3	「習志野市公害防止条例施行規 則」の一部改正			〃	「水質汚濁防止法施行令」等 の一部改正（ジクロロエタン等13 物質の排水基準を設定）
6. 6	市制施行40周年を記念し、 エコ・コミュニケーションイヤー'94 実施（6/1～8/31）	6. 6	JR津田沼駅南口サンペデック前 広場において「環境の日」の街 頭キャンペーンを実施		
〃	「習志野市環境審議会条例」 制定				
〃	「習志野市公害防止条例」の 一部改正				
〃	「習志野市公害防止条例施行規 則」の一部改正				
6. 7	谷津干潟自然観察センター開設	6. 8	環境基本法に基づく千葉県環境 審議会を設置	6.12	「環境基本計画」策定
〃	「習志野市・八千代市公害防止 に関する協定」の一部改正			7. 2	「東京湾及び大阪湾の全窒素及 び全磷に係る環境基準の水域類 型の指定について」制定
7. 4	地下水汚染除去対策開始	7. 3	「千葉県環境基本条例」及び 「千葉県環境保全条例」制定	7. 6	「容器包装廃棄物の分別収集及 び再商品化の促進等に関する法 律」制定
		7. 9	「千葉県のごみ減量化行動計 画」策定	7. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正
7.10	フロンガス回収開始				
8. 3	第6回ラムサール条約締約国会議 （於ブリズベン市）に習志野市 長が出席	8. 6	習志野文化ホールで、「美しい ふるさとづくり運動推進県民大 会」を開催	8. 5	「大気汚染防止法」一部改正
8. 4	機構改革で環境部を設置 環境調整課、公園緑地課を新設 清掃課、リサイクル推進課、環 境保全センターを各部より移管 環境保全センターに自然保護係 を設置	9. 3	「千葉県環境保全率先行動計画 ～ちば新時代エコ・オフィスプ ラン～」策定	8. 6	「水質汚濁防止法」一部改正
〃	リサイクルプラザ（粗大ごみ処 理施設棟）操業開始				
〃	ペットボトル再資源化開始				
8. 6	リサイクルプラザ（再生施設 棟）オープン			9. 3	「地下水の水質の汚濁に係る環 境基準」制定
9. 4	実叡自然保護地区自然調査開始			9. 6	「環境影響評価法」制定
9. 6	6月10日を「谷津干潟の日」と 宣言。谷津干潟記念式典開催			〃	「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部を改正する法律」 制定

環境行政の推移 (7)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H9. 7	東京湾でタンカー座礁による原油流出事故	H9. 7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	H9. 8	「ダイオキシン対策に関する五ヶ年計画」公表
9. 9	ダイオキシン対策として、市内公共施設の小型焼却炉を廃止			9. 9	「第1回ダイオキシン類総合調査検討会」開催
〃	全小学4年生に、リサイクルプラザ・谷津干潟自然観察センター等を利用した環境教育を実施				
9.12	窒素酸化物を除去する酸化チタンインターロッキングブロックを歩道に一部使用開始（津田沼1丁目、市道00-003号）			9.12	気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）開催
		10. 1	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定		
10. 2	「習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリズベン市、オーストラリア両市に於ける谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定」締結	10. 2	「千葉県地域公害防止計画」策定（平成9年～平成13年度）		
10. 4	機構改革で環境部にクリーン推進課とクリーンセンターを新設			10. 6	「特定家庭用機器再商品化法」制定
		10. 6	「千葉県環境影響評価条例」制定	〃	「地球温暖化対策推進大綱」策定
10. 7	「習志野市環境保全率先行動計画検討会」設置	10. 7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定		
		10. 8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定	10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
10.11	市内小型焼却炉実態調査開始（H11年2月まで）				
11. 2	「習志野エコオフィスプラン」策定	11. 3	「千葉県エコタウンプラン」策定	11. 7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
11. 4	「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	11. 4	「千葉県県外産業廃棄物の適せ処理に関する指導要綱」一部改正	〃	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
		11. 6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表		
11. 9	「習志野市環境基本条例」制定				
〃	「習志野市公害防止条例」の一部改正	12. 1	千葉県環境研究所 ISO14001認証取得		
12. 2	「習志野市公害防止条例施行規則」の一部改正	12. 3	「ちば21ごみゼロプラン」（第二次千葉県ごみの減量と再資源化を進める基本方針）策定	12. 3	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」制定
12. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」の一部改正	〃	「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を制定		

環境行政の推移 (8)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		H12. 4	鳥獣飼育許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲		
		12. 5	「千葉県レッドデータブック 動物編」公表		
		12.12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	H12. 6	「循環型社会形成推進基本法」制定
				13. 1	環境省発足
				13. 3	「悪臭防止法施行令規則の一部を改正する政令」制定
				13. 4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正
H13. 4	環境部に自然保護課を設置				
		13. 5	「千葉県レッドデータブック-普及版-」公表		
13. 6	環境部に天然ガス車を配備	13. 6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定	13. 6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正（ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の追加）
				〃	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
				〃	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定
				〃	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
13.10	第5回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催				
〃	「谷津干潟宣言」を採択				
〃	天然ガス車用ガスタンク 「東習志野エコ・ステーション」オープン			13.11	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正
		14. 3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正		
		〃	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定		
		〃	「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定		
14. 6	習志野市・ブリズベン市の小学校間で、インターネットを利用して、湿地及び水鳥の情報交換を行なうために、「教育交流覚書」を交換				
		14. 7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の制定	14. 7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）の制定
				〃	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「鳥獣の保護」鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」制定
14.10	谷津バラ園に「日本の皇室・世界の王室展示コーナー」を設置	14.10	「千葉県資源循環型社会づくり計画」策定		
14.11	芝園清掃工場（新工場）稼働開始				
〃	「習志野市名木百選」において75本を選定				

環境行政の推移 (9)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H14.12	「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」制定			H14.12	燃料電池自動車由政府が導入
15. 1	中国・韓国・日本（習志野市）の子どもたちが湿地に関する情報交換をする「子ども湿地交流イン習志野」を開催			15. 1	「自然再生推進法」制定
		H15. 3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正（猶予期間を12年とする車両の拡大）	15. 2	「土壌汚染対策法」制定
		〃	千葉県特定鳥獣保護管理計画の策定		
		〃	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定		
		15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
15. 6	粗大ごみ収集のメール申込み開始				
〃	谷津干潟ラムサール条約登録10周年となる				
15. 7	市立大久保保育所所庭の毒ガス成分土壌調査	15. 7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定	15. 7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
15.10	ブリズベン市と湿地提携第2次5か年行動計画及びクイーンズランド州と教育交流覚書調印			15.11	「昭和48年の『旧軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について」公表
				16. 2	旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス成分調査
				16. 3	「ヒートアイランド対策大綱」決定
16. 4	「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」策定	16. 4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の一部改正		
16. 6	市政施行50周年記念バラ誕生「ローズ50ならしの」				
16.10	「習志野市公害防止条例」を改正、改称し、「習志野市環境保全条例」制定（小規模揚水施設規制はH17年1月1日施行）				
16.12	クリーンセンターへの自己搬入ごみは全て有料となる	16.12	三番瀬再生会議設置		
17. 3	「習志野市環境保全条例施行規則」の一部改正。悪臭規制基準（臭気指数規制の導入）改正他。悪臭規制はH17年7月1日施行	17. 3	「悪臭防止法」に基づく規制基準の改正（臭気指数による規制の導入：平成17年7月1日）	17. 2	「京都議定書」発効
17. 4	粗大ごみ個別収収集が有料となる。スプレー缶等を有害ごみとして分別収集			17. 4	環境省及び財務省は、旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス問題について、平成15年、平成16年度に実施した環境調査の結果「原状においては日常生活を行う上で危険性が無いことが確認された」と公表。また、土地改変に際しての「土地改変指針」を作成

環境行政の推移（10）

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H17. 6	習志野市環境審議会、習志野市廃棄物減量等推進審議会及び習志野市自然保護審議会の3審議会を統合し、新たに環境審議会を設置	H17. 7	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の一部改正	H17. 6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）施行
17.12	アスベスト含有家庭用品を有害ごみとして分別収集	17.11	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正	17.11	ラムサール条約第9回締約国会議にて、国内のラムサール条約登録地が33か所となる
18. 6	地球温暖化防止を考えるつどい（第1回）開催			18. 3	石綿による健康被害の救済に関する法律制定
				18. 4	「第3次環境基本計画」閣議決定
18.10	教育交流覚書に基づき、オーストラリア連邦クイーンズランド州のアーンショウ校生徒、教員訪問団（12名）が習志野市を訪問（10月2日～10月5日）			18. 7	防衛省による陸上自衛隊習志野演習場の毒ガス調査の実施について、八千代市、船橋市、習志野市の合同で住民説明会を開催（会場 八千代市）
		18.12	三番瀬再生計画（基本計画）策定	18. 9	労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」を「0.1%を超えて含有するもの」と規制を拡大
19. 2	「習志野市新エネルギービジョン」策定	19. 2	三番瀬再生計画（事業計画）策定		
19. 3	平成18年度末までに、公共施設9施設のアスベストを撤去	19. 3	「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」（第5期：平成18年～平成22年）の策定		
〃	「習志野市環境基本計画」				
〃	「習志野市緑の基本計画」策定				
〃	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改定				
19. 4	谷津干潟自然観察センター指定管理者制度を導入				
19. 6	地球温暖化防止を考えるつどい（第2回）開催	19. 6	「千葉県第6次東京湾総量削減計画」策定	19.10	「フロン回収・破壊法」の一部改正
		19. 9	「千葉県環境学習基本方針」の全面改定	19.12	防衛省は、「習志野演習場における旧陸軍毒ガスの環境調査」が終了したと、八千代市、船橋市、習志野市の合同住民説明会で報告（会場 八千代市）
		19.10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取り組みの促進に関する条例」制定		
		20. 3	生物多様性ちば戦略策定		
		〃	千葉県環境基本計画策定		

環境行政の推移（11）

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H20. 4	機構改革により、自然保護課を環境政策課に改編	H20. 3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」の制定	H20. 5	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）改正
20. 9	2008習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校	20. 9	第7次千葉県廃棄物処理計画（～平成22年度）策定	20. 7	洞爺湖サミット開催
20.11	地球温暖化防止を考えるつどい（第3回）開催			20.10	国指定谷津鳥獣保護区の更新及び同谷津特別保護地区の指定
21. 3	習志野市生活環境保全計画策定				
21. 6	「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」策定	21. 7	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律制定		
21. 9	2009習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校			21.11	気候変動枠組条約第15回締約国会議及び京都議定書第5回締約国会合（於コペンハーゲン）開催
21.10	「習志野市地球温暖化防止実行計画」策定			22. 3	地球温暖化対策基本法案閣議決定
21.11	地球温暖化防止を考えるつどい（第4回）開催			〃	地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣試案～公表
22. 9	2010習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校			22. 9	平成22年度国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画策定等業務の開始
22.12	習志野市市民環境大学～3大学連携講座～閉校			22.10	生物多様性条約第10回条約国会議（COP10）開催
〃	地球温暖化防止を考えるつどい（第5回）開催 平成18年から平成22年まで5年連続で開催			23. 2	平成22年度国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画策定等業務に係る事業説明会開催
23. 3	11日、東日本大震災発生、習志野市は震度5強を計測、特に国道14号線以南では液状化現象による甚大な被害を受ける	H23. 3	「千葉県廃棄物処理計画」第8次策定		
23. 5	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染対策として「習志野市放射能等対策委員会」設置	23. 7	千葉県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付事業開始	23.11	気候変動枠組条約締約国会議（COP17）、京都議定書第7回締約国会合（CMP7）開催
24. 3	天然ガス専用ガスタンド「東習志野エコ・ステーション」閉鎖			24. 3	「国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画書」策定

環境行政の推移（12）

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H24. 5	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改訂			H24. 7	ラムサール条約第11回締約国会議にて、国内のラムサール条約登録地が46か所となる
24.10	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議を習志野市で開催 （主催：那覇市）			24.10	環境税を導入

5.2. 廃棄物処理

表 5.2.1 一般廃棄物処理基本計画(平成24年5月策定)における一般廃棄物の実績値及び目標値

区 分	単位	平成24年度	平成28年度	平成33年度
		実績値	中間目標	計画目標
計画収集人口	人	165,399	172,332	172,033
家庭系廃棄物	t/年	38,653	38,452	36,332
事業系一般廃棄物	t/年	14,922	15,895	15,004
排出量 (家庭+事業)	t/年 g/人・日	53,575 887	54,347 864	51,336 818
有価物団体回収	t/年	3,465	4,204	3,954
総排出量 (排出量+団体回収)	t/年	57,040	58,552	55,290
リサイクル量 (リサイクル率) ※1	t/年 (%)	14,639 (25.7%)	17,677 (30%以上)	17,291 (31%以上)
最終処分量 (最終処分率) ※3	t/年 (%)	1,503 (2.6%)	1,499 (3.0%以下)	1,416 (3.0%以下)

※1 リサイクル量÷総排出量×100

※2 脱水汚泥を除く

※3 最終処分量÷総排出量×100

表 5.2.2 区分別排出量

単位：t									
年度 (平成)	燃える ごみ	燃えない ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	小計	団体回収	脱水汚泥 (生活排水)	合計
20	47,631	1,370	3,406	120	6,020	58,547	5,047	4,936	68,530
21	46,248	1,246	3,203	122	6,548	57,367	4,399	4,546	66,312
22	45,080	1,325	3,155	125	5,624	55,309	3,768	3,827	62,904
23	44,574	1,482	2,849	130	5,665	54,700	3,696	4,636	63,032
24	43,866	1,434	2,855	126	5,294	53,575	3,465	4,413	61,453

表 5.2.3 処理量の年度別推移

単位：t 右欄は前年度比

年度			平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
常住人口（人）			160,603	100%	162,099	101%	165,148	102%	165,164	100%	165,399	100%
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	31,913	98%	31,520	99%	31,184	99%	31,043	100%	30,625	99%
		燃えないごみ	951	92%	953	100%	1,018	107%	1,144	112%	1,168	102%
		粗大ごみ	460	97%	442	96%	475	107%	450	95%	431	96%
		有害ごみ	120	100%	122	102%	125	102%	130	104%	126	97%
		資源物（収集）	6,002	90%	6,490	108%	5,557	86%	5,604	101%	5,234	93%
		資源物（団体回収）	5,047	92%	4,399	87%	3,768	86%	3,696	98%	3,465	94%
	搬入	燃えるごみ	163	83%	86	53%	53	62%	98	185%	55	56%
		燃えないごみ	57	85%	41	72%	31	76%	65	210%	41	63%
		粗大ごみ	793	109%	863	109%	1,005	116%	937	93%	973	104%
	計			45,506	96%	44,916	99%	43,216	96%	43,167	100%	42,118
事業系ごみ（公共系含む）	燃えるごみ		15,555	101%	14,642	94%	13,843	95%	13,433	97%	13,186	98%
	燃えないごみ		362	104%	252	70%	276	110%	273	99%	225	82%
	粗大ごみ		2,153	99%	1,898	88%	1,675	88%	1,462	87%	1,451	99%
	資源物		18	7%	58	322%	67	116%	61	91%	60	98%
	計		18,088	99%	16,850	93%	15,861	94%	15,229	96%	14,922	98%
総排出量 A			63,594	97%	61,766	97%	59,077	96%	58,396	99%	57,040	98%
再資源化量	選別資源		5,963	88%	6,538	110%	5,525	85%	5,604	101%	5,150	92%
	団体回収		5,047	92%	4,399	87%	3,768	86%	3,696	98%	3,465	94%
	メタル・スラグ		6,887	111%	6,039	88%	7,256	120%	6,741	93%	6,024	89%
	公共剪定枝		18	7%	29	161%	-	-	-	-	-	-
	合計 B		17,915	96%	17,005	95%	16,549	97%	16,041	97%	14,639	91%
資源化率 B/A			28.2%		27.5%		28.0%		27.5%		25.7%	
一人一日あたり	家庭系（団体回収を除く）		690 g		685g		654g		655g		640g	
	事業系（公共系を含む）		309 g		285g		264g		253g		247g	
	排出量(家庭系＋事業系)		999 g		970g		918g		908g		887g	
	総排出量		1,085 g		1,044g		980g		969g		945g	
に生活する排水処理量	収集	し尿脱水汚泥等	562	73%	728	130%	562	77%	449	80%	424	94%
		下水道脱水汚泥	4,374	104%	3,818	87%	3,265	86%	4,187	128%	3,989	95%
		合計	4,936	99%	4,546	92%	3,827	84%	4,636	121%	4,413	95%
最終処分量			1,604	101%	1,672	104%	1,565	94%	1,537	98%	1,503	98%

※平成22年度は国勢調査の結果を反映した人口

表 5.2.4 処理施設の稼働状況

年度 (平成)	溶融処理量 (t)	溶融生成物量 (t)		発電量 (kwh)	最終処分量 (t) ※
		スラグ	メタル		
20	60,778.4	6,106.7	780.6	18,285,980	1,603.7
21	56,800.0	5,294.5	744.7	17,115,290	1,672.1
22	56,358.9	6,529.7	726.5	16,723,020	1,564.7
23	56,618.2	5,998.6	742.3	16,757,360	1,536.6
24	56,186.7	5,353.6	669.5	16,889,170	1,502.8

※最終処分（溶融飛灰）については、平成16年度から平成18年度は鉾子市・秋田県、平成19年度は鉾子市・秋田県・青森県、平成20年度から平成23年度は、鉾子市・秋田県・群馬県で埋立処分しています。

表 5.2.5 清掃関係車両保有状況

平成25年3月31日現在

所属		内容	車両	台数
ク リ ー ン セ ン タ ー	業務課	ごみ収集	2トンパッカー車	9台
			2トン深ボディードンプ	3台
			2トン平ボディードンプ	2台
		環境衛生	軽トラック	2台
			軽ワゴン	1台
		事務連絡 パトロール	ライトバン	1台
	施設課 リサイクルプラザ	スラグ積込作業	ホイールローダー・ 4トン着脱式コンテナ車	各1台
		事務連絡 パトロール	軽ライトバン・ライトバン	各1台
			ワゴン・軽トラック	各1台
		プラットホーム作業	ショベルローダー	1台
		プレス搬出	フォークリフト	1台

表 5.2.6 ダイオキシン測定結果

年度 (平成)	排ガス中のダイオキシン濃度 (ng-TEQ/m ³ N)				測定年月日		
	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉
20	0.0055	0.0006	0.0003	0.0021	H20. 9.24	H20.10.17	H20. 9.25
21	0.0098	0.0003	0.0023	0.0041	H21. 9. 3	H21. 7.16	H21. 9. 4
22	0.0058	0.0002	0.0014	0.0025	H22.10.18	H22.10.18	H22. 8.18
23	0.0100	0.0030	0.0075	0.0068	H23.10. 5	H23.10. 4	H23. 8.24
24	0.0150	0.0130	0.0067	0.0116	H24. 7.11	H24.10.24	H24.10.23

※規制基準値：0.1ng-TEQ/m³N（平成14年12月1日から）

表 5.2.7 収集量と処理経費の推移

年度 (平成)	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	総収集量 (kl)	処理経費 (千円)	1kl当り経費 (円)
20	1,172	8,000	9,172	199,413	21,741
21	1,056	8,435	9,492	221,833	23,370
22	1,010	7,532	8,542	169,168	19,804
23	1,024	6,578	7,602	161,150	21,198
24	753	6,455	7,208	153,544	21,302

※処理経費は、決算事項別明細書よりし尿処理に係る経費を合計した額。

(人件費は職員数で按分して算出)

※平成19年度から平成21年度の処理経費は、設備更新及び縮小化整備事業費が含まれる。

表 5.2.8 年度別生活排水処理人口の推移

年度 (平成)	水洗化人口(人)		非水洗化人口(人)		常住人口※4 e
	公共下水道※1 a	浄化槽※2 b	計画収集※3 c	自家処理 d	
20	129,940	29,191	1,472	0	160,603
21	134,006	26,869	1,224	0	162,099
22	136,683	27,412	1,053	0	165,148
23	140,384	23,901	879	0	165,164
24	140,958	23,650	791	0	165,399

※1 水洗化人口(下水道接続済)

※2 常住人口－a－d

※3 家庭系「手数料台帳」＋事業系「収集量÷1.4(L/人/日)」の人数

※4 平成22年度は国勢調査の結果を反映させた数値

表 5.2.9 集積所の資源物収集の推移

単位：t

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資源物 回収量	ビン・缶	1,747	1,682	1,731	1,676	1,628
	ペットボトル	540	540	557	621	594
	新聞・チラシ	1,494	2,033	1,157	1,075	916
	雑誌・雑紙	1,139	1,120	1,051	1,075	973
	ダンボール	864	900	919	1,004	989
	飲料用紙パック	19	20	19	18	17
	古着類	198	195	190	196	177
	白色トレイ(拠点)	0.5	0.4	0.3	0.4	0.3
合計		6,002	6,490	5,624	5,665	5,294

表 5.2.10 有価物団体回収量の推移

単位：t

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有価物団体回収量	アルミ缶	49	46	44	44	43
	スチール缶	21	19	19	17	17
	新聞・チラシ	2,867	2,439	2,029	1,904	1,697
	雑誌・雑紙	1,065	919	742	780	719
	ダンボール	743	703	692	702	729
	飲料用紙パック	32	31	28	27	24
	古着類	178	156	137	149	164
	再利用ビン	12	10	9	9	8
	雑ビン	0	0	0	0	0
	カレット	80	75	68	64	64
	合計	5,047	4,399	3,768	3,696	3,465
交付団体数		130	132	131	133	133
奨励金（千円）		25,234	21,987	15,072	14,781	13,859

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

5.3. 衛生処理

表 5.3.1 狂犬病予防法に基づく犬の登録数

単位：頭

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録数	6,650	6,748	6,737	6,806	6,901

表 5.3.2 ペット等小動物の死骸処理状況

単位：体

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理数	478	515	563	532	508

表 5.3.3 雑草刈り取り指導状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指導件数（件）	239	217	251	206	219
指導面積（㎡）	120,945	138,577	134,205	96,574	139,648
刈取幹旋面積（㎡）	10,713	9,295	7,792	8,422	5,904
幹旋件数（件）	41	37	29	27	23

表 5.3.4 屋外広告物許可状況

単位：枚

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広告板等	169	448	759	153	748
電柱類の広告板	2,189	1,692	1,930	2,339	1,265
アドバルーン	5	3	3	0	0
計	2,363	2,143	2,692	2,492	2,013

表 5.3.5 不良広告物撤去状況

単位：枚

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
撤去枚数	6,766	774	2,273	2,605	1,199

表 5.3.6 道路側溝残土処理状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施箇所	184	152	116	152	150
処 理 量 (kg)	9,380	6,860	13,360	23,080	21,590

表 5.3.7 消毒実施状況

単位：箇所

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
湿地	12	12	12	12	0
マンホール	3	8	8	2	2
側溝	192	192	192	128	192

5.4. 気象状況

表 5.4.1 習志野市気象概況年度別一覧表（東習志野測定局）

項目	気温（℃）			湿度（％）		風向（16方位）		風速（m/s）		降水量（mm）			天候（日）			
年度（平成）	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率（％）	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	晴れ	曇り	雨	雪
15	34.9	-2.4	15.1	15	75	SW	12.1	9.5	2.8	1,309	161	50	197	121	48	0
16	37.5	-3.4	16.0	11	74	SW	14.9	9.6	2.7	1,647	136	31	222	92	49	2
17	35.7	-4.6	15.0	12	70	NE	11.4	10.3	2.5	1,382	73	43	204	131	28	2
18	34.5	-1.7	15.4	11	70	N	11.5	10.5	2.5	1,559	161	27	191	142	32	0
19	36.9	-2.9	15.2	10	69	SW	13.3	13.9	2.5	1,167	109	15	217	123	24	2
20	35.6	-2.6	15.4	10	70	NE	11.3	10.5	2.5	1,486	78	33	204	133	28	0
21	32.7	-2.7	15.3	10	72	SW	12.5	14.8	2.6	1,571	91	33	222	109	34	0
22	36.5	-3.4	15.6	10	67	SW	16.9	11.5	2.8	1,404	156	44	239	88	36	2
23	35.4	-4.4	15.2	11	68	SW	15.5	12.3	2.7	1,275	101	32	219	108	37	2
24	34.7	-2.8	15.4	9	66	SW	12.1	12.0	2.7	940	58	35	231	96	36	2

〈平成15年度から平成24年度の10年間における記録〉

（降水量）

① 年間平均降水量^{注）}

1,422 mm

（気温）

① 年間平均気温

15.4℃

② 年間最大降水量 平成16年

1,647 mm

② 最高気温 平成16年7月20日13時

37.5℃

③ 月最大降水量 平成16年10月

559 mm

③ 最低気温 平成24年2月19日 5時

-4.4℃

④ 日最大降水量 平成15年 8月15日

161 mm

（風速）

⑤ 1時間最大降水量 平成15年 8月 5日18時

50 mm

最大風速 平成22年3月21日 5時

14.8 m/s

注）平成24年度の降水量は雨量計の故障により37日間分のデータが欠測したため、平成15年度から23年度までの集計。

表 5.4.2 習志野市気象概況月別一覧表（東習志野測定局）

項目	気温（℃）			湿度（％）		風向（16方位）		風速（m/s）		降水量（mm）			全日射量	天候（日）			
年月（平成）	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率（％）	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	平均日射量（MJ/m ² ）	晴れ	曇り	雨	雪
24年4	25.6	3.0	13.3	17	66	NE	13.2	11.1	3.0	101.5	30.5	4.5	16.32	16	8	6	0
5	27.8	10.0	18.6	14	68	SW	14.9	9.0	2.6	170.5	41.0	13.0	18.72	16	9	6	0
6	27.6	13.4	20.2	33	74	ENE	19.3	12.0	2.9	136.5	58.0	34.5	17.28	13	13	4	0
7	34.6	16.7	25.2	40	78	SW	32.4	8.3	2.9	92.0	23.0	11.0	18.00	19	9	3	0
8	34.7	20.5	27.8	33	74	SW	29.0	7.4	2.6	22.5	13.0	11.0	20.16	27	3	1	0
9	33.7	16.4	24.8	38	78	NE	11.0	11.8	2.5	116.5	31.0	10.5	14.88	19	10	1	0
10	28.8	9.3	17.8	18	71	NNE	17.8	7.2	2.5	54.5	22.5	16.0	11.52	20	5	6	0
11	20.4	2.1	11.2	19	63	NNW	21.3	7.4	2.2	57.0	26.0	7.5	8.88	20	7	3	0
12	17.3	-2.8	5.6	15	57	NNW	23.3	9.1	2.3	64.5	38.5	12.5	8.16	19	9	3	0
25年1	13.1	-2.7	4.0	17	51	N	17.3	9.5	2.4	59.0	44.5	4.0	10.32	26	4	0	1
2	17.0	-2.7	4.7	12	52	NNW	27.5	10.8	2.7	33.0	12.0	3.0	12.00	19	5	3	1
3	24.4	1.8	10.9	9	59	SW	16.8	10.2	3.3	32.5	11.5	8.0	14.64	17	14	0	0
年間	34.7	-2.8	15.4	9	66	SW	12.1	12.0	2.7	940.0	58.0	34.5	14.16	231	96	36	2

（降水量）

① 年間合計降水量^{注）}

940.0 mm

（気温）

① 年間平均気温

15.4℃

② 月最大降水量 5月

170.5 mm

② 最高気温 8月30日14時

34.7℃

③ 日最大降水量 6月22日

58.0 mm

③ 最低気温 12月27日 7時

-2.8℃

④ 1時間最大降水量 6月22日7時

34.5 mm

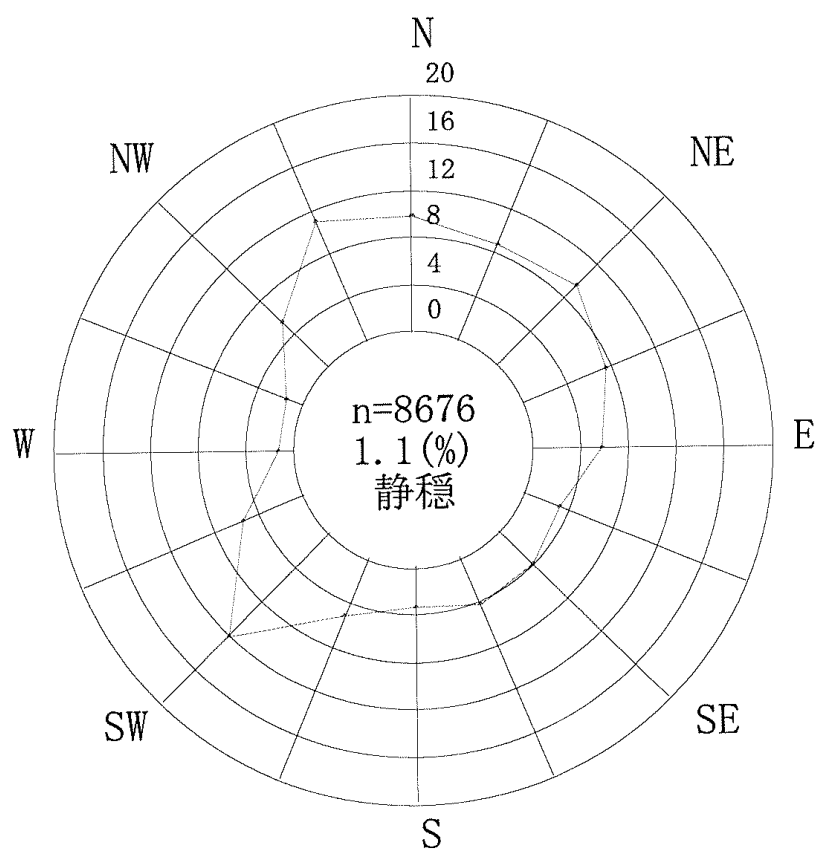
（風速）

最大風速 6月20日 2時

12.0 m/s

注）平成24年度の降水量は雨量計の故障により、10月・11月のうち37日間分のデータが欠測。

年間（平成24年4月～平成25年3月）



CALM=1.1%

図 5.4.1 東習志野測定局の風配図 （注）単位：％、CALM とは風速 0.4m/s 以下の割合

5.5. 大気関係汚染物質測定結果

5.5.1. 常時監視測定結果

(1) 二酸化窒素

表 5.5.1 二酸化窒素年間値測定結果（平成 24 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
鷺 沼	365	8686	0.014	0	0.0	0	0.0	0.075	0.045	0	0.0	6	1.6	0.037	0
東習志野	358	8533	0.013	0	0.0	0	0.0	0.064	0.041	0	0.0	3	0.8	0.033	0
谷 津	362	8568	0.018	0	0.0	0	0.0	0.074	0.043	0	0.0	4	1.1	0.038	0
秋 津 (自排局)	363	8619	0.021	0	0.0	0	0.0	0.084	0.053	0	0.0	24	6.6	0.048	0

(2) 二酸化硫黄

表 5.5.2 二酸化硫黄年間値測定結果（平成 24 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の年間最高値	日平均値の年間最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有・無	日
鷺 沼	365	8,676	0.002	0	0.0	0	0.0	0.040	0.009	0.006	無	0
東習志野	359	8,599	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	0.007	無	0

(3) 光化学オキシダント

表 5.5.3 光化学オキシダント年間値測定結果（平成 24 年度）

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
鷺 沼	365	5462	0.033	68	334	4	8	0.172	0.048

(4) 浮遊粒子状物質

表 5.5.4 浮遊粒子状物質年間値測定結果（平成 24 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
鷺 沼	363	8714	0.018	0	0.0	0	0.0	0.132	0.094	0.046	無	0
東習志野	358	8576	0.026	0	0.0	0	0.0	0.178	0.089	0.055	無	0
谷 津	362	8675	0.021	0	0.0	0	0.0	0.142	0.088	0.050	無	0
秋 津 (自排局)	362	8668	0.036	0	0.0	1	0.3	0.143	0.101	0.061	無	0

(5) 浮遊粒子状物質金属成分結果

表 5.5.5 浮遊粒子状物質金属成分結果（平成 24 年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

金属成分項目	鷺沼測定局	秋津測定局
浮遊粒子状物質	19.000	19.000
アルミニウム	0.320	0.300
バナジウム	0.004	0.005
総クロム	<0.001	<0.001
マンガン	0.014	0.014
ニッケル	0.002	0.003
銅	0.007	0.010
鉄	0.400	0.410
亜鉛	0.050	0.058
カドミウム	<0.001	<0.001
鉛	0.010	0.010

※ローボリューム・エアサンプラー法（数値は年平均）

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

表 5.5.6 微小粒子状物質年間測定結果（平成 24 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が 35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が 0.10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 とその割合	1時間値 の 最高値	日平均値 の 98%値	98%値評価 による 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
鷺沼	361	8683	13.4	5	1.4	97	33.5	0
秋津 (自排局)	236	5696	13.1	4	1.7	95	33.0	0

※秋津測定局については、環境基準との評価を行う条件である「有効測定日数（1日平均値に係る欠測が1日（24時間）のうち4時間を超えない日）が250日以上あること。」を満たさないため、参考値とする。

(7) 炭化水素類

表 5.5.7 非メタン炭化水素年間値測定結果（平成 24 年度）

測定局名	測定時間	年平均値	6～9時 における 平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値 最高値 最低値	6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合	6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	備考	
単位	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC ppmC	日 %	日 %		
鷺沼	8,674	0.14	0.16	365	0.75 0.02	88 24.1	29 7.9		
秋津 (自排局)	8,544	0.12	0.14	364	0.81 0.00	76 20.9	24 6.6		

※3時間平均値の測定時間は、すべて6時～9時

5.5.2. 酸性雨調査結果

表 5.5.8 酸性雨自動測定結果（平成24年度） 測定地点：東習志野測定局

項目 月別	pH 月平均値	電気 伝導率 月平均値 (mS/m)	降水 (mm)	(注1) pH一降雨平均値		(注2) pH瞬時値	
				最高値	最低値	最高値	最低値
平成24年4月	4.8	1.4	95.5	5.5	4.5	6.6	4.1
5月	4.7	1.6	158.5	5.0	3.9	5.9	3.8
6月	5.2	0.3	134.5	5.6	4.9	5.9	4.3
7月	4.6	1.2	84.5	5.0	4.4	5.6	3.8
8月	5.1	0.9	20.0	5.5	4.7	7.1	4.6
9月	5.0	1.2	102.5	6.5	4.6	7.6	4.2
10月	5.0	1.1	20.5	5.0	5.0	5.4	4.6
11月	4.9	1.5	51.0	5.0	4.5	6.1	4.4
12月	4.8	1.1	56.5	5.4	4.3	5.6	4.0
平成25年1月	4.5	1.1	54.0	4.5	4.3	5.5	3.8
2月	4.7	1.4	25.5	4.9	4.7	5.2	4.2
3月	4.7	2.9	29.0	5.4	3.7	6.9	3.7
年 間 平 均	4.8	1.2	69.3	－	－	－	－
年 間 最 高	5.2	2.9	158.5	6.5	－	7.6	－
年 間 最 低	4.5	0.3	20.0	－	3.9	－	3.7
年 間 合 計	－	－	832.0	－	－	－	－

(注) 1. 一降雨とは、降雨開始から降雨終了までの測定値の平均値。

2. 瞬時値とは、0.5mm降水の測定値をいう。

5.6. 水質環境調査結果

表 5.6.1 生活環境項目・その他の項目（その1）

測定項目	水域名 地点名	習志野市生活環境 保全計画目標値	八千代都市下水路	浜田川（Ⅰ）	浜田川（Ⅱ）
			八千代市境	実籾高校下	千葉市境
			平均値（目標値達成状況）	平均値（目標値達成状況）	平均値（目標値達成状況）
現地調査項目	水温（℃）	-	22.5（ - ）	17.7（ - ）	18.5（ - ）
	流速（m/s）	-	0.35（ - ）	0.15（ - ）	0.08（ - ）
	流量（m³/s）	-	0.12（ - ）	0.04（ - ）	0.04（ - ）
	透視度（cm）	-	>50（ - ）	>50（ - ）	>50（ - ）
生活環境項目	pH	6.0～8.5	7.5（ 4/4 ）	7.7（ 4/4 ）	7.5（ 4/4 ）
	DO（mg/L）	2以上	6.6（ 4/4 ）	7.3（ 4/4 ）	5.5（ 4/4 ）
	BOD（※）（mg/L）	10以下	3.7（ ○ ）	4.7（ ○ ）	5.9（ ○ ）
	COD（mg/L）	-	5.9（ - ）	5.6（ - ）	6.7（ - ）
	SS（mg/L）	ごみ等の浮遊が認められないこと	7（ 4/4 ）	3（ 4/4 ）	3（ 4/4 ）
	大腸菌群数（MPN/100mL）	-	84,000（ - ）	35,000（ - ）	99,000（ - ）
	全窒素（mg/L）	-	6.3（ - ）	5.1（ - ）	5.5（ - ）
	全磷（mg/L）	-	0.75（ - ）	0.28（ - ）	0.36（ - ）
	亜鉛（mg/L）	-	0.061（ - ）	0.015（ - ）	0.016（ - ）
その他の項目	塩素イオン（mg/L）	-	490（ - ）	23（ - ）	176（ - ）
	電気伝導率（mS/m）	-	173（ - ）	37（ - ）	94（ - ）

※BODは日平均の75%値

測定項目	水域名 地点名	谷 津 干 潟			菊田川
		谷津船溜出口	干潟出口	高瀬川入口	第七中学校脇
		平均値（最小値～最大値）	平均値（最小値～最大値）	平均値（最小値～最大値）	平均値（最小値～最大値）
現地調査項目	水温（℃）	18.1（ 6.0～30.8 ）	19.1（ 8.2～33.0 ）	19.5（ 8.2～32.5 ）	19.4（ 7.9～31.7 ）
	透視度（cm）	（ 13.0～>50 ）	（ 19.0～>50 ）	（ 32.0～>50 ）	（ 19.5～>50 ）
	濁度（mg/L）	-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）
生活環境項目	pH	7.9（ 7.6～8.3 ）	8.0（ 7.7～8.3 ）	7.9（ 7.6～8.2 ）	7.8（ 7.6～8.1 ）
	DO（mS/m）	5.9（ 3.2～8.5 ）	6.6（ 3.8～10.8 ）	6.9（ 3.9～10.0 ）	6.4（ 3.8～10.3 ）
	BOD（mg/L）	-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）
	COD（※）（mg/L）	5.8（ 3.0～9.1 ）	7.4（ 2.6～14.0 ）	4.8（ 2.4～7.8 ）	5.3（ 2.8～12.0 ）
	SS（mg/L）	18（ 4～85 ）	8（ 1～30 ）	11（ 2～34 ）	11（ 3～31 ）
	大腸菌群数（mg/L）	42,000（ 3,300～170,000 ）	3,200（ 49～7,900 ）	1,500（ 79～4,900 ）	11,000（ 130～49,000 ）
	全窒素（mg/L）	2.6（ 1.6～4.1 ）	1.6（ 0.84～3.0 ）	1.5（ 1.0～2.1 ）	2.1（ 1.3～3.8 ）
	全磷（MPN/100mL）	0.22（ 0.12～0.37 ）	0.15（ 0.040～0.33 ）	0.15（ 0.055～0.20 ）	0.22（ 0.10～0.42 ）
	亜鉛（mg/L）	0.037（ - ）	0.011（ - ）	0.016（ - ）	0.029（ - ）
その他の項目	塩素イオン（mg/L）	10,000（ 5,690～12,200 ）	14,700（ 11,300～17,400 ）	15,300（ 13,400～17,200 ）	12,400（ 9,830～15,400 ）
	電気伝導率（mS/m）	2,440（ 1,550～2,900 ）	3,340（ 2,830～3,930 ）	3,460（ 3,060～3,880 ）	2,880（ 2,460～3,430 ）

※CODは日平均の75%値

表 5.6.2 生活環境項目・その他の項目（その2）

測定項目		水域名	環境基準		海 域
		地点名			茜浜地先
					平均値（目標値達成状況）
現地調査項目	水温（℃）		—		19.6（—）
	透視度（cm）		—		45.5（29.0～>50）
生活環境項目	pH（海域C類型）	海域C類型	7.0～8.3	8.2	（3/4）
	DO（mg/L）	海域C類型	2以上	7.7	（4/4）
	BOD（mg/L）	—		—	（—）
	COD（mg/L）	海域C類型	8以下	6.2	（○）
	SS（mg/L）	—		10	（—）
	大腸菌群数（MPN/100mL）	—		—	（—）
	全窒素（mg/L）	海域IV類型	1以下	1.5	（×）
	全磷（mg/L）	海域IV類型	0.09以下	0.11	（×）
その他の項目	塩素イオン（mg/L）	—		15,900	（13,900～17,600）
	電気伝導率（mS/m）	—		3,490	（3,190～3,790）

※BOD、CODの平均値欄は75%値。習志野市環境保全計画目標値は、河川はE類型、海域は環境基準値。
 pH、DO、SS（河川）は日刊平均値で評価するため、達成状況欄は 達成数/調査数 である。
 BOD、COD、全窒素は、達成○、未達成×で表示。

表 5.6.3 特殊項目・健康項目

測定項目		水域名 地点名	環境基準	八千代都市下水路	浜田川（Ⅰ）	浜田川（Ⅱ）
				八千代市境	実籾高校下	千葉市境
				平均値 （目標値 達成状況）	平均値 （目標値 達成状況）	平均値 （目標値 達成状況）
特殊項目	銅	(mg/L)	-	不検出（ - ）	不検出（ - ）	不検出（ - ）
	溶解性鉄	(mg/L)	-	不検出（ - ）	不検出（ - ）	0.1（ - ）
	溶解性マンガン	(mg/L)	-	不検出（ - ）	不検出（ - ）	0.1（ - ）
	全クロム	(mg/L)	-	不検出（ - ）	不検出（ - ）	不検出（ - ）
健康項目	カドミウム	(mg/L)	0.003以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	全シアン	(mg/L)	検出されないこと	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	鉛	(mg/L)	0.01以下	0.005（ ○ ）	不検出（ ○ ）	0.001（ ○ ）
	六価クロム	(mg/L)	0.05以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	砒素	(mg/L)	0.01以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	総水銀	(mg/L)	0.0005以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	P C B	(mg/L)	検出されないこと	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	四塩化炭素	(mg/L)	0.002以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04以下	0.0006（ ○ ）	0.0008（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.03以下	0.0042（ ○ ）	0.007（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	不検出（ ○ ）	0.0003（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	チウラム	(mg/L)	0.006以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	シマジン	(mg/L)	0.003以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.02以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	ベンゼン	(mg/L)	0.01以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	セレン	(mg/L)	0.01以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10以下	5.2（ ○ ）	4.4（ ○ ）	3.4（ ○ ）
	ふっ素	(mg/L)	0.8以下	1.07（ × ）	0.13（ ○ ）	0.22（ ○ ）
	ほう素	(mg/L)	1以下	0.1（ ○ ）	0.5（ ○ ）	0.4（ ○ ）
	1,4-ジオキサソ	(mg/L)	0.05以下	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）	不検出（ ○ ）

※習志野市環境保全計画目標値は、環境基準値。 達成○、未達成× で表示。

5.7. 自動車交通量年度別推移

表 5.7.1 自動車交通量年度別推移

年度 (平成)	道路名 項目	① 東関東 自動車道路	② 国道357号	③ 京葉道路	④ 国道296号	⑤ 船橋都市 計画道路 3・1・3号	⑥ 国道14号	⑦ 主要地方道 長沼・船橋線
22	台/日	103,062	34,354	105,848	51,056	27,028	24,838	10,590
	大型 %	18.4	14.4	5.7	8.6	14.8	3.2	5.9
23	台/日	96,232	33,142	114,258	50,028	27,984	22,534	10,440
	大型 %	12.4	13.9	5.1	7.6	13.3	2.2	4.3
24	台/日	89,918	34,896	106,552	46,060	27,874	21,606	9,846
	大型 %	21.0	14.0	7.6	9.5	14.0	3.5	4.5

年度 (平成)	道路名 項目	⑧ 習志野都市 計画道路 3・4・12号	⑨ 習志野都市 計画道路 3・4・16号	⑩ 主要地方道 千葉・鎌ヶ谷・ 松戸線 - 1	⑪ 主要地方道 千葉・鎌ヶ谷・ 松戸線 - 2	⑫ 習志野都市 計画道路 3・3・2号	⑬ 主要地方道 千葉・船橋 海浜線	⑭ 習志野 都市計画道路 3・3・3号
22	台/日	13,960	6,518	16,066	29,112	16,494	20,994	12,088
	大型 %	3.8	2.6	0.4	5.9	5.9	13.7	4.2
23	台/日	14,492	6,658	14,794	24,898	15,376	22,924	14,636
	大型 %	2.6	1.1	0.5	3.7	2.2	12.6	3.6
24	台/日	15,796	5,992	14,156	25,544	14,192	22,476	13,552
	大型 %	2.3	1.3	0.5	2.8	8.5	10.5	3.3

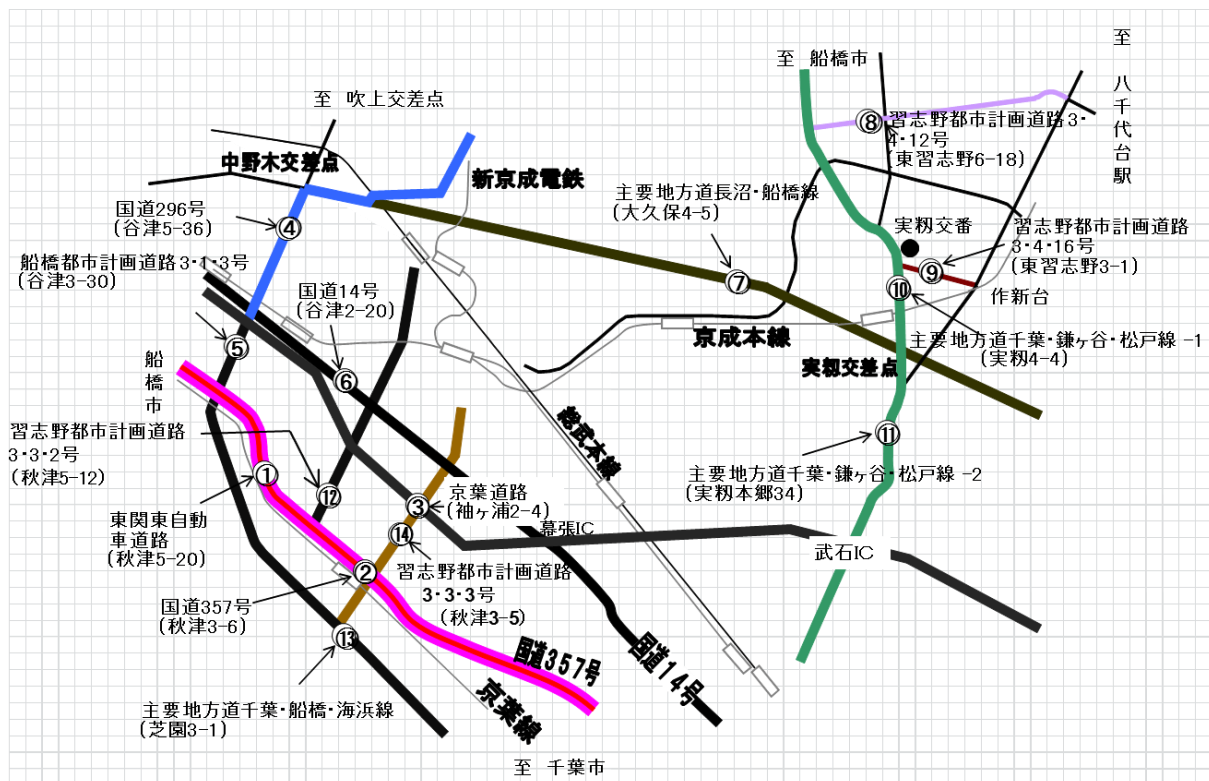


図 5.7.1 自動車交通量調査地点図

5.8. 地盤沈下調査結果

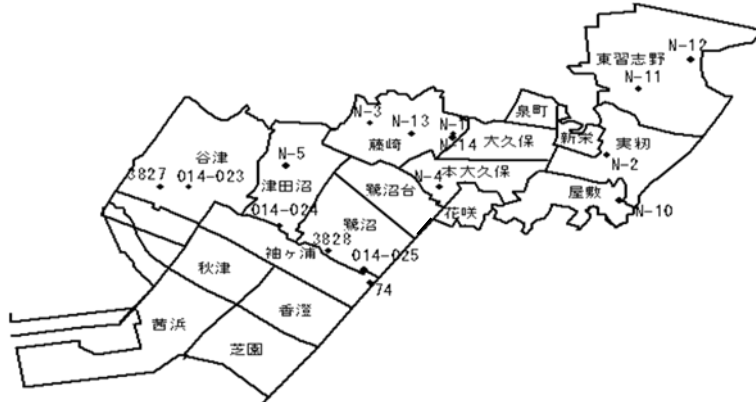


図 5.8.1 習志野市*水準点配置図

表 5.8.1 水準測量の成果表

標石番号	N-2		N-3		N-4	
所在地	実初2-776 京成電鉄踏切際鉄塔下		藤崎3-2-19 藤崎児童公園内		本大久保2-47-3 富士見児童遊園内	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成22	17.6187	-3.2	8.2949	-0.3	14.8175	+1.2
23	17.6136	-5.1	8.2913	-3.6	14.8132	-4.3
24	17.5401	-73.5	8.2308	-60.5	14.7611	-52.1

標石番号	N-5		N-10		N-11		N-12	
所在地	津田沼3-995 菊田神社内		屋敷3-3440 天津神社内		東習志野2-18-13 旧JFE建材(株)内		東習志野8-1-6 中央分離帯	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成22	6.1731	+0.7	23.4719	-0.2	27.8754	-0.3	27.4072	+0.1
23	6.1686	-4.5	23.4723	+0.4	27.8730	-2.4	27.4053	-1.9
24	6.1138	-54.8	23.4172	-55.1	27.8202	-52.8	27.3516	-53.7

標石番号	N-13		N-14		74		014-23	
所在地	藤崎1-286-1 習志野地区観測井		藤崎6-9-28 大久保小学校		袖ヶ浦6-1749-2 幕張インター内		谷津2-17-10 やしろクリーニング*店前	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成22	15.1832	+0.8	25.6141	+1.3	3.3070	+1.4	3.7119	+1.7
23	15.1796	-3.6	25.5925	-21.6	3.3036	-3.4	3.7076	-4.3
24	15.1290	-50.6	25.5369	-55.6	3.2556	-48.0	3.6595	-48.1

標石番号	014-024		014-025		3827		3828	
所在地	津田沼6-7-9 ギャラリーオペラ		鷺沼5-5-50 幕張インター内		谷津4-4-23		鷺沼1-12-15 中台企業(株)前	
測定年	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm	標高 m	変動量 mm
平成22	2.4328	+1.3	3.6536	+1.5	3.9148	+1.7	3.3410	+2.3
23	2.4281	-4.7	3.6504	-3.2	3.9109	-3.9	3.3367	-4.3
24	2.3809	-47.2	3.6020	-48.4	3.8614	-49.5	3.2891	-47.6

(注) 1. 標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面とは若干異なる。
(地表面は、水準点が地下埋設の場合は若干上に、地上設置の場合は下になる。)

2. 測量基準日は、平成22年及び23年は各年の1月1日。

平成24年は平成23年11月から平成24年3月。

(資料：千葉県環境生活部水質保全課)

5.9. 環境基準

5.9.1. 大気汚染に係る環境基準

表 5.9.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していない。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続していない。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の98%値が0.06ppm以下である。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下である。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

- ① 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値（昭和54年4月1日 大第114号）
日平均の年間98%値が、0.04ppm以下であること。
- ② 非メタン炭化水素の中央公害対策審議会指針値（昭和51年8月17日公布）
炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20から0.31ppmCの範囲にあること。

5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

表 5.9.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
2 全シアン	検出されないこと。	16 トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
3 鉛	0.01mg/L以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
4 六価クロム	0.05mg/L以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
5 砒素	0.01mg/L以下	19 チウラム	0.006mg/L以下
6 総水銀	0.0005mg/L以下	20 シマジン	0.003mg/L以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。	21 チオベンカルブ	0.02mg/L以下
8 PCB	検出されないこと。	22 ベンゼン	0.01mg/L以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23 セレン	0.01mg/L以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	25 ふっ素	0.8mg/L以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	26 ほう素	1mg/L以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

表 5.9.3 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

ア

類型\項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。（海域もこれに準ずる。） 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3～4. 省略					

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- ②水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 ③水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 ④工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 ⑤環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型\項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考	1. 基準値は、年平均値とする。（海域もこれに準ずる。）			

② 海域

ア

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考	1～2. 省略					

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

③環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型\項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考	1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型\項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 5.9.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下	15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
3	鉛	0.01mg/L以下	17	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
4	六価クロム	0.05mg/L以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下	20	チウラム	0.006mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	21	シマジン	0.003mg/L以下
8	PCB	検出されないこと。	22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23	ベンゼン	0.01mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	24	セレン	0.01mg/L以下
11	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	26	ふっ素	0.8mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	27	ほう素	1mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.5 土壌の汚染に係る環境基準

項目		環境上の条件	項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。	13	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	14	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	16	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	17	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	18	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
9	PCB	検液中に検出されないこと。	19	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	20	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
			21	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
			22	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
			23	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
			24	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
			25	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
			26	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
			27	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

5.9.5. 騒音に係る環境基準

表 5.9.6 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域（道路に面する地域以外）

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AAを当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等をいう。

5.9.6. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.7 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 省略 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

用語の解説

< あ行 >

■アイドリング・ストップ推進運動

駐停車や信号待ち等の間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を推進する運動。

■アオサ

各地の海岸に生育する緑色をした大きさ10～30cmの膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろえば短期間のうちに大繁殖して緑潮（グリーンタイド）となります。近年では、谷津干潟で大繁殖し、底生生物や腐敗臭による近隣住民への影響が懸念されています。

■青潮

東京湾では春から秋にかけて多く見られます。

大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する過程で、酸素の消費により酸素濃度は次第に低下します。この貧酸素状態になった水塊が、陸から沖に向かって吹く風等の気象条件によって、沿岸部の表層に上昇し、海水が青白く見える現象をいいます。青潮の発生により、沿岸部に生息する貝類や魚類が大量に酸欠死することがあります。

■赤潮

海域における※富栄養化現象のひとつで、海中の微小な生物(主に植物プランクトン)の異常増殖により海面が変色する現象をいいます。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により黄褐色や緑色等にも変色することがあります。

主として夏に多発し、魚介類のえらをつ

まらせたり、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

■硫黄酸化物 (SO_x)

石炭や石油等の、硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) の総称です。SO₂は亜硫酸ガスともいい、無色、刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎や気管支ぜんそくの原因となります。

■一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに、商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

■エコ・ステーション

低公害車の一つである、代替燃料自動車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車に燃料や電気を供給する場所の総称。

■温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称で、増加すると地球温暖化を引き起こします。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6種類が削減の対象となっています。

< か行 >

■環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のことで、

環境基本法第 16 条に基づき定められています。現在、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法第 105 号)第 7 条の規定に基づき定められています。この基準は行政上の目標であり、公害発生源(工場等)に対する規制基準とは異なります。

■環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)

動物の生体内で、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質で、微量でも生殖異常や免疫異常を引き起こすと考えられています。

環境ホルモン作用の明らかになった物質として、ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノール A があります。

■観測井戸

地層の状況を検討し、観測すべき*帯水層の位置に合致する部分にストレーナーを設けたケーシングを挿入して、目的とする帯水槽の水位や水質等のデータを得るための井戸をいいます。

■規制基準(排出基準・排水基準)

工場や事業場等が遵守すべき公害の発生に係る許容限度をいいます。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準といいます。

■魚類に対する予測無影響濃度

魚類へ害を及ぼさない最大の濃度に、10

倍の安全率を乗じて設定された濃度です。

なお、人への健康影響濃度については、現在国が各種実験中であり、魚類の予測無影響濃度が、そのまま人には当てはまらないことに留意する必要があります。

■京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間(2008 年～2012 年)の間に、先進国等に対して温室効果ガスを一定数値(日本は 6%)以上削減することを義務付けた議定書です。平成 17 年(2005 年)2 月に発効しました。

■グリーン購入

製品等を購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。カドミウム等の重金属類を中心に 27 項目あります。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線的作用により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン(O_3)、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、春から夏にかけ日差しが強くて風の弱い日に発生しやすく、目やのどを刺激します。

■公害（典型7公害）

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることです。（環境基本法第2条第3項）

■公共用水域

水質汚濁防止法によると、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、終末処理場を有する公共下水道は除きます。

< さ行 >

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油等20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

■酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化されたものです。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスによりpH5.6程度の弱酸性であることから、pHがそれ以下の雨を酸性雨といいます。

■循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

■水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状況を測定するにはこの水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの9項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

■生物多様性条約

生物の多様性（生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。）に関する条約の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 を目的とする国際条約です。日本は平成5年（1993年）に締結国になりました（同年条約発効）。

平成22年（2010年）6月現在192か国及び欧州連合（EU）が締結しています。ただし、米国は未締結。この条約の締結国会議がほぼ2年毎に開催されています。

■総量規制

環境基準を達成するため、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）と水質汚濁防止法（COD、窒素及びりん）に

基づく総量規制があります。

< た行 >

■炭化水素類（HC）

炭素と水素からなる有機化合物の総称で、メタン、エタン、プロパン、ベンゼン、トルエン等があります。塗料、溶剤、ガソリン等から直接大気に放出されるほか、自動車等の排出ガスにも含まれています。窒素酸化物とともに、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。

■帯水層

実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっている地層です。逆に地下水を通しにくい地層は難透水層といいます。

■窒素酸化物（NO_x）

燃焼一般に伴って発生し、その多くは一酸化窒素（NO）として排出され、空気中の酸素に触れると酸化され二酸化窒素（NO₂）に変化します。

NO は、空気よりやや重い無色の気体で、刺激性はありませんが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害します。NO₂は、赤褐色、刺激性の気体で、水に溶けにくく、肺深部まで侵入するため、肺に対する毒性が強いです。

■鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣を積極的に保護繁殖させる場所として、環境大臣又は都道府県知事が指定します。このうち、国際的又は全国的な見地から重要な区域については、環境大臣が国指定鳥獣保護区に指定します。

本市では、谷津干潟が国指定鳥獣保護区に指定されています。

■天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群（300～40 万年くらい前に海底で堆積した地層）中に存在しています。

■トリクロロエチレン等

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素の有機塩素化合物 4 物質の総称。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていました。これらが原因で全国的に地下水汚染が問題となっています。

< は行 >

■ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等をいいます。

■ばい煙

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、そのほか窒素酸化物等の有害物質をいいます。一般的には、ガス状の黒煙をいいます。

■ビオトープ

生物を意味する「Bio（バイオ）」と場所を意味する「Tope（トープ）」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間をいいます。

■微小粒子状物質

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さいものをいいます。健康への影響が懸念されています。

■ふっ素（F）

常温では淡黄色、特異臭のある気体で天然には単体としては産出せず、蛍石、氷晶石などのふっ化物として存在します。土壌、水、空気、更に動植物体内のほとんどすべてに含まれています。

■富栄養化

閉鎖性水域において、河川等から窒素、リン等の栄養塩類が運ばれ、大量に存在すると、プランクトンの異常増殖をもたらし、二次的汚濁である赤潮やアオコが発生し、水道や漁業に障害がでます。

■ブンドール湿地

オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリズベン市の北 15km の場所にあります。周囲にモートン湾、ケドロ川、キャペツトリー運河、ケドロ川排水路及びゲートウェイ幹線道路が走っています。ブンドール湿地はブリズベン最大の湿地であり、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。

■浮遊粒子状物質

（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガ

ス等の人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災等）のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子とがあります。

■閉鎖性水域

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。

■ほう素（B）

自然界に存在し、植物及び動物の必須元素です。温泉水や海水には比較的高い濃度で含まれています。

< や行 >

■谷津田

平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形を谷津あるいは谷戸といい、地名の由来となっています。そこに設けられた田を谷津田といいます。

< ら行 >

■ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて 1971 年（昭和 46 年）に締結されました。

この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。

平成 5 年（1993 年）6 月の釧路会議において、わが国では本市の「谷津干潟」を含めた 5 か所が登録されました。国内の登録地は 46 か所（平成 25 年 3 月現在）となっています。

< わ行 >

■ワークショップ

まちづくり等におけるワークショップとは、様々な立場の人が参加し、技術や知恵を持ち寄って、共同作業により解決策を考えたり、提案を行うことをいいます。

キキシン) を1として、ダイオキシン各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度の TEQ 換算値といいます。

< 英略語等 >

■BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■DO (Dissolved Oxygen : 溶存酸素量)

水中に溶解込んでいる酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

■pH (水素イオン濃度)

酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7 が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

■TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 2, 3, 7, 8-TCDD 毒性等価濃度)

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロジベンゾジオ

習志野市環境白書（平成 25 年版）

編集・発行 千葉県習志野市環境部環境政策課

習志野市鷺沼 1-1-1

問合せ先 習志野市環境部環境政策課

電 話 047(451)1151（内線 258・375・434）

F A X 047(453)5578



習志野市は、
環境保全に関する普及啓発の
シンボルとして
エコマークを使用しています。

この冊子は再生紙を利用しています。

印刷インキは大豆油インキを使用しています。